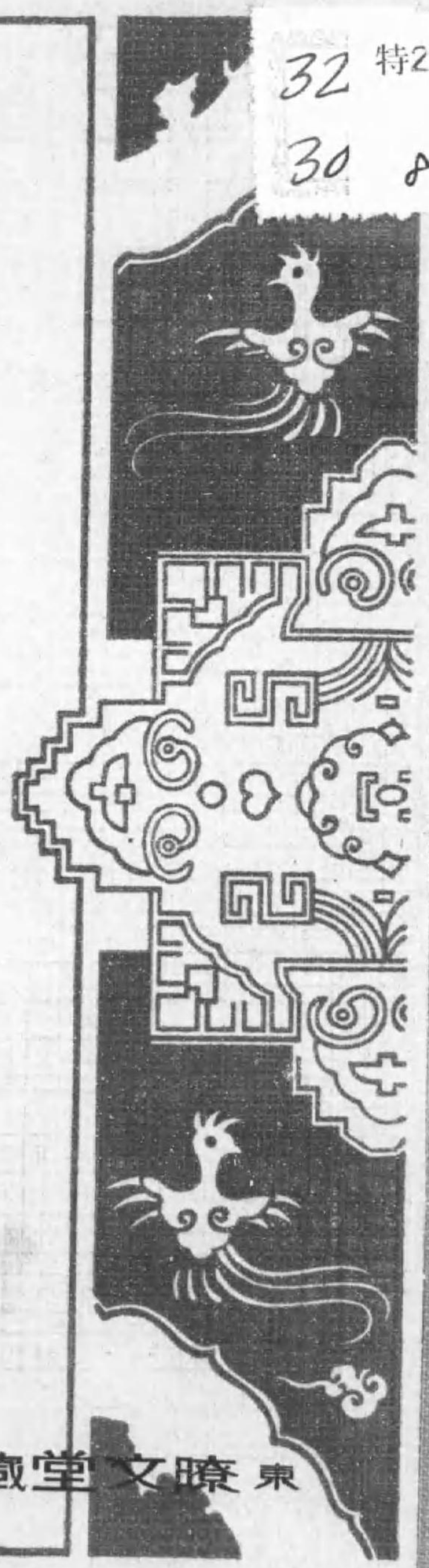


32 特216  
30 89

文學士藤井甚太郎著

改訂 中學日本歷史教科書 上卷



東京 文叢堂 藏版

始





特216  
89



訂 改

# 中學日本歷史教科書



文學士  
藤井甚太郎著



東京

瞭文堂藏版



## 例言の一

### 教師諸氏に對して

- 一、本書は、中學校初年級生徒用として、文部省制定の教授要目に準據し、平易簡明を旨として著述した。
- 一、中學校に於ける國史教授は、國民精神作興竝に訓育上最も重要なものであるから、本書に於て記述の足りない諸史實は、充分に補足せられて、本書の使用命を全うせられんことを願ふ次第である。
- 一、記述に就ては、多年教授の實際に當られた辱知諸君の指導を受けた點が多く、厚く諸君に謝意を表するのである。尙教科書として實際講筵に使用せられたとき、本書の缺陷と思惟せらるゝ諸點は、何卒示教を賜はらんことを懇請致すのである。
- 一、本書には生徒記誦の便宜上本文の外に、各篇各章の終りに總括を附し、又年



表附圖をも加へ置いたから、生徒に此等の利用を指導せられたい。

一、曩きに大正十四年中學日本歴史教科書を公刊した際には、文章體を用ひたが、改訂本に於ては口語體を用ひ、説話の資料として多少説明的記述を挿入し、且詩歌の詠史に亘るものを附加へ、挿圖に於ても變更した點が頗る多い。

昭和四年九月

藤井甚太郎

## 例言の二

生徒諸君に對して

- 一、中等學校に於ける歴史の授業は、文部省で其授業項目を制定してあるので、本書記述の順序内容等は略此に準據して、平易簡明、口語體で記述した。
- 一、右様の次第であるから、教師諸先生が時間の許す限りに於て補足せらるゝ講義には、特に注意して、事件の始末と其意義を會得せられて欲しい。
- 一、教科書本文の外に章末篇末に總括を附して置いたから、聴講記誦の後に知識の統一を試み、年表に就ては時代の觀念を、附圖に就ては場所の觀念を養ふに務められたい。
- 一、國史は國民精神並に人格陶冶の基礎をなすものであるから、日常精讀して國體の精華を會得し、先人の遺業を仰慕せらるゝやうにして欲しい。又小學校で授業せられた國史・國語讀本又修身書中に記述せられた歴史事項は、



本教科書授業の際に關係の事項を辿つて復習に務められたい。

昭和四年九月

藤井甚太郎

訂改 中學日本歴史教科書 上卷

目次

第一編 上古史 神代から蘇我氏の滅亡まで

第一章	神代	一
第二章	神武天皇	五
第三章	崇神天皇 垂仁天皇	八
第四章	日本武尊	三
第五章	三韓 任那及び三國 神功皇后	五
第六章	文物の傳來	八
第七章	仁德天皇 雄略天皇	三
第八章	朝鮮半島の變遷	五



第九章 佛教の傳來 蘇我物部二氏の争亂……………二七

第十章 聖德太子……………三

第十一章 蘇我氏の無道と其滅亡……………五

總括……………三七

第二編 中古史 大化の新政から平氏の滅亡まで

第一期 大化の新政から奈良時代の終まで

第一章 大化の新政……………元

第二章 蝦夷の服屬 朝鮮半島の變遷……………四一

第三章 天智天皇 律令の撰定……………四四

第四章 奈良奠都 隼人及西南諸島の服屬……………四九

第五章 聖武天皇 奈良時代の佛教文物……………五一

第六章 和氣清麻呂……………五七

總括……………六〇

第二期 平安奠都から平氏の滅亡まで

第七章 平安奠都 蝦夷の鎮定……………六一

第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢……………六四

第九章 嵯峨天皇 佛教の新宗派 漢文學……………六六

第十章 攝政關白……………六九

第十一章 菅原道眞……………七二

第十二章 地方の情況 承平・天慶の亂……………七五

第十三章 藤原氏の榮華……………七八

第十四章 平安時代の文物……………八一

第十五章 刀伊の入寇 前九年・後三年の役……………八五

第十六章 後三條天皇 院政 僧兵……………九〇



第十七章 保元平治の亂……………九五

第十八章 平氏の盛衰 諸源の舉兵……………九八

總括……………一〇四

訂改 中學日本歴史教科書 上卷 目次終

訂改 中學日本歴史教科書 上卷

文學士 藤井甚太郎 著

第一編 上古史

神代から蘇我氏の滅亡まで

第一章 神代

類なき國體

●我が國體 我が大日本帝國は、日本民族が主として國を建てたもので、國の肇めから、上には萬世一系の天皇がおはしまして、民を愛し、教を垂れ給ひ、下には忠勇なる國民があつて、常に天皇を尊び、父祖の志を繼いで世々忠孝の道を盡したから、まだ一度も外國の侮を受けたことなく、國運いや榮えに榮えて、類なき目出度い國家を成してゐる。我等は此の譽を傷けないように心がけねばなら



ぬ。

國民は一つ心にまもりけり、遠つみおやの神のをしへを（明治天皇御製）

●天照大神 我が國の古き傳には、國の初の歴史として神々の御

事蹟が傳へられて居る。太古伊弉諾尊伊弉冉尊と申す二柱の神が、大八洲國をお開きに  
 再尊と申す二柱の神が、大八洲國をお開きに  
 神なつた。二神の御子天照大神は、女神であら  
 せられたが、御徳極めて高く、高天原を治めて  
 農業・織物などをおすすめになつた。然るに  
 大神の御弟素戔嗚尊は、あらくししい御行が  
 あつたから、神々は天安河原に會合し、尊を根  
 國（島根縣）に逐はれた。尊は出雲の簸川上で  
 賊（八岐の大蛇と云ふ）を平げて叢雲劔を得、之を大神に上られた。  
 素戔嗚尊は朝鮮にも渡られたと傳へられて居る。



太古の二神  
 大八洲國  
 天照大神  
 高天原  
 素戔嗚尊  
 叢雲劔

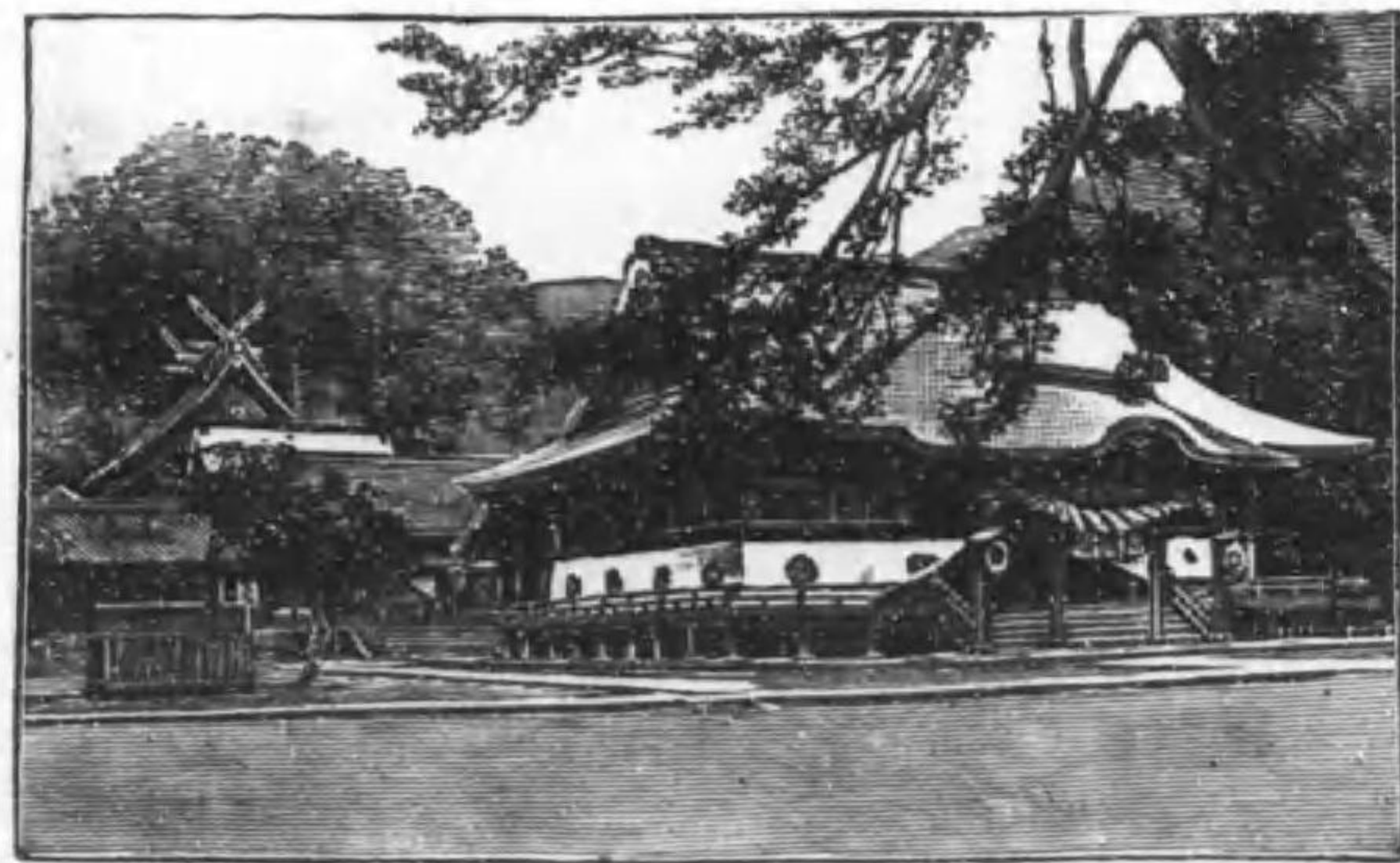
大國主命の經營

●大國主命 素戔嗚尊の御子大國主命は、出雲におはして四方を

從へ、土地を開き、醫藥禁厭の法を教へ  
 などされて、出雲の文明は特に進んだ  
 と云ふ事である。後天照大神は經津  
 主神（今の官幣大社香取神宮の祭神）武甕槌神（今の官幣大  
 社の祭神）を出雲に遣はし、此の國は永く大  
 神の御子孫に屬すべきものであると  
 諭させられた。命は謹んで國土を奉  
 り、己れは杵築宮に退かれた。（今の官幣  
 大社に、その地にこの命をお祀り申したのである）

●天孫降臨 そこで大神は御孫瓊々

杵尊に勅して「豊葦原瑞穗國は吾が子  
 孫の君たるべき地なり、汝皇孫ゆいて治めよ、天日嗣の隆えまさん



出雲大社

經津主神  
 武甕槌神  
 杵築宮  
 瓊々杵尊  
 大神の御神勅



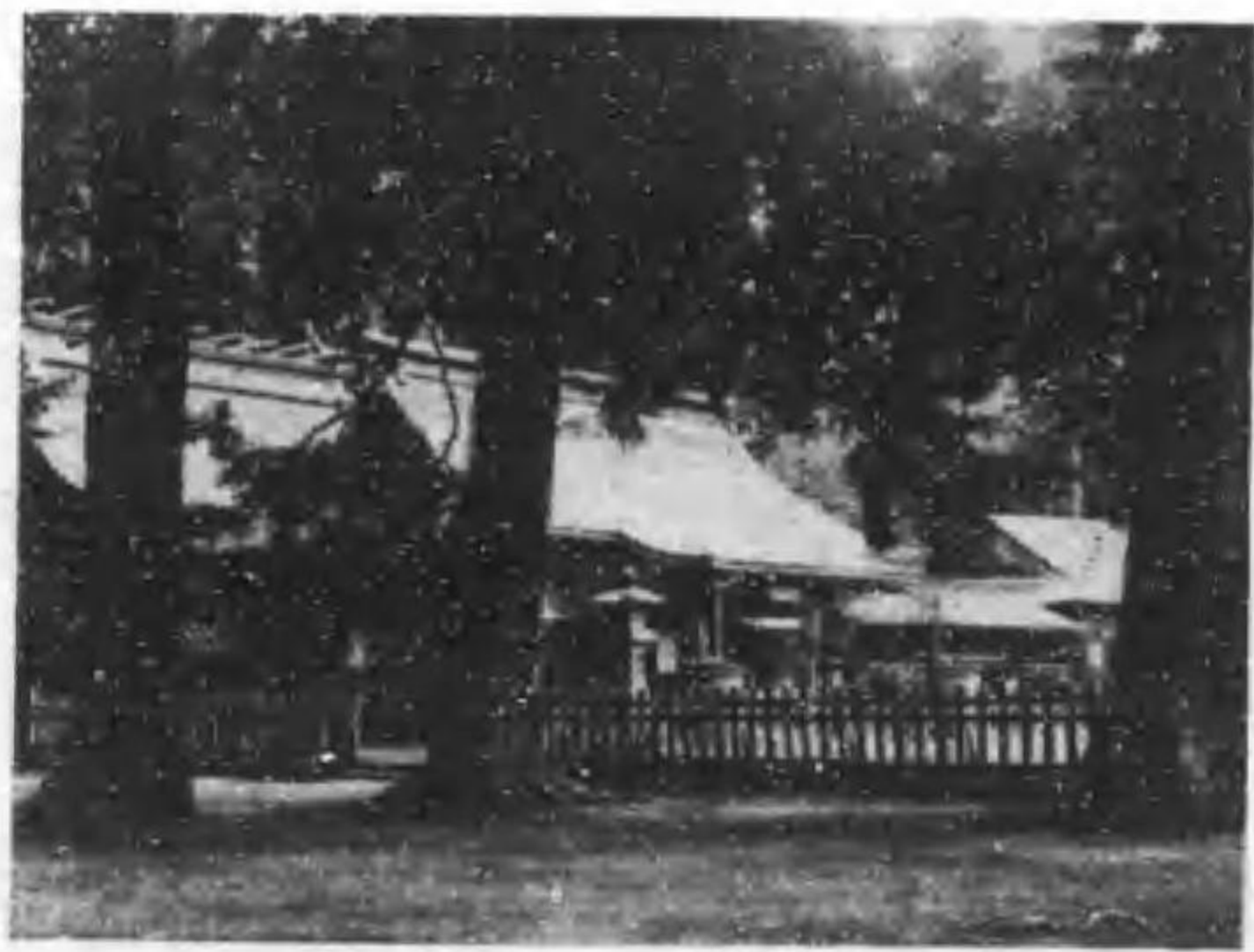
皇基の遂遠

三種神器

日向三代

神代

こと天地と共に窮りなかるべし」と宣ひ、また八咫鏡に叢雲劍・八坂瓊勾玉をそへて尊に授け、この鏡を見ること、我を見るが如くせよ」と仰せになつた。萬代に動きなき我が國の基は、實にこの御神勅によつて定まつた。この三種の神器は、御代々の天皇相傳へて皇位の御璽とお定めになつた。かくて瓊々杵尊は天兒屋根命(中區氏・天忍日命(天伴氏)・太玉命(齋部氏)など、多くの神々を従へて日向の高千穂峰(崎縣・鹿兒島)にお降りになつた。これから御三代の間、この地にあつて恩澤を西國にお施しになつた。國史の上で、以上神々の御事を傳へた時代を神代と申して居る。



香取神宮

〔御系圖〕 一 二頁に續く

伊弉諾尊 — 天照大神 — 天忍穗耳尊 — 瓊々杵尊 — 彥火々出見尊 — 鸕鷀草葺不合尊 — 神武天皇  
 伊弉冉尊 — 素戔鳴尊 — 大國主命 — 五十鈴媛

【總括】 第一章

- 我が國體 — 萬世一系の天皇 — 忠勇なる國民 — 外國の侮を受け無い — 類なき國
- 天照大神 — 伊弉諾尊・伊弉冉尊二神 — 大八洲國 — 天照大神が高天原をお治めなされた — 素戔鳴尊が出雲に下られた — 叢雲劍
- 大國主命 — 大國主命の國土經營 — 經津主神・武甕槌神が國土奉還を説かれた — 大國主命が杵築宮に退かれた — 出雲大社
- 天孫降臨 — 瓊々杵尊への神勅 — 皇基の遂遠 — 三種の神器 — 日向の高千穂峰 — 日向の御三代 — 神代

第二章 神武天皇

● 御東征 神武天皇と申し上ぐるは、人皇第一代の御方で、天孫瓊瓊杵尊の御曾孫に當らせられる。父の鸕鷀草葺不合尊の御遺業をお継ぎになつて、日向におはしたが、遙東の方の國々がまだ皇威

(一) 神武天皇



御東征の御企

御順路

に服さないと思召され、是非之を平げて皇祖神勅の御旨をまつたうしようと思召し、皇族方と軍を率ゐて日向を御出發になり、海路豊トヨ(大分縣)・筑紫ツクシ(福岡縣)・安藝アキ(廣島縣)・吉備キ備(岡山縣)を経て、浪速ナニ(今大阪)にお著きになり、更に東方大和をさして、御軍をお進めになつた。

●大和平定

是より先、大和に天降られた天神の御子に饒速日命と申す御方がおはしたが、登美邑トミ(生駒郡)の長髓彦ナガスミヒコといふ者、命を奉じて天皇の軍を孔舍衙坂ウツサカ(生駒郡)に防いだ、皇軍勝つことが出来ず、皇兄五瀬命イツセノミコは流矢に傷かれた。天皇は路を轉じて、紀伊の南方から御上陸になり、熊野の山又山をお越になり、道臣命ミチノミコ(天孫日子孫)の先導



饒速日命  
長髓彦  
孔舍衙坂

饒速日命の歸順

で、吉野地方に出で、ゆく／＼土賊を平げ、進んで長髓彦をお攻めになつた。饒速日命は天皇の軍に敵することの道ならぬ事を、長髓彦に諭されたが、長髓彦が従はなかつたので、遂に之を誅して降られた。かくて天皇は各地に據れる諸々の従はない賊を平げて、大和地方を御平定になつた。

武勳を表はす金鷄勳章は、此時の古傳によつて制定せられたものである。

●御即位

ここに於て、天皇は畝傍山の東南なる橿原に宮殿を營み、三種の神器を奉安し、御即位の禮を舉げ、大國主命の裔なる五十鈴媛を皇后にお立てになつた。この年は實に



宮神原橿

橿原

五十鈴媛



紀元元年

我が帝國の紀元元年で、西洋の紀元に先立つこと、六百六十年である。(紀元節は此日を記念する祝日である)

祭政一致  
天種子命  
天富命  
武衛の將  
道臣命  
可美眞手命  
國造・縣主

四 御政治 天皇は天種子命(天兒屋根命の祖)・天富命(太玉命の祖)をして、祭祀を掌り、兼ねて政治をたすけさせ、道臣命(天忍日命の祖)・可美眞手命(饒速日命の祖)をして、宮殿を守護させ、又地方には國を治め、縣を掌る國造縣主などをお置きになつた。かくて中央地方の政治が整ひ、建國創業の御事業が出来上つた。

橿原の遠つ御祖の宮柱たてそめしより國はうごかず (明治天皇御製)

【總括】 第二章

- 一 御 東 征 神武天皇 御東征の御企 御願路(日向・瀬戸内海・浪速)
- 二 大 和 平 定 長髓彦は饒速日命を奉じて孔合衙坂に防いだ 皇軍熊野御迂回遊さる 饒速日命が皇軍に降られた 土賊平定
- 三 御 即 位 欽傍山の東南橿原で即位 五十鈴媛 紀元元年
- 四 御 政 治 祭政一致(天種子命・天富命) 武衛の將(道臣命・可美眞手命) 國造・縣主

第三章 崇神天皇 垂仁天皇

(10) 崇神天皇

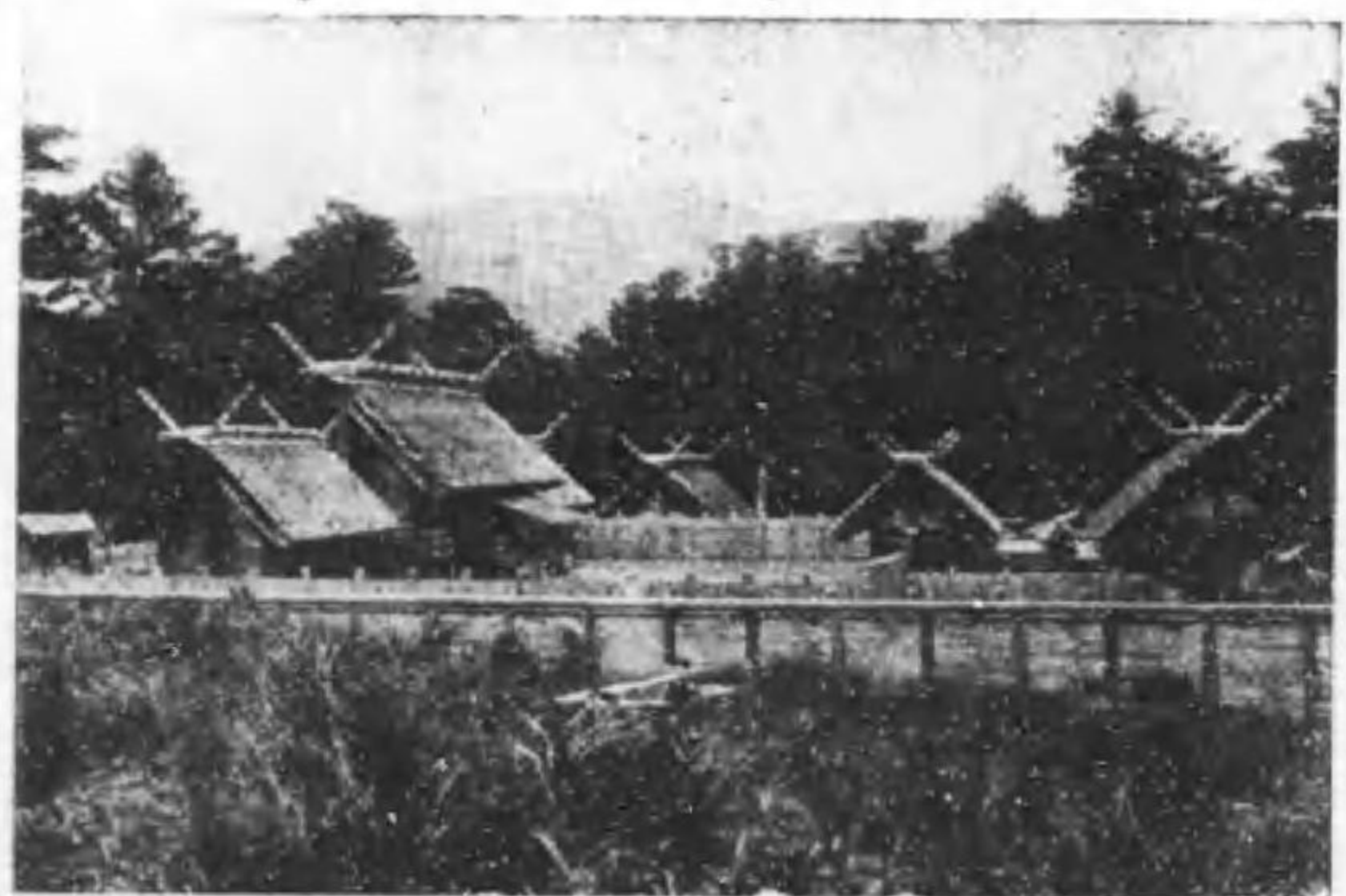


大和地区要地地圖

一 神器の奉遷

三種の神器は、御代々宮中にお置きになつて居たが、神武天皇の後八代を経て、第十代崇神天皇の御代に至り、天皇は神を敬ひ給ふ御心から、神器と同殿にいらせられることを、恐れ多く思召され、

八咫鏡を天照大神の御神體とし、天叢雲劍をそへて大和の笠縫邑に遷し、皇女豊鍬入姫命をして祀らせ、宮中には別に鏡劍をば、模造させて八坂瓊勾玉と共にお置きになつた。第十一代垂仁天皇の御



崇神天皇宮

笠縫邑  
豊鍬入姫命

(11) 垂仁天皇



倭姫命  
皇大神宮

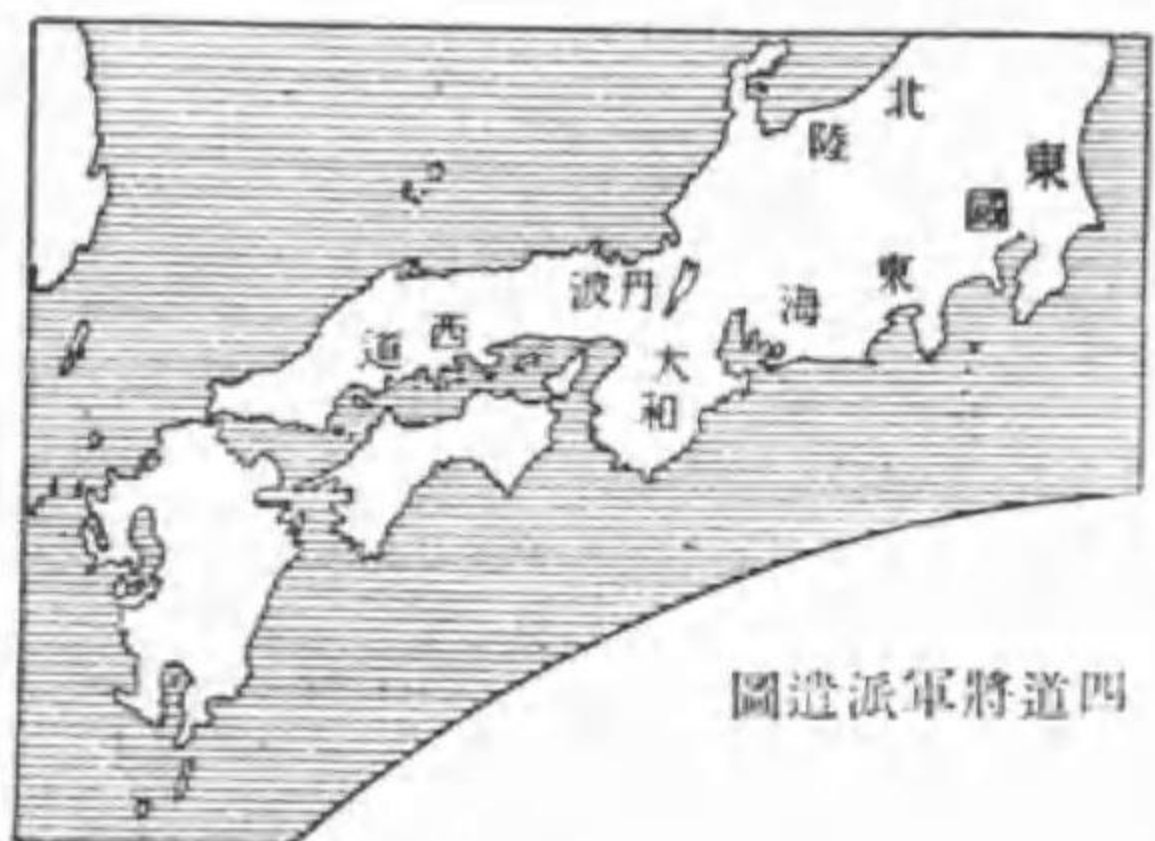
四道將軍(崇神天皇朝)  
大彥命(北陸)  
武渟川別命(東海)  
吉備津彥命(西道)  
丹波道主命(丹波)

豊城入彥命

人口(崇神天皇朝)  
調査(皇朝)

代になつて、皇女倭姫命は勅命によつて、八咫鏡叢雲劍を更に伊勢の五十鈴川のほとりに遷し、宮を建て、お祀りになつた。今の皇大神宮(宮内)である。

②四道將軍 崇神天皇の頃皇威はまだ遠方に及ばなかつたので、天皇は大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彥命を西道(關西)に、丹波道主命を丹波(山陰)に遣はして、各々その地方を平げさせになつた、これを四道將軍といふ。皆皇族の方々に、御子孫永くその地方を治められた。天皇はまた皇子豊城入彥命をして、東國を鎮めさせになつたから、皇威はますます邊陲の遠きにまで及んだ。



③民業の奨励 崇神天皇は、また民治に力をお注ぎになり、始めて人口をしらべ、男には弓弾の調を、女には手末の

調

農業

交通

調を奉  
らせら  
れ、また  
八百餘  
の池溝  
を掘らせて農業を勧め、或は船を造らせて、交通の便をおはかりになつた。次の垂仁天皇の御代にも、産業は亦ますます起り、天下よく治まつた。

〔御系圖〕 二 三頁及四頁に續く



【總括】 第三章

- ① 神器の奉還 — 崇神天皇即位 — 天皇の敬神(神器(鏡・劍)の奉還) — 笠縫邑 — 豊鍬入姫命 — 垂仁天皇 — 倭姫命 — 皇大神宮
- ② 四道將軍の派遣 — 大彥命北陸へ — 武渟川別命東海へ — 吉備津彥命西道へ — 丹波道主命丹波へ — 豊城入彥命東國へ
- ③ 民業の奨励 — 戸口調査(調(弓弾の調・手末の調)) — 農業 — 交通 — 垂仁天皇と農業 — 産業の振興



### 第四章 日本武尊

(一)景行天皇

天皇の熊襲征伐

日本武尊の熊襲征伐

川上臯帥



●熊襲征伐 第十二代景行天皇の御代に、九州の南方に據つた熊襲と云ふ標悍な種族が叛いたから、天皇親ら御征伐になつた。その後又叛いたので、この度は皇子日本武尊をして、之をお討たせになつた。尊は熊襲の地に行つて、酋長川上臯帥を殺し、その餘類を平げられた。時に御年十六でおはした。

まづろはぬ熊襲たけるのたけきをも  
うち平げしいさを雄々しも

(明治天皇御製)

日本武尊の蝦夷征伐

駿河の御難

草薙劍

弟橘姫の貞烈

蝦夷平定

能褒野に薨去

#### ●蝦夷征伐

この頃、東北地方にはびこつてゐた蝦夷が叛いたので、天皇は又日本武尊を遣はして征伐させられた。尊は伊勢の神宮に詣で、御叔母倭姫命から叢雲劍を授けられ、尾張を経て駿河に至られた。

此時賊が尊を欺いて焼き殺さうとしたから、尊は叢雲劍を抜いで草を薙ぎ、かへつて賊を滅ぼされた。これから叢雲劍を草薙劍とも申すことゝなつた。御遭難は、今の焼津(静岡縣)の邊と云ふことである。

尊は進んで相模から上總へ海を渡らうとなされたが、風浪が激しかつた。その時、妃橘姫は尊の御難を身を以て救はうと思召し、神に祈つて海に入られた。尊は無事上總に渡り、更に陸奥に入り、蝦夷を平げられ、ここから軍を廻して、甲斐・信濃を経て尾張に出で、近江の伊吹山(滋賀縣と岐阜縣の境)に賊を討たれたが、病にかかり、遂に伊勢の能褒野(三重縣鈴鹿郡)で薨せられた。草薙劍は尾張の宮簀媛のもとに留



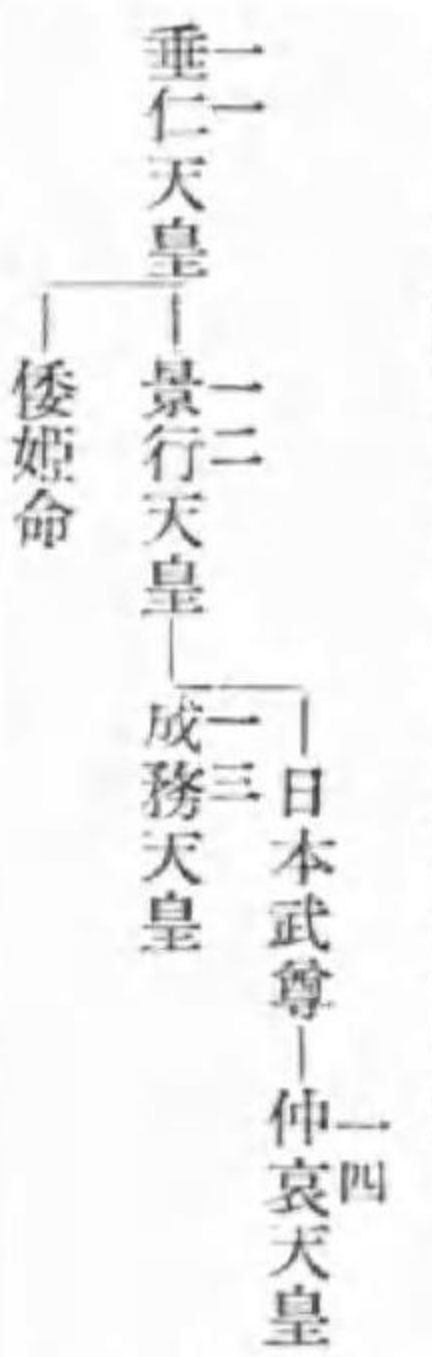
天皇の御巡視  
御諸別王

め置かれたから、後その地に宮を建てて之をお祀りした(今の熱田)。その後、天皇は尊の定められた地方を御巡行になり、ついで御諸別王(命の曾孫)をして東國を治めさせになつた。

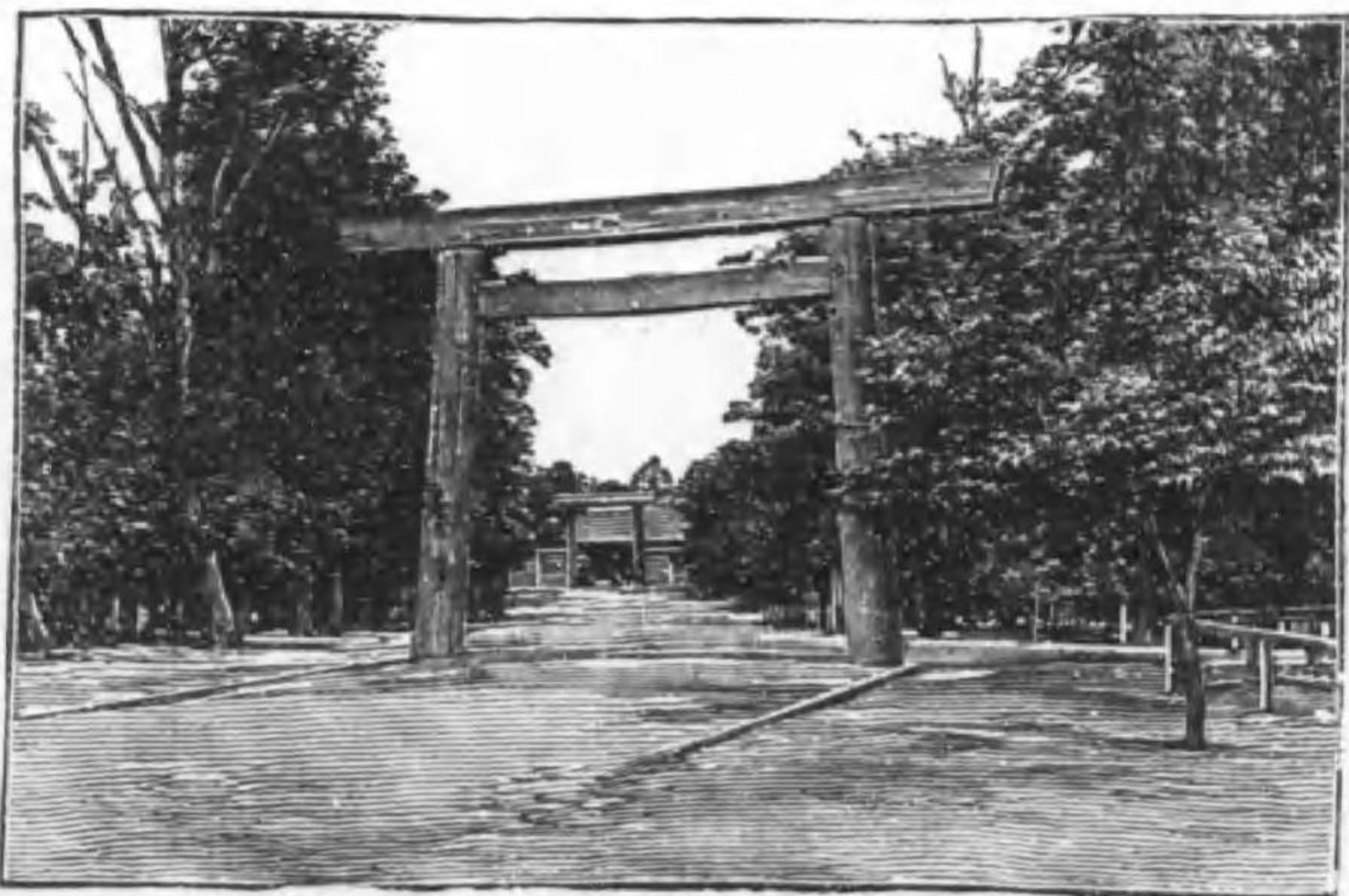
③成務天皇 かく皇威は九州から東

北地  
方  
に  
ま  
で  
も  
及  
んだから、第十三代成務天皇は、大いに地方の政治をお整へになり、國造・縣主・稻置等を任命して、之を治めさせられ、又朝廷には始めて大臣を置き、武内宿禰(孝元天皇の曾孫)を之に任せられ

〔御系圖〕三 二頁及三頁に續く



(三)成務天皇  
地方政治  
國造・縣主・稻置  
大臣  
武内宿禰



熱田神社宮

た。

【總括】 第四章

- 熊襲征伐 — 天皇の熊襲征伐 — 川上鼻帥
- 蝦夷征伐 — 日本武尊の蝦夷征伐 — 伊勢神宮御拜と神劍拜受 — 駿河の御難 — 草薙劍 — 上總・陸奥・甲斐・信濃 — 伊吹山の賊 — 能褒野に薨去 — 熱田神宮 — 天皇の御巡視 — 御諸別王の東國統治
- 成務天皇 — 中央政府(大臣・武内宿禰) — 地方政治(國造・縣主・稻置)

第五章 三韓 任那及び三國 神功皇后

●三韓及三國 我が國殊に

出雲地方と朝鮮半島とは、既に神代から交通が開けて居た。古代に、朝鮮半島の北部に、朝鮮と稱する國があつたが、我が開化天皇の御代に、漢(支)の領地となつてゐた。そ



三韓及三國・任那圖

上古の朝鮮半島



三韓  
馬辰韓  
弁韓

三國  
新羅  
高麗  
百濟

大伽羅國

鹽乘津彦

日本府

任那

(四)仲哀天皇

の頃半島の南部には韓族が主として建國した馬韓・辰韓・弁韓の三國があつて、之を三韓と稱した。その後崇神天皇の御代に、辰韓の地に新羅が起り、少し後れて半島の北部に高麗が起り、垂仁天皇の御代に、馬韓の地には高麗の一王族の建てた百濟が起つて、三國が鼎立の形勢をなした。

●任那 是より先、弁韓は數多の小國に分れて居たが、その中に大伽羅と云ふ國があつた。崇神天皇の御代に、新羅に攻められて、援を我が國に請うたので、天皇は鹽乘津彦といふ將軍を遣はして、鎮めさせられた。これが後の日本府の起りである。垂仁天皇は大伽羅に國號を任那と賜はつた。

●熊襲の叛 成務天皇の次に、日本武尊の御子仲哀天皇が、位にお即きになつた。天皇の御代に、熊襲は新羅の後援によつてまた叛いたから、天皇は軍を率ゐて筑紫の檣日宮(福岡縣)に行幸し、之をお討

神功皇后の新羅征伐

新羅王降伏

百濟・高麗亦降伏

ちになつたが、俄に陣中で崩御になつた。

●新羅征伐 皇后は大内宿禰と謀り、別に將を遣はして熊襲を討たせ、親ら軍を率ゐ、海を渡つて新羅を征討せられた。新羅王は恐れて降り、(八六)永く貢を上ることを誓ひ、ついで百濟・高麗も亦降つたから、朝鮮半島は全く我が屬國となり、熊襲もまた叛かなくなつた。

神功皇后が軍を新羅に進められた時、新羅の都は俄に海水の浸す處となつたので、人々は奇異の思をして居ると、我が軍威風堂々と現はれたので、新羅王は驚き怖れ、戦はないで降伏した。その時王は、たとひ太陽が西から出で、アリナレ河(鴨綠江)が逆に流れ、河の石が天に昇つて星となるやうな事があらうとも、春秋の貢を闕かさないと誓



香 椎 宮



(五) 應神天皇  
神功皇后



神功皇后

つた。  
● 皇后の攝政 皇后は新羅から凱旋の後、筑紫で應神天皇を生み、その後久しく政を攝せられた。後世神功皇后と稱し奉つて居る御方である。

【總括】 第五章

- 三國及三韓 我國と上古の朝鮮半島 朝鮮半島の南部 三韓(馬韓・辰韓・弁韓) 三國(新羅・高麗・百濟)
- 任那 弁韓 大伽羅國 倭を我國に請ふた 鹽乘津彦遣された 日本府 任那の國號
- 熊襲の叛 仲哀天皇御即位 天皇崩御せられた 橿日宮(香椎宮)
- 新羅征伐 神功皇后武内宿禰と征韓の軍を起し給ふた 一將は熊襲征討に當つた 新羅王降つた 朝貢を約した 百濟・高麗亦降伏した
- 皇后の攝政 應神天皇御誕生あらせられた 皇后攝政 神功皇后

第六章 文物の傳來

● 古代の社會 我が國古代の社會は、氏族制度で組立てられ、同じ

氏族制度

先祖から出た者が、氏氏を形作つて、定まつた職業を世々にうけ継いで居た。天皇は天神の御末として、氏氏の人々が尊み仕へ奉つたものであつた。又政と祭とは一致したものととして、政治が行はれてゐた。

祭政一致

阿直岐

王仁

漢學傳來の始

阿知使主

記録の家

弓月君

● 學問の傳來 朝鮮半島には、早くから支那の學問・技藝が傳はつてゐたが、半島が我に屬してからは、支那の文物も半島を経て我が國に傳はるようになった。應神天皇の御代に、百濟から阿直岐が來朝し、ついで博士王仁もまた來て論語千字文を獻じた。皇子稚郎子はこの二人を師として學ばれた。これが漢學の我が國に傳はつた始である(五五)。その後、支那の人阿知使主も、朝鮮を経て我が國に歸化した。阿知使主の子孫は東文氏と稱し、王仁等の子孫は西文氏と稱して、共に朝廷に仕へて記録を掌つた。

● 工藝の傳來 同じ御代に、支那の人弓月君も百濟から來朝して



秦氏  
 工藝家來朝  
 殉死(垂仁天)  
 野見宿禰  
 埴輪

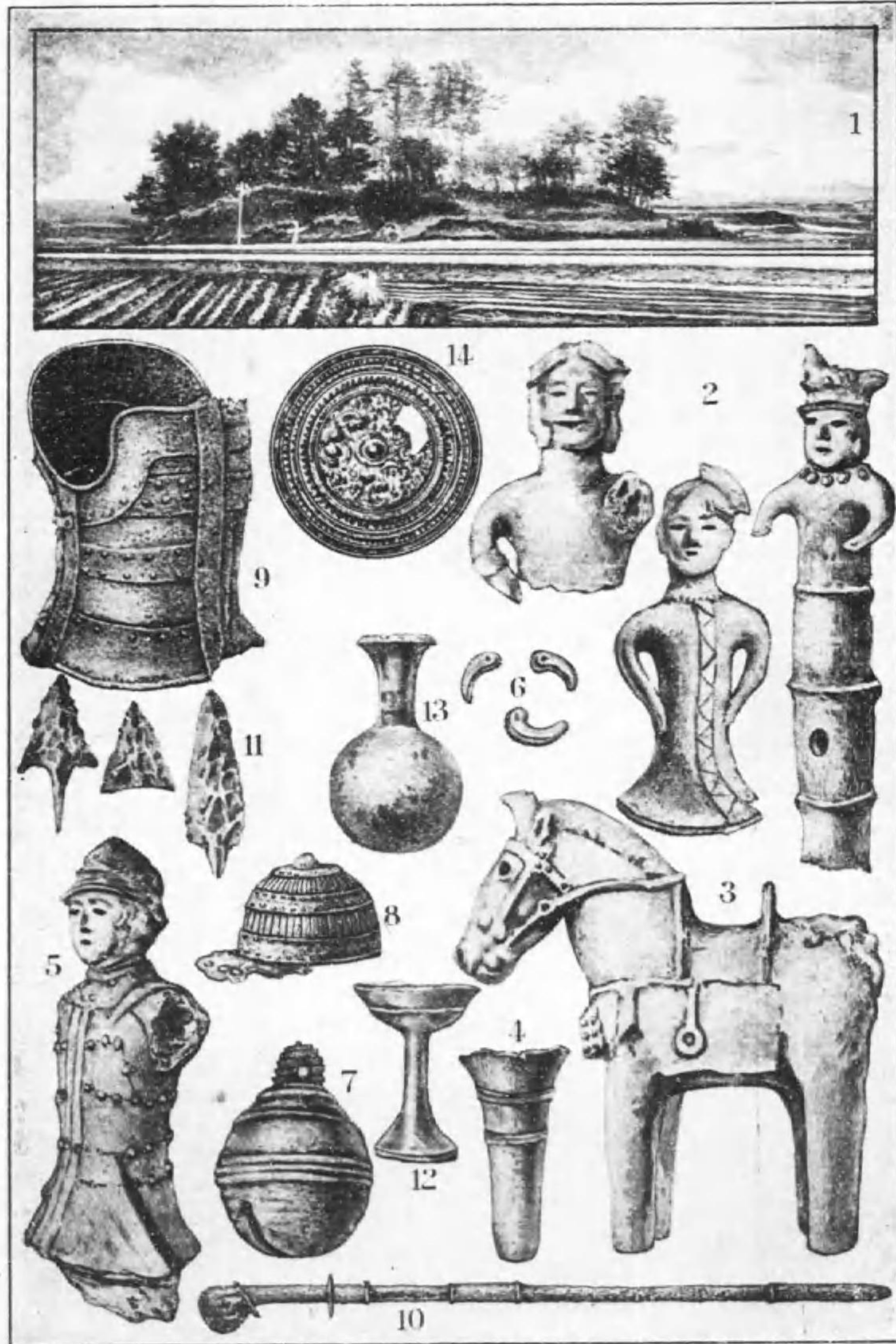
歸化し、養蠶織物の法を我國に弘めて、子孫は秦氏を稱して居る。天皇はまた阿知使主を吳(支那の東南部江南地方)に遣はして、織物裁縫の工女を求めさせになつた。その他朝鮮半島から、縫工・織工・鍛工・木工及び酒造工などが來たので、我が國の工藝は次第に發達した。

④ 殉死の禁 垂仁天皇の頃には、殉死と云つて、貴き人が死ねば、その従者をも生きながら土に埋める風習があつたが、垂仁天皇は深く之をお憐みになり、野見宿禰(菅原氏の祖)の議によつて、人馬などの形を土で作り、墓の周圍に立て、殉死者の代りとせられた。之を埴輪と云ふて、今も古墳の中から發見せられ、上古の風俗などを知る助となることが多い。

【總括】 第六章

① 古代の社會—氏族制度—祭政一致  
 ② 學問の傳來—阿直岐・王仁(朝鮮より來朝)—論語と千字文—稚郎子就學せられた—漢學傳來の始—阿知使主歸化—東西の文氏—記録の家

品 掘 發 び 及 墳 古



墳古.1 埴輪.2 馬埴輪.3 筒圓埴輪.4 (裝武)偶土輪埴.5 玉勾.6 鏡.7 鈴.8 兜.9 甲短.10 刀大椎頭.11 鐵石.12 杯高.13 瓶.14



① 工藝の傳來—弓月君—養蠶織物の法傳來—吳國—縫工・織工・酒造工等來朝  
② 殉死の禁—殉死の風(垂仁天皇朝)—野見宿禰—埴輪

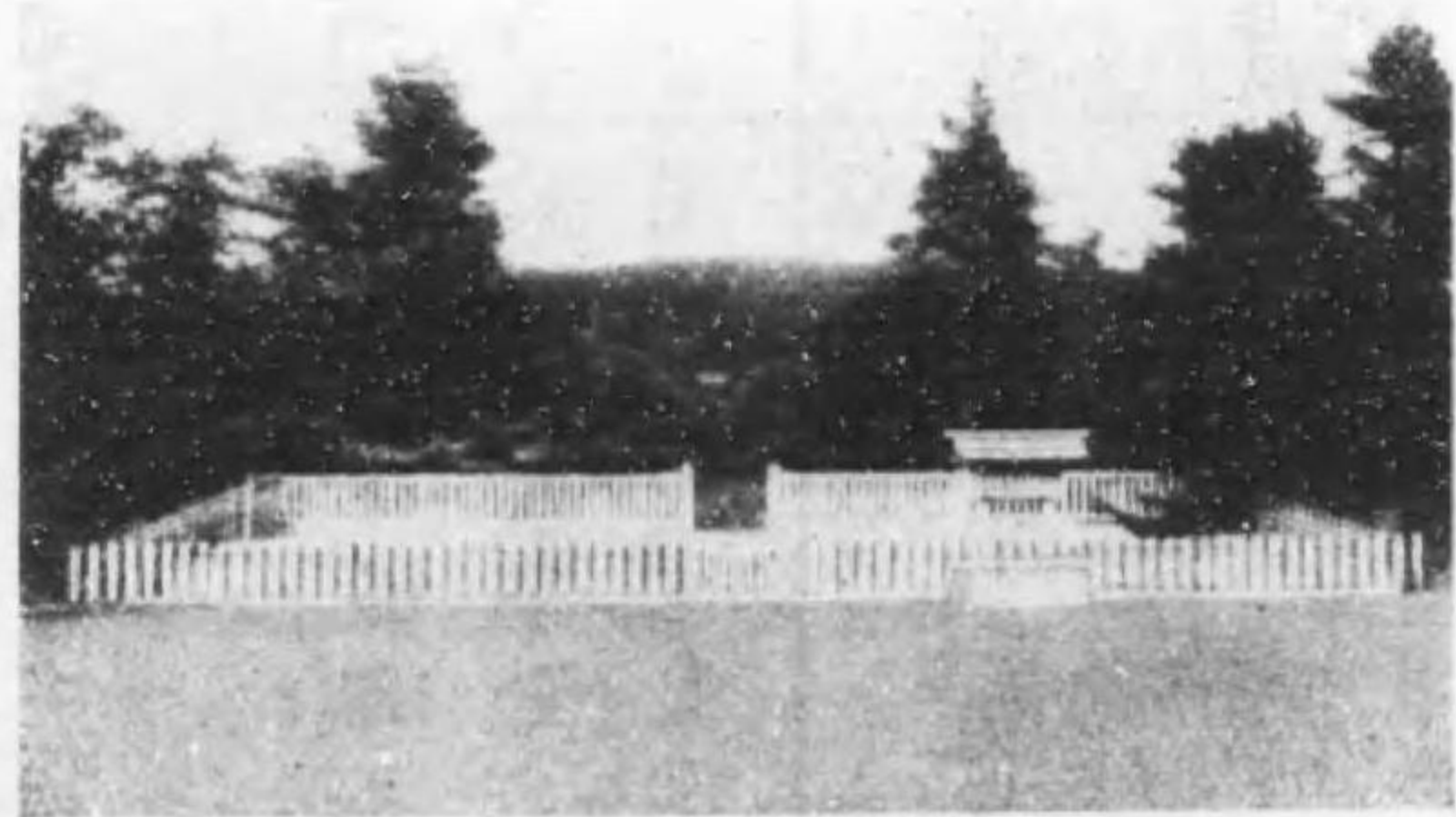
### 第七章 仁德天皇 雄略天皇

(六) 仁德天皇

遷都

● 難波遷都 應神天皇について、御子仁德天皇(大鸕鷀)がお立ちになつた。これまで御代々の都は、概ね大和の内にあつたが、この頃、朝鮮との交通がますます／＼繁くなり、難波(今大阪)はその要地に當つてゐたので、天皇はここに都をお遷しになつた。

應神天皇の御子稚郎子は、阿直岐・王仁を師として漢學を學ばれ、立つて皇太子となられたが、天皇崩御の後、御兄大鸕鷀尊(オホササギノミコト)を越えて位に即かれることを憂ひなされて、位に即かれな



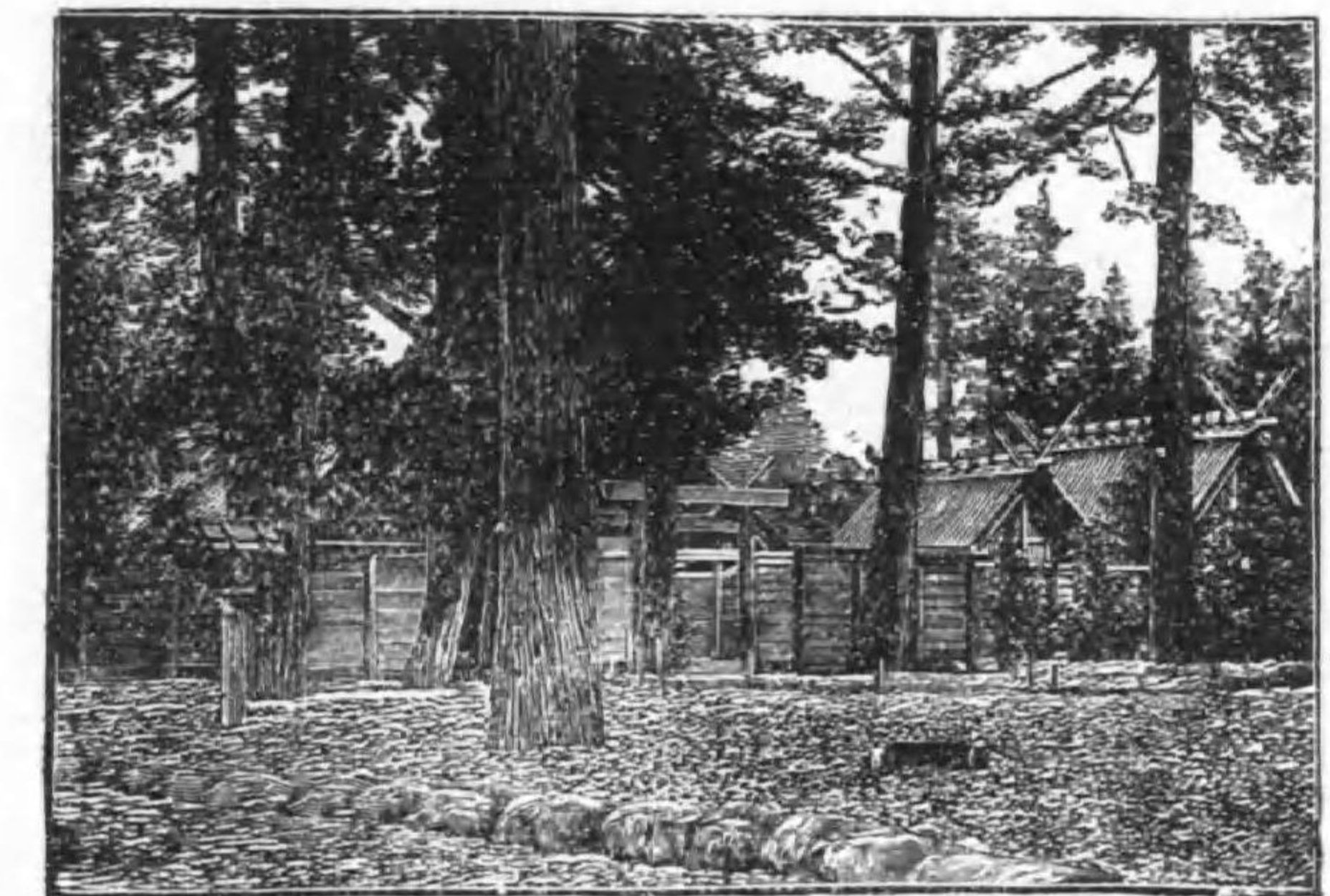
仁德天皇御陵







位にお即きになつた。雄略天皇は、初め御性質が勇猛でおありな



されたが、淑徳高い皇后幡楼姫がよ  
く諫められ、後には政をお勵みにな  
り、諸國に桑を植ゑ、蠶を養はせ、また  
使を吳に遣はして縫工・織工を召し、  
又百濟から織工・陶工・畫工などをお  
召しになつたから、産業が大いに發  
達した。天皇はまた衣食の神であ  
る豊受大神を丹波(丹波)から迎へて、  
伊勢の皇大神宮の傍なる山田にお  
祀りになつた。後世皇大神宮を内  
宮と申し、豊受大神宮を外宮と申し、

國民の尊崇他の社に異つて居る。

産業の御獎勵  
大陸との交通

豊受大神

内宮  
外宮

なにごとのおはしますか、はしらねどもありがたなさに涙こぼるゝ(西行法師)

五 顯宗仁賢兩天皇 雄略天皇の後、第二十二代清寧天皇が即位せられたが、皇子がなかつたので、履中天皇の二皇孫が隠れて播磨におはしたのを、お迎へになつた。天皇崩御の後、相ついで位に即き、仁政をお施しになつた。顯宗天皇仁賢天皇と申し上げる。

【總括】 第七章

- ① 難波遷都—都を難波(大阪)に遷された
- ② 御仁—政—仁慈の大御心—免稅—民業の御獎勵
- ③ 武内宿禰の子孫—磐之媛—大臣家(蘇我・平群・葛城の三氏) 大連家(大伴・物部の二氏)
- ④ 雄略天皇—勇猛の御性質—産業御獎勵—縫工・織工—豊受大神を伊勢の山田に祀られた(外宮)
- ⑤ 顯宗・仁賢兩天皇—清寧天皇—顯宗天皇—仁賢天皇

第八章 朝鮮半島の變遷

一 任那日本府の盛衰 朝鮮半島には、任那日本府の政令が一時よく行はれたが、後、新羅と高麗とは勢力強大となるにつけて、叛服常

任那日本府と新羅・高麗

(三) 清寧天皇  
(四) 顯宗天皇  
(五) 仁賢天皇



吉備田狹の叛

紀大磐の叛

(二) 繼體天皇

大伴金村の失政

新羅任那を侵略

近江毛野

磐井の叛

物部麤鹿火

半島益々騒亂

(三) 欽明天皇

なく、しばしば百濟・任那をも侵した。加ふるに雄略天皇の御代には、任那の國司吉備田狹は新羅と結び、顯宗天皇の御時には、紀大磐もまた高麗と結び、何れも任那に據り、半島で王とならうとして失敗したが、かく鎮將自ら叛をはかる爲、半島はますます亂れた。次で繼體天皇の御代には、大連大伴金村は百濟の請を納れて、任那の地を割き與へたので、任那は大いに我國を怨んで居た。その後、新羅がまた任那を侵したから、天皇は之を鎮めようとして、近江毛野をお遣はしになつたが、筑紫の國造磐井は、新羅と結んで毛野の軍を途に遮つたけれど、磐井は程なく大連物部麤鹿火の爲めに誅せられた。後、毛野は任那に行つたが、その政治が宜しきを得なかつたので、半島の騒亂はいよいよ甚しくなつた。

●任那の滅亡 第二十九代欽明天皇の御代には、新羅の勢力がますます強く、紀元一二二二年遂に任那を滅ぼし、日本府をも毀つた。

任那日本府滅亡

天皇は之を恢復しようとして、軍をお遣はしになつたけれども、効果がなかつた。

調伊企儼

此戦に調伊企儼と云ふ我が一將が捕へられたが、降服するのを屑しとせず、新羅王を罵つて、遂に殺された。

韓國の城の邊に立ちて大葉子は領布ふらすも日本へむきて

(調伊企儼の妻大葉子の歌)

【總括】 第八章

●任那日本府の盛衰 任那日本府と新羅・高麗及百濟・吉備田狹の叛・紀大磐の叛・大伴金村の失政・新羅

任那を侵した・近江毛野の出征・磐井叛した・物部麤鹿火の出征

●任那の滅亡 任那滅びて日本府毀られた・調伊企儼の壯烈

第九章 佛教の傳來 蘇我物部二氏の争亂

●佛教の傳來 大陸との交通が開けてから、文物の我國に傳はるもの數多き中に、佛教が傳へられた事は誠に社會上意味多い事である。抑も佛教は、今を去る約二千四百年前、我が安寧天皇の頃印



佛教

司馬達等

佛教の傳來



釋迦

度の聖者釋迦牟尼が唱へた宗教であつて、早くから東方諸國に傳へられ、支那を経て朝鮮に行はれた。初め繼體天皇の御代司馬達等といふ者が、我が國に來て佛教を弘めようとしたが、まだ信ずる者もなかつたけれど、欽明天皇の十三年(三三三)百濟王から使者を遣し、佛像、經論を獻じて盛にその功德を説いた。

佛教の教は種々あるが、過去、現在、未來の三世にわたり、善惡の報い、絶えずめぐり來るものであると、説くのもその教への一つである。

●**拜佛可否の論争** 天皇は民意を重んぜられ、群臣を召して佛を拜することの可否をお尋ねになつた所が、大臣蘇我稻目は外國にも行はれるのであるから、之を拜するがよろしいといひ、大連物部尾輿及中臣鎌子はこれに反對して、外國の神を拜すれば、我が國の

拜佛論

蘇我稻目

排佛論

物部尾輿

中臣鎌子

寺

惡疫流行

神々の怒を受けるであらうといひ、議論が決しない。そこで天皇は、佛像を稻目に賜ふて、試に拜させられたから、稻目は自分の家を寺として佛像を安置し、佛教を信仰した。たまく、惡疫が流行したので、尾輿等は、これ我が神神の怒にふれたのであると奏上して、寺を焼き、佛像を難波の堀江に投じた。

●**蘇我物部二氏** 當時大臣家では、平群葛城の二氏は既に衰へて、蘇我氏獨り盛となり、大連家でも、大伴氏は金村の朝鮮に於ける失政以後、大いに衰へて物部氏のみ榮え、今は蘇我氏物部氏の二名族が互に對立して居た。今、佛教の事について、二氏が意見を異にし、その争はひいて政治上の争となつた。次の敏達天皇の御代に、稻目の子馬子は大臣となり、尾輿の子守屋は大連となつてから、ますます烈しく争つた。

●**物部氏の滅亡** 敏達天皇崩御の後に、守屋は皇弟穴穗部皇子を

敏達天皇

蘇我馬子

物部守屋

皇位の争

穴穗部皇子



(三〇)用明天皇  
厩戸皇子

(三一)磯城天皇  
物部氏の滅亡

立てようとしたが、馬子はおのれの妹のお生み申した皇弟大兄皇子を位にお即け申した、用明天皇と申し上げる。天皇の御子厩戸皇子は、深く佛教を信仰せられたので、馬子の勢はますます盛になった。やがて天皇崩御の後、守屋は再び穴穂部皇子を立てようとしたが、馬子は遂に皇子を害し奉り、守屋をも滅ぼした(三四七)。次で用明天皇の御弟崇峻天皇がお立ちになった。ここに於て物部氏滅びて蘇我氏獨り政權を握るやうになった。

〔御系圖〕 五 三頁及異頁に續く・は女帝



【總括】 第九章

- ① 佛教の傳來 釋迦佛教を唱へた司馬達等來朝(繼體天皇朝)―百濟佛像經論を奉獻(欽明天皇朝)
- ② 拜佛可否の論争 拜佛派(蘇我稻目)―排佛派(物部尾與・中臣鎌子)―稻日佛教崇信(寺)―惡疫流行―寺を燒き佛像を堀江に投じた
- ③ 蘇我・物部二氏 蘇我氏(大臣家)と物部氏(大連家)との争―蘇我稻目の子馬子と物部尾與の子守屋との争
- ④ 物部氏の滅亡―皇位の争(穴穂部皇子―物部守屋。用明天皇―蘇我馬子)―厩戸皇子の崇佛―穴穂部皇子弑せられ給ふた―物部氏滅亡

第十章 聖德太子

① 推古天皇 崇峻天皇の次に、敏達天皇の皇后炊屋姫が位にお即きになった。之を推古天皇と申し上げる。我が國女帝の始である。

② 聖德太子 天皇は厩戸皇子をば皇太子となし、政を攝せさせられた。皇太子は御性質聰明で、博く日本・支那の學問及佛教の學問に通じ、一方外國より傳來の文物を採用し、他方國史を撰修して國

(三〇)推古天皇  
女帝の始



聖德太子の事業

冠位十二階

憲法十七條

頒曆

遣隋使

小野妹子

高向玄理

僧旻



體を明にし、種々の制度を整へ、又社會事業をも創められた。世に聖德太子と申し上徳げる。

③ 制度の改革 太子は諸臣子の冠位十二階を定めて上下の身分を明にし、或は憲法十七條を作つて官民一般の心得を示し、又百濟より傳はつた曆を、始めて天下にお頒ちになつた。

④ 支那への使節派遣 これより先、西國の豪族中には、私に支那と交通した者があつたが、天皇の十五年(二六七)太子は小野妹子を隋國(支那)に遣はし、始めて交通を開かれた。翌年隋の使が妹子に從つて來朝したが、その歸る折、妹子再び隋に使い、高向玄理、南淵請安、僧

⑤ 舒明天皇

犬上御田歊

遣唐使の始

支那との交通の影響

旻等の學生がこれに從つた。やがて隋が亡んで唐の世となつてから、次の舒明天皇は即位の二年(二九〇)犬上御田歊等を唐國に遣はして、國交を開かせられた、之が遣唐使の始である。これよりしばしば遣唐使、留學生などが派遣せられ、彼の地の文明は朝鮮半島を経ないで、直接に我が國に傳はり、學術、技藝が大いに進歩した。

支那は南北に分れて久しく亂れて居たのを、隋之を統一して勢強く、他國を屬國の如く考へて居つたが、太子は少しも恐れず、國書にも、日出づる處の天子、書を日没する處の天子に致すと認められて、對等の交際をなされた。隋王頗るこれを無禮として、一時大いに怒つたと云ふことである。

⑤ 佛教の興隆 太子は深く佛教を信仰せられ、大



遣唐使渡航の圖



四天王寺  
法隆寺

寺僧尼の數

工人の來朝

臣蘇我馬子と共に、その興隆をはかり、攝津の四天王寺・大和の法隆寺などの大寺をお建てになつたので、佛教は大いに盛になり、太子が薨去せられた頃には、寺數四十餘、僧尼千三百餘人の多きに及んで居た。

●美術・工藝の進歩 寺院の建立盛になると共に、寺工・瓦工・佛工・畫工等が多く來朝したから、我が建築彫刻繪畫等の美術工藝は古來の技術と



法隆寺

鳥佛師

聖德太子薨去

(皇) 皇極天皇

蘇我蝦夷の專横

調和して大いに發達し、鳥佛師(鞍作鳥司馬)の如き名高い佛工が出た。法隆寺には今日でもなほ當時の作品を藏して居る。

【總括】 第十章

- ① 推古天皇—推古天皇(炊屋姫)即位—女帝の始
- ② 聖德太子—攝政聖德太子—大陸文明の移入
- ③ 制度の改革—冠位十二階—憲法十七條—頒曆
- ④ 支那への使節派遣—遣隋使(小野妹子)—隋使來朝—高向玄理・僧旻等隋に留學した—遣唐使(大上御田嶽)—支那文明の直接移入
- ⑤ 佛教の興隆—四天王寺(攝津)—法隆寺(大和)—寺四十餘—僧尼千三百餘人
- ⑥ 美術・工藝の進歩—寺工・瓦工・佛工等の來朝—鳥佛師(鞍作鳥)

第十一章 蘇我氏の無道と其滅亡

●蘇我氏の無道 聖德太子は攝政中に薨去せられたから、民の哀悼は限りなきものであつた。蘇我氏は馬子の死後、その子蝦夷が大臣となり、推古天皇の後に、舒明・皇極の二天皇を擁立して、威權をほしいままにし、自ら墓を築いて陵といつた。蝦夷の子入鹿は、聖



蘇我入鹿の無道  
山背大兄王

中臣鎌足

中大兄皇子

蘇我石川麻呂

入鹿の誅滅

德太子の御子山背大兄王の人望あるのを忌み、之を攻め滅ぼし、又己の家を宮と稱し、己の子を王子と呼ぶなど、専横の振舞が頗る多く、人々は忌み怨んだけれど、如何ともなし難かつた。

●中大兄皇子 時に天種子命の裔中臣鎌足は蘇我氏が無道で、皇



威の衰へたのを悲しみ、舒明天皇の御子中大兄皇子と謀り、蘇我石川麻呂(入鹿の從弟)をも味方とし、蘇我氏を滅ぼさうとして、ひそかに時足の到るのを待った。

●蘇我氏の滅亡 皇極天皇の四年(三〇五)六月、三韓朝貢の日、中大兄皇子は鎌足等と大極殿で入鹿を誅し、又人を蝦夷の邸に遣して、順逆を説かせられた。蝦夷は免かれないのを知り、圖書寶物を焼いて自殺したので、さしも盛であつ

た蘇我氏の本家もここに滅んだ。

中臣鎌足は名門の出であつたが、朝廷に出仕しなかつた。或時法興寺の庭で、中大兄皇子が鞠の御遊の折に、皇子の杵を拾ひ、跪いてこれを差上げたことが御縁となつて、互に談じ合はれ、蘇我氏を亡ぼす計畫を建てられたと云ふことである。

【總括】第十一章

- 蘇我氏の無道—聖德太子薨去—舒明天皇—皇極天皇—蘇我蝦夷の専横—蘇我入鹿の無道—山背大兄王を滅ぼした—借稱の事(宮、王子)
- 中大兄皇子—中大兄皇子—中臣鎌足—蘇我石川麻呂
- 蘇我氏の滅亡—大極殿で入鹿誅せられた—蝦夷國寶等を焼いて自殺した

總括 第一編

- 神一 代—我が國體—天照大神—大國主命—天孫降臨
- 神二 神武天皇—御東征—大和平定—御即位—御政治
- 神三 崇神天皇—垂仁天皇—神器の奉遷—四道將軍—民業の獎勵
- 神四 日本武尊—熊襲征伐—蝦夷征伐—成務天皇



- 第五節 三韓・任那及び三國・神功皇后—三韓及三國—任那—熊襲の叛—新羅征伐—皇后の攝政
- 第六節 文物の傳來—古代の社會—學問の傳來—工藝の傳來—殉死の禁
- 第七節 仁德天皇・雄略天皇—難波遷都—御仁政—武内宿禰の子孫—雄略天皇—顯宗・仁賢兩天皇
- 第八節 朝鮮半島の變遷—任那日本府の盛衰—任那の滅亡
- 第九節 佛教の傳來・蘇我物部二氏の争亂—佛教の傳來—拜佛可否の論争—蘇我・物部二氏—物部氏の滅亡
- 第十節 聖德太子—推古天皇—聖德太子—制度の改革—支那への使節派遣—佛教の興隆—美術工藝の進歩
- 第十一節 蘇我氏の無道と其滅亡—蘇我氏の無道—中大兄皇子—蘇我氏の滅亡

## 第二編 中古史

大化の新政から平氏の滅亡まで

### 第一期

大化の新政から奈良時代の終まで

#### 第一章 大化の新政

(三六)孝德天皇

新政に與つた人々

年號の始(大化)

●孝德天皇 皇極天皇に次いで、孝德天皇が位にお即きになり、中大兄皇子が皇太子におなりなされた。天皇は中臣鎌足を内臣に、阿倍倉梯麻呂を左大臣に、蘇我石川麻呂を右大臣に任じ、先づ年號を立てて大化と稱せられ、さきに唐に留學して歸朝した高向玄理、僧旻を國の博士となし、唐の制度にならひ、大いに舊來の制度を改めて新政をお施しになることとなつた。かく改革を行はせらるると共に、外國の文明が滔々として我國に入り來つたことは、國家が將に興隆しようとしてゐる當時にあつては、實に止むを得ない



ことであつた。

●新政の要點

大化二年(三〇六)天皇は改新の詔をお發しになつて、

- (1) 公地・公民
- (2) 國司・郡司
- (3) 班田收授の法
- 口分田
- (4) 租・庸・調

(1) これまで豪族等が私有した土地・人民を、悉く朝廷に收めて公地・公民となされ、(2) 國郡を別たれ、國造・縣主を罷めて國司・郡司を置かれ、(3) 戶籍を作つて、班田收授の法を設け、朝廷に收めた土地を、人ごとに口分田として與へられ、其人が死すると官に沒收せられ、(4) 貢の制度を改めて租・庸・調の三種とお定めになつた。

此大改革は云はゞ聖德太子の御事業の繼續とも見られる。皇太子は此時天皇に、天に二つの日なく、國に二人の王なし、故に天下をたもち萬民を使ふべきは、たゞ天子あるのみと奏して、御みづからその所有の土地・人民を還し奉られた。

●中央政府の組織

ついで天皇は中央政府に八省・百官を置いて、政務を分ち掌らせ、官職を世襲するの風を改め、人々の才能によつ

八省・百官  
人材登用

中央集權

て官位をお授けになつた。ここに於て、諸種の制度大いに備はり、地方分權の制は破れて、中央集權の實成立し、我國の政治并に社會組織が茲に一變した。世に之を大化の新政といつて、實に建國以來の大改革であつた。

【總括】第一章

- 新政の始—年號(大化)制定—新政に與つた人々—皇太子中大兄皇子—中臣鎌足(内臣)—阿倍倉梯麻呂(左大臣)—蘇我石川麻呂(右大臣)高向玄理・僧旻(博士)—隋唐の制度に倣はれた
- 新政の要點—(1)公地・公民の制—(2)國司・郡司の制—(3)班田收授の法・口分田—(4)税法(租・庸・調)
- 中央政府の組織—八省・百官を設けた—官職世襲の風を改められた—中央集權の制が確立した

第二章 蝦夷の服屬 朝鮮半島の變遷

●齊明天皇 孝德天皇が崩御になつて、皇極天皇が再び位にお即きになつた。之を齊明天皇と申し上げる、重祚の始めである。中大兄皇子はなほ皇太子として、政をお助けになつた。

(三七)齊明天皇  
重祚の始



東方の蝦夷と越の蝦夷

淳足磐舟

阿倍比羅夫の出征  
淳代・津輕・渡島  
地方  
肅慎

新羅の強盛

① 蝦夷の服屬

是まで蝦夷の征伐は、主として太平洋沿岸に力を盡されたので、彼等は漸く皇威に服し、中には位を賜はる者すらあつたが、日本海の沿岸に住んでゐた越蝦夷は、まだ従はなかつたから、孝徳天皇は越の淳足磐舟(共に新)に柵を設けて、之にお備へになつたが、齊明天皇の御代に至つて、阿倍比羅夫は舟師を率ゐて之を征し、淳代(秋田)・津輕(青森)の地方を平げ、渡島(北海道)の蝦夷をも従へ、更に遠く肅慎(今の露領沿海州地方)をも討つた。

② 百濟・高麗の滅亡

朝鮮半島では、新羅の勢がますます盛で、齊明天皇の御代には、唐の援をかりて遂に百濟王を降した。百濟の遺臣等は國の回復を謀つて、援を我が國に請



俗風の茅葺

天皇の御親征  
天皇朝倉宮に崩御

百濟滅亡

高麗滅亡

筑紫の防禦



筑紫の水城の跡

うたから、天皇は之を許し、新羅を征伐しようとして、皇太子と共に兵を率ゐ、筑紫にお進みになつたが、程なく朝倉宮(福岡縣朝倉郡)で崩御になつた。天智天皇は御志をつぎ阿曇比羅夫等をお遣はしになつたが、白村江(全羅道)の海戦で我が軍利を失つて、百濟は遂に滅び、遺民我が國に歸化するものが多かつた。その後五年を経て、高麗もまた唐のために滅ぼされた。

あさくらや木の丸殿に我居れば

名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ

(天智天皇御製)

④ 朝鮮半島の放棄

半島の形勢がこんな風であるから、天皇は深く時勢を考慮せられ、退いて西國の守を嚴にして、専ら力を内政にお盡しになつた。かくて神功皇后の新



安東都護府  
新羅の朝鮮統一

羅征伐以來、四百餘年で朝鮮半島は全く我が國を離れ、唐の手に歸した。その後唐は安東都護府を平壤に置いて統治したが、新羅は文武王の時、勢ますます振ひ、唐に叛いて平壤を奪ひ、遂に半島を統一した。

【總括】第二章

- 齊明天皇—皇極天皇重祚—皇太子中大兄皇子
- 蝦夷の服屬—東方の蝦夷と越の蝦夷—淳足櫛、磐舟櫛—阿倍比羅夫の出征—淳代、津輕、渡島地方歸服—肅慎征討
- 百濟・高麗の滅亡—新羅と唐—天皇の御親征—天皇朝倉宮に崩御—百濟滅亡—高麗滅亡
- 朝鮮半島の放棄—國防方針の一變—半島統御四百餘年—唐勢力の東漸—安東都護府—新羅の朝鮮統一

第三章 天智天皇 律令の撰定

(三〇)天智天皇  
遷都(大津宮)

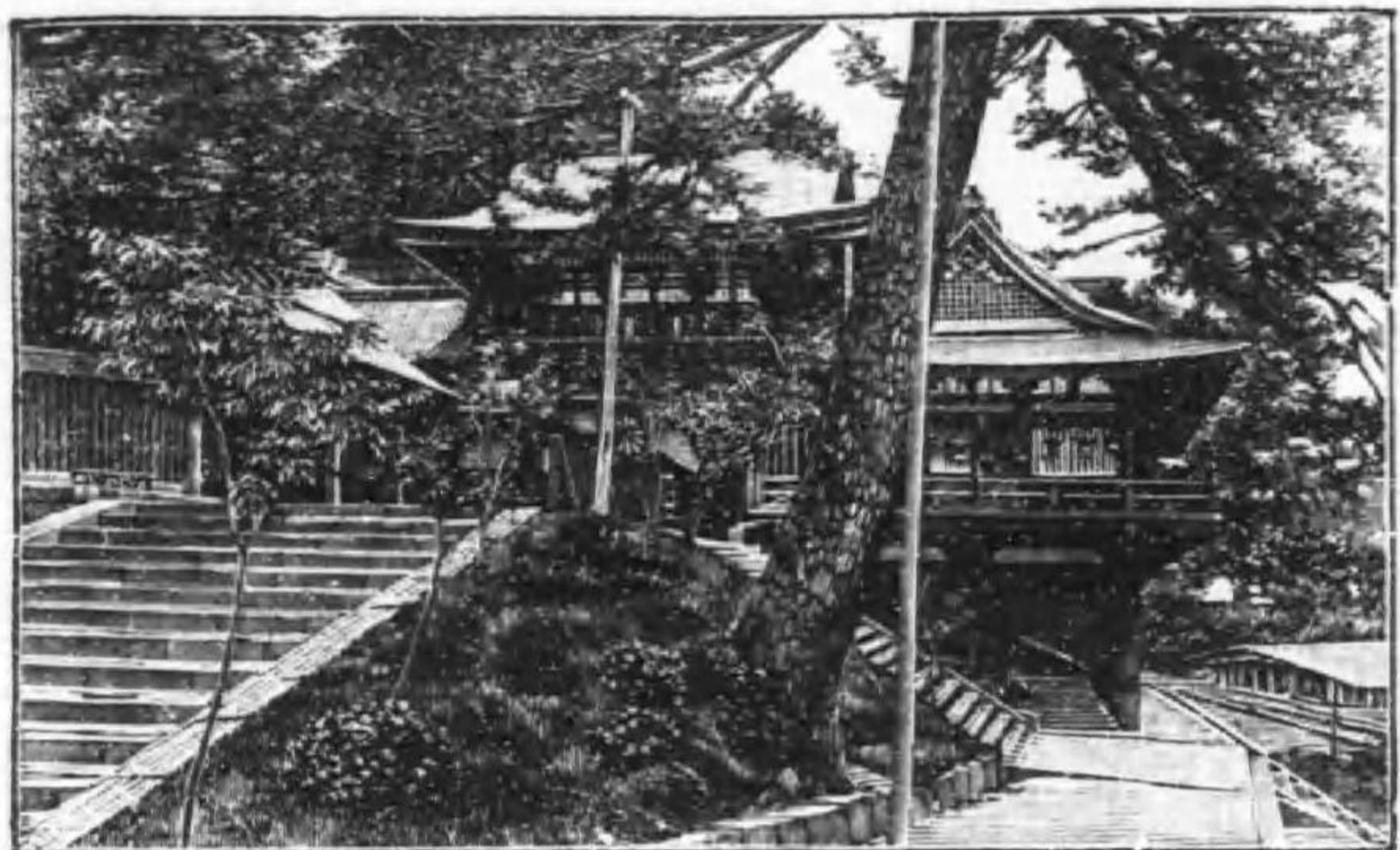
●天智天皇 中大兄皇子は筑紫から歸つて、近江大津宮(滋賀縣大津市地方)で位にお即きになつた、之を天智天皇と申し上げる。天皇は孝徳・齊明の二天皇の皇太子として、政治にお盡しなされ、今や天皇とし

庚午年籍

近江令

中臣鎌足薨去

大織冠



談山神社

て政治をお統べなさるに當つて、意を内治に注ぎ、學校を興し、戶籍(庚午年籍)を造り、令(近江令)をお定めにならるなど、御治績著しく、大化改新の政は天皇の御代に略完成したから、世に中興の英主と稱し奉つて居る。

さどなみや志賀の都はあれにしを

昔ながらの山櫻かな (平忠度)

●藤原鎌足 天皇御即位の翌年、中臣鎌足が薨じた。鎌足は天皇が皇太子であらせられた時から、輔け奉つた重臣であつたから、その病重きに及び、天皇は親しく病床に臨んで之を慰め、また藤原の氏を賜ひ、最高位なる大織冠をお授けになるなど、その忠誠をお褒め



藤原氏の始

(三九)弘文天皇  
(四〇)天武天皇

遷都(大和)

(四一)持統天皇  
(四二)文武天皇

律令の意義

令の改修

になつた。これ後に榮ゆる藤原氏の始めである。

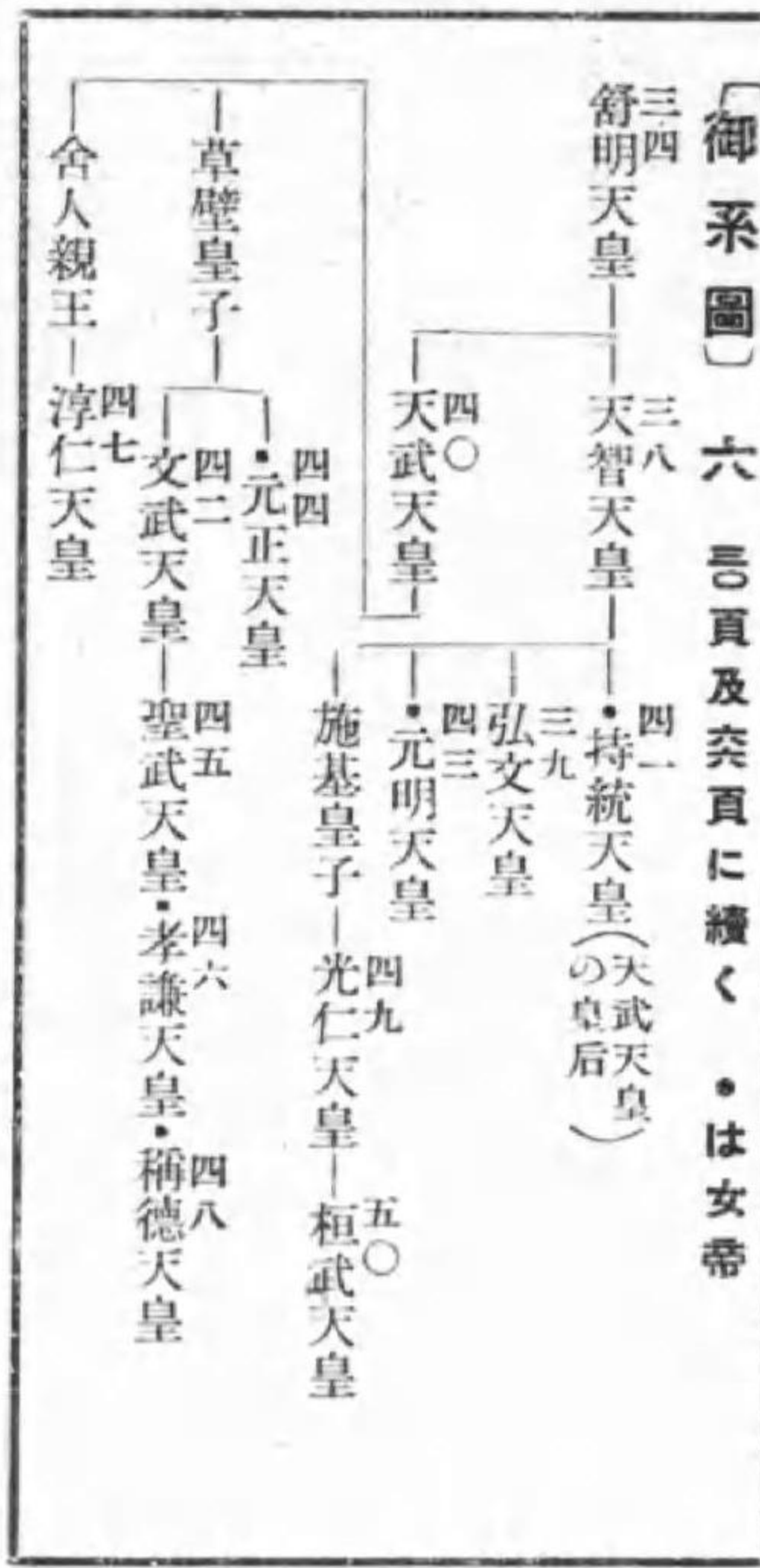
③天武天皇 天智天皇崩御の後、御子弘文天皇御弟天武天皇相つ

いで即位せられた。

天武天皇は都を大和に遷し、政治をお

勵みになつた。天

皇の後、持統天皇(天武天皇の)を経て、文武



天皇が即位せられた。

④律令の撰定 古の制度中、令とは官制その他政治上必要な種々の定をいひ、律とは今の刑法のことである。天智天皇のお定めになつた近江令は、天武天皇の御代に律と共に我が國情を参考して改修されたが、文武天皇の御代、忍壁親王及び藤原不比等(鎌足)に命

大寶律令  
律令の意義

(四三)元正天皇

養老律令

(1)官制  
中央政府  
神祇官  
太政官

八省

じて、大いに之を改正させられ、大寶元年(二二六)に出來上つた。之を大寶律令といふ、實に我が國政治の根據をなす法典である。その後元正天皇の養老二年(三七六)、又不比等に勅して、更に修正させられた、之を養老律令といふ。

⑤律令の制度 律令は斯く唐の制度

にならひ、我が國の習慣を考へあはせて定めたもので、令の制によれば (1)

官制は中央政府に、神祇・太政の二官があり、神祇官は諸省の上位にあつて祭祀を掌り、太政官には太政大臣・左大臣

右大臣・大納言等があつて、中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内の



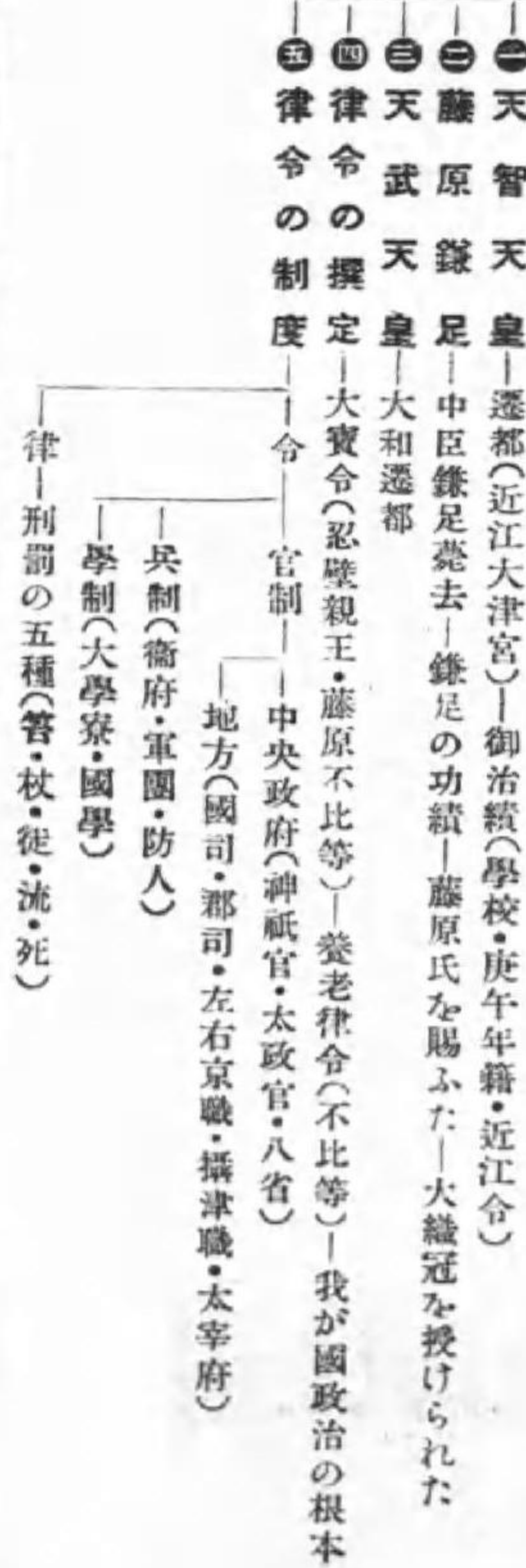
太宰府址



地方 (2)兵制 (3)學制 律 刑罰

八省を統べた。地方には國に國司、郡に郡司があり、特に京都には左京職、右京職、攝津には攝津職があり、九州は支那、朝鮮に近く、國防上、外交上最も重要な所であるから、さらに太宰府を置いて治めさせた。(2)兵制は全國の男子から選り、京都に衛府、諸國に軍團を設け、邊要の地には防人を置いた。(3)學制は京都に大學寮、諸國に國學を置き、經書、歴史、法律、數學を教授し、主として官吏を養成した。また律には、刑罰に答杖、徒、流、死の五種があつて、君父に對する罪を最も重いとされた。

【總括】第三章



第四章 奈良奠都 隼人及西南諸島の服屬

(聖)元明天皇

我が國鑄錢の始

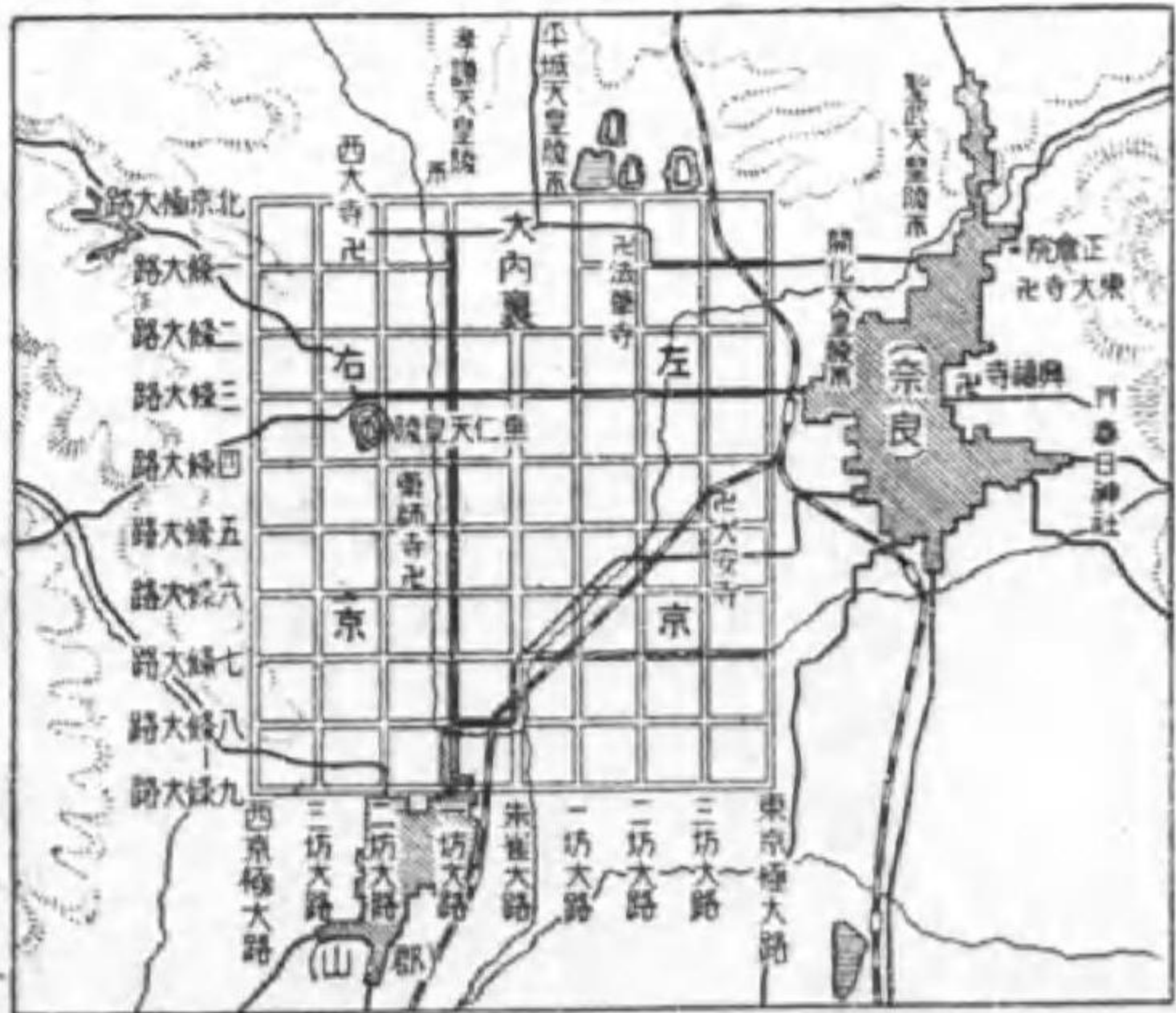


和同開珎

之を元明天皇と申し上げる。この御

●元明天皇 文武天皇が崩御になつて、皇子がまだ御幼少であらせられたから、天皇の御母が位にお即きになつた。代の初め、武藏國から和銅を獻じたので、年號を和銅と改め、和同開珎といふ銅錢を鑄させられた。これから貨幣の使用が次第に行はれて、物々交換の風は衰へた。

●奈良奠都 神武天皇以來、御代ごとに皇居をうつし給ふたが、今や國



平城京略圖

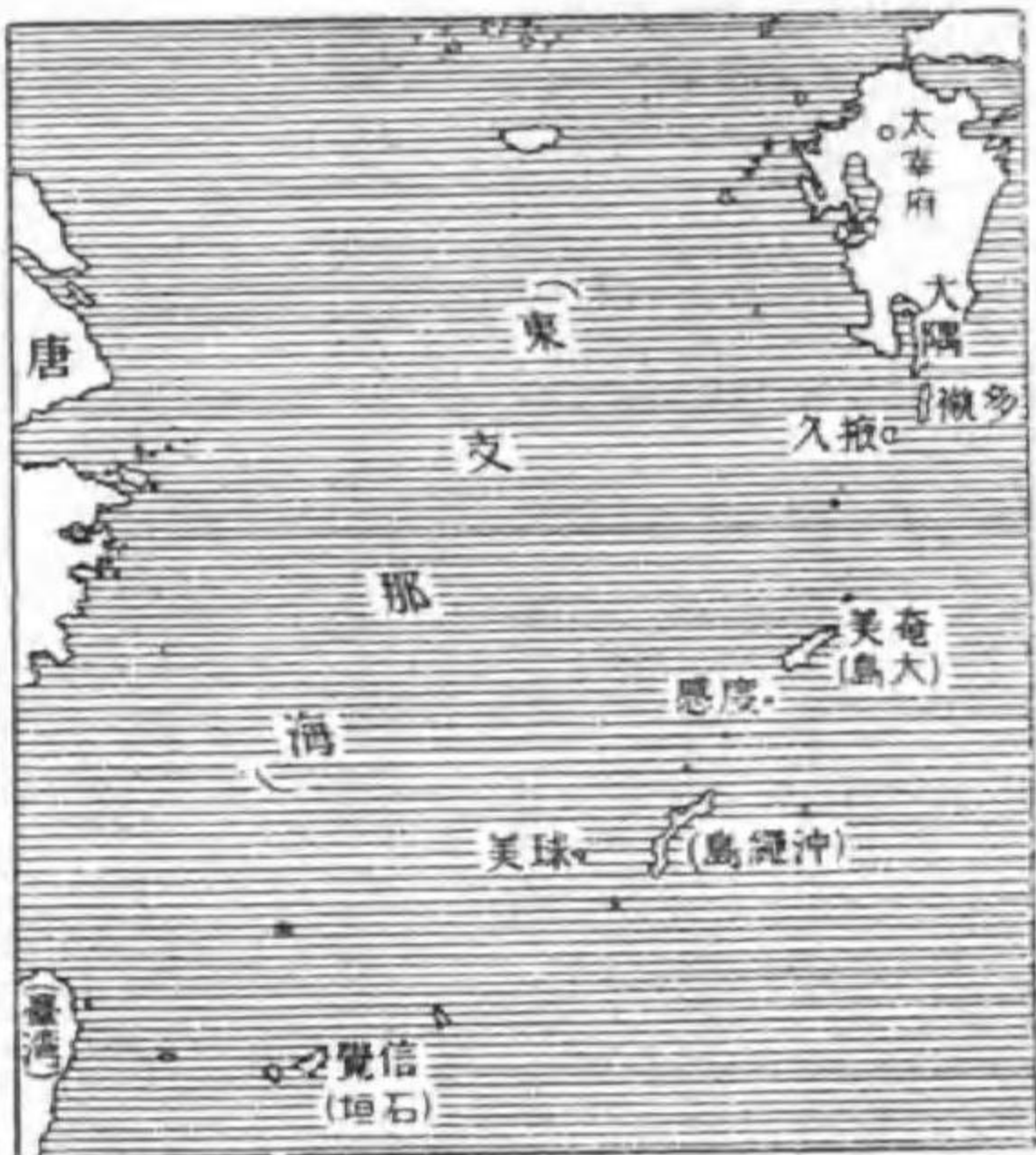


平城京の經營

奈良時代

運次第に進んで、政治も事多くなり、かつ支那との交通も盛になつたので、元明天皇は、和銅三年(三七〇)都を大和の奈良に奠め、唐の制にならつて、内裏諸官省をはじめ、條坊等の區劃まで、よく整へ給ふた。之を平城の京といふ。これから光仁天皇まで七代七十餘年間は、概ねこゝに都せられたので、歴史上この間を奈良時代といふ。

あそによし奈良の都の跡とへば若草山にかすみたなびく (明治天皇御製)



西南諸島の圖

● 隼人及西南諸島の服屬 熊襲  
平定の後、數百年を経たが、奈良時代には九州南部地方に隼人といふ種族があつて、その一部は朝廷に仕へた者もあつたが、其根據地の者はしばしば叛いたので、元正天皇の御代に、大伴旅人を遣はし

(四)元正天皇  
隼人の服屬

西南諸島の服屬

て平げさせられた。又薩摩の南方から琉球に至る西南諸島は、推古天皇の御代から掖久(屋久)・多嶺(種子)・奄美(大)・度感(徳)等の諸島が、次第に朝廷に服屬したが、元明天皇の御代になつて、更に信覺(石垣)・球美(久米)の人々も來朝した。

隼人種族の朝廷に仕へた者は、隼人司と云ふ役所に屬して、宮門の守衛に當り、又朝廷の儀式の際には、歌舞を奏して居た。

【總括】 第四章

- 元明天皇—和同開珎—我が國鑄錢の始
- 奈良—都—帝都の經營—條坊の區劃—帝都七十餘年
- 隼人及西南諸島の服屬—隼人族—大伴旅人の隼人征伐—(推古天皇以降)掖久・多嶺・奄美・度感來朝—(元明天皇朝)信覺・球美來朝

第五章 聖武天皇 奈良時代の佛教・文物

● 聖武天皇 元正天皇について、聖武天皇が位にお即きになつた。



國分寺  
國分尼寺

東大寺及大佛

光明皇后の慈悲

天皇は深く佛教をお信じになり、遂には御自ら御出家なさる程であつたが、天平十三年(四〇二)國ごとに國分寺及び國分尼寺を建てさせ、之に寺領を與へて、天下太平國土安穩を祈らせられた。また奈良に東大寺を

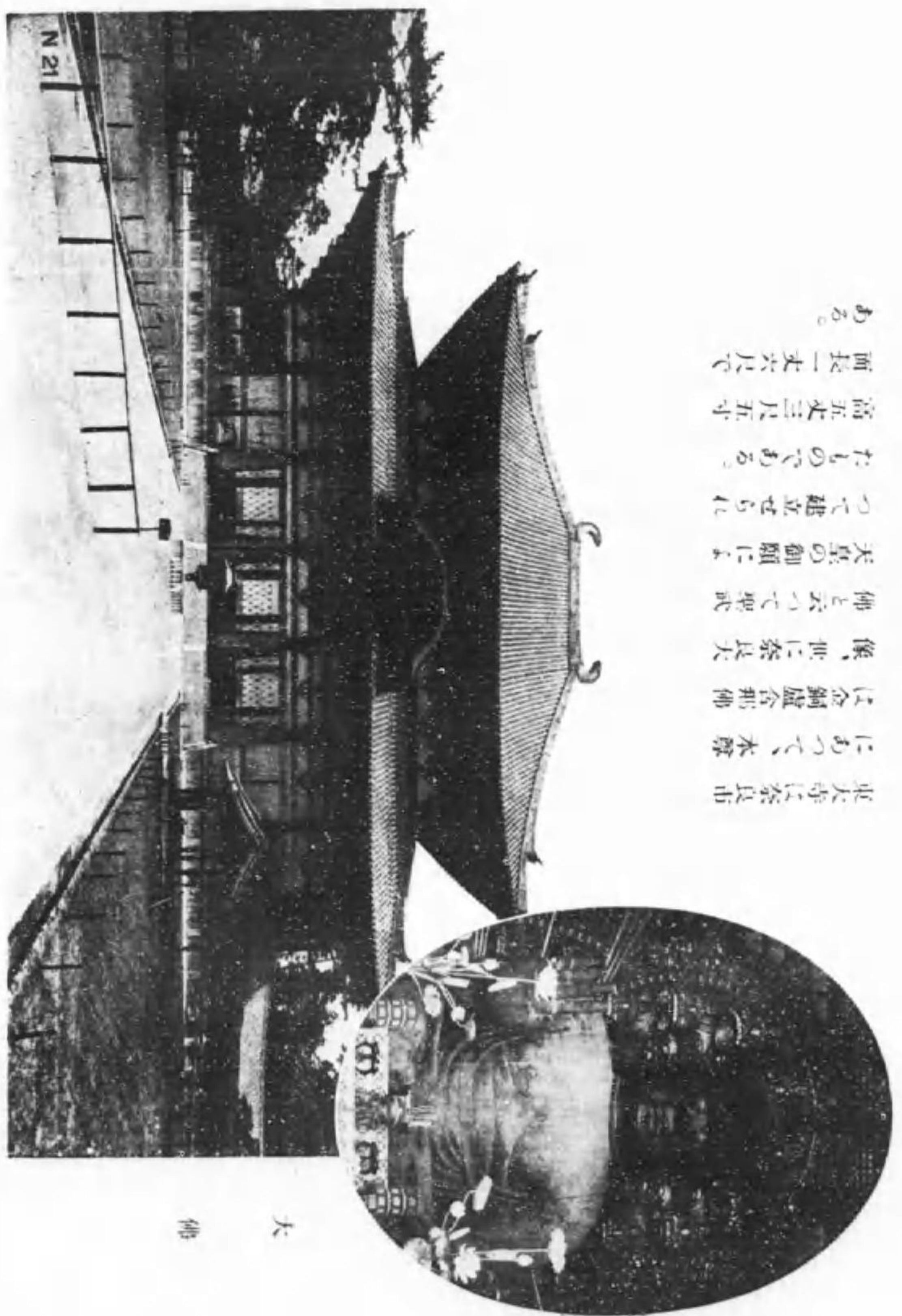


武藏の國分寺址

建て、五丈三尺餘の金銅の大佛を造つて、之を安置された。その大佛殿は高さ十五丈餘東西十八丈餘で、木造建築物としては、實に世界に冠たるものである。

●光明皇后 從來皇后は多く皇族からお立ちになつたが、天皇は藤原不比等の女をお納れになつた。光明皇后と申し上げる。皇后もまた篤く佛教を信じ、殊に慈愛の御心深く、施薬院を設けて貧病者に施薬し、又悲田院を設けて孤兒病人などをお救

東大寺に奈良市にあり、本尊は金銅盧舍那佛像、世に奈良大佛と云つて聖武天皇の御願によつて建立せられたものである。高五丈三尺五寸、面長一丈六尺である。



東大寺

大佛



ひになつた。

③ **佛教の隆盛** かくの如く天皇・皇后ともに、厚く佛教を信仰せられたから、佛教はますます盛になり、大寺多く建立せられ、興福寺の如きも藤原氏の氏寺として同氏の隆盛と共に、ますます勢を得た。かかる風であるから、名僧も亦多く輩出した。中にも行基は聖武天皇の信任を得、諸國を巡つて教を弘め、傍ら池を掘り、橋を架け、道を通ずるなど、大いに社會の爲めに力を盡し、上下の尊信をうけた。けれどもまた玄昉の如く、良からぬ僧も出たので、天平十二年太宰少貳藤原廣嗣（不比等孫）は之を除く爲め、兵を太宰府に起したが、忽ち誅せられ、程なく玄昉も亦退けられた。

④ **美術・工藝** 佛教の盛なるにつれて、美術・工藝が著しく發達し、建築・彫刻・繪畫を始め、織物・刺繡等、何れも精巧美麗を極めた。そこで美術史上、この時代を特に天平時代といふ。奈良の正倉院には、聖

僧行基

僧玄昉

藤原廣嗣の叛

天平時代  
正倉院



武天皇の御遺物・織物・漆器・硝子器等が納められ、世界に稀な工藝品の寶庫として、尊重せられる。

⑤文學 この時代は唐との交通が盛であつたため、漢文學も大いに進み、吉備眞備・阿倍仲麻呂の如き、共に唐に留學し、才名を彼地に迄も轟かした者が出た。仲麻呂は唐に仕へて彼地に歿したが、眞備は歸朝して朝廷に仕へ、右大臣に進んだ。和歌もまた盛で、さきに柿本人麻呂が、奈良時代には山部赤人・山上憶良・大伴家持等があらはれた。萬葉集はこれ等の人々の詠んだ歌を集めたものである。こんな風であるから、圖書蒐集の風も起つて、石上宅嗣の芸亭の如きも、藏書を以て有名である。

仲麻呂は一度唐に仕へたが、遣唐使藤原清河と共に歸國しようとした。唐朝の友と別を惜んで一席の宴を催した時、月の出たのを眺めて仲麻呂は

漢文學

吉備眞備  
阿倍仲麻呂

和歌

柿本人麻呂  
山部赤人  
山上憶良  
大伴家持

萬葉集

芸亭

正倉院と御物

正倉院



刀子



碁局



花形合子



五絃琵琶



鏡

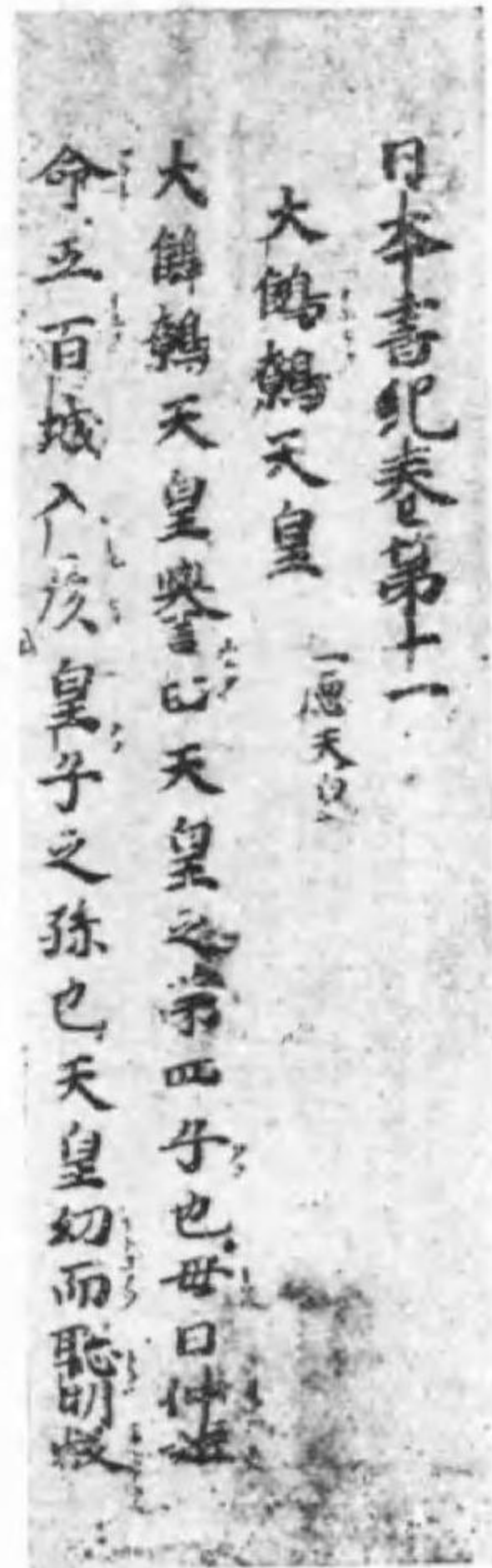




青海原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも  
と詠んだ。歸郷の思切なるものがあつたと思はれるが、不幸にして海上難風に遭ひ、遂に安南に漂著したので、再び唐に戻り、遂に歸郷の期を失つた。

古事記  
風土記

⑥ 國史地誌の撰修 さきに天武天皇は稗田阿禮をして、古よりの傳説を暗誦させられたが、元明天皇に至り、太安麻呂をして阿禮が暗記してゐる所を記して、上らせられた(三七三)。之を古事記と云ひ、今に残つてゐる最も古い歴史である。天皇はまた翌年諸國に命じて、國々の地勢産物古傳説等を記して上らせられた。之を風土



日本書紀  
紀書本日  
記といひ、我國地誌の  
始めである。ついで  
元正天皇は舍人親王  
及び太安麻呂等に勅



日本書紀  
六國史

して漢文で國史を撰ばせになつた(三六〇)。之を日本書紀といふ。この後しばしば國史の撰修があつて六國史が出来た。

六國史とは日本書紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄三代實錄を云ふのである。

⑦風俗 かく一方には佛教が興隆し、他方には亦唐の文明の傳來を見たので、風俗も亦一變することとなつた。衣は右衽で袖濶く、裾長く、家は丹堊を彩つて華美を極めた。

【總括】 第五章

- ① 聖武天皇 佛教御信仰—佛寺建立(國分寺・東大寺)—大佛鑄造—大佛殿
- ② 光明皇后 皇后の御父藤原不比等—慈悲心—施藥院・悲田院を建て給ふた
- ③ 佛教の隆盛 寺院盛に建立せられた—僧行某の事業—僧玄昉—藤原廣嗣の叛
- ④ 美術・工藝 天平時代の美術工藝(建築・彫刻・繪畫・織物・刺繍)—元倉院御物の美術工藝品
- ⑤ 文學 漢文學—吉備眞備—阿倍仲麻呂—和歌—柿本人麻呂—山部赤人—山上憶良—大伴家持—萬葉集—芸亭
- ⑥ 國史・地誌の撰修—古事記—風土記—日本書紀—六國史
- ⑦ 風俗—衣—家

第六章 和氣清麻呂

① 孝謙天皇 聖武天皇の次に、皇女が位にお即きになつた。之を孝謙天皇と申し上げる。天皇は藤原仲麻呂(不比等)を信任され、その勧めによつて、位を淳仁天皇(舍人親王)に譲り、なほ政をお聽きになつて居た。

② 藤原仲麻呂の亂 仲麻呂は上皇から姓名を惠美押勝と賜はり、太師の官に任せられ、專横を極めたが、その後、僧道鏡が上皇に重用ひらるゝようになつたから、不平で、道鏡を除かうとして兵を擧げ、却つて誅せられた(四三四)。ついで、上皇は天皇を廢して淡路に遷し、再び御即位になつた。之を稱徳天皇と申し上げる。

③ 和氣清麻呂の忠烈 これから道鏡はますます天皇に信任せられて、太政大臣禪師となり、ついで法王の位を授けられ、威權並ぶも

(四六) 孝謙天皇  
藤原仲麻呂  
(四七) 淳仁天皇  
惠美押勝  
僧道鏡  
押勝の叛  
(四八) 稱徳天皇  
僧道鏡の榮達



習宜阿曾麻呂  
宇佐八幡の御告  
の一

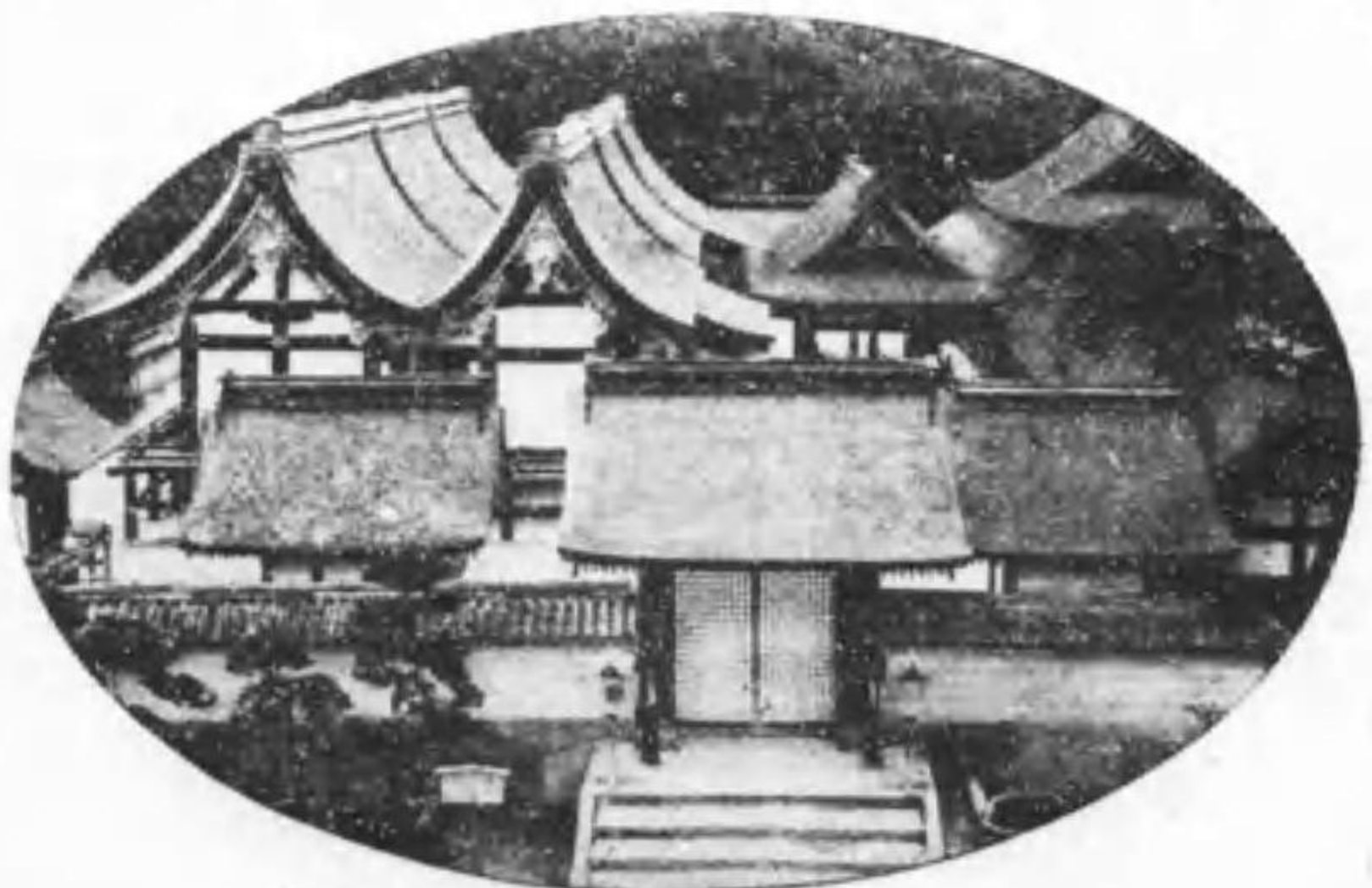


神 王 社

のがなかつた。時に太宰の主神中臣習宜阿曾麻呂といふ者が、豊前國に鎮座の宇佐八幡の御告であると偽つて道鏡を御位にお即けになれば、天下は太平であらうと奏した。天皇は事の重きを叡慮あらせられ、和氣清麻呂を

和氣清麻呂  
宇佐八幡の御告  
の二

宇佐(大分縣)に遣はして、更に神の教を受けさせられた所が、清麻呂は歸つて、我國は開闢以來君臣の分が定つてゐる、天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の者は速に除



宮 幡 八 佐 宇

清麻呂の流罪

廣 蟲

けよ」と神教があつた由を奏上したので、道鏡は大いに怒り、清麻呂を大隅に流した。

清麻呂は垂仁天皇の裔である。姉の廣蟲(法均)は慈悲の心深く、忠誠の志も厚かつたから、初め廣蟲をして神教を請はせようとせられたけれども、女の身であるからといふので、弟が之に代つたのである。清麻呂が罪せられたとき、廣蟲も備後に流された。けれども清麻呂姉弟の忠烈によつて、道鏡はその非望を遂ぐる事が出来なかつた。

藤原百川

白壁王

道鏡の左遷

④光仁天皇

天皇の政治

④光仁天皇 程なく天皇崩御になつたので、藤原百川(不比等)等相はかつて、天智天皇の御孫白壁王を迎へて、皇太子となし奉つた。皇太子は直に道鏡を下野薬師寺別當に遷し、清麻呂廣蟲を召し還し(四三〇)、やがて位にお即きになつた。之を光仁天皇と申し上げる。天皇は政治を勵み、儉約を行ひ、冗官を除き、大いに前代の弊政をお改めになつた。



【總括】第六章

- 孝謙天皇 — 天皇即位 — 藤原仲麻呂 — 淳仁天皇
- 藤原仲麻呂の亂 — 仲麻呂(惠美押勝の立身) — 僧道鏡の立身 — 兩人の不和 — 押勝の舉兵 — 誅死 — 上皇重祚 — 稱徳天皇
- 和氣清麻呂の忠烈 — 僧道鏡の榮達 — 太政大臣禪師 — 法王 — 太宰の主神智宜阿曾 — 宇佐八幡の御告(一) — 和氣清麻呂 — 宇佐八幡の御告(二) — 清麻呂大隅流罪 — 廣島
- 光仁天皇 — 白壁王即位 — 藤原百川 — 道鏡流罪 — 清麻呂召還 — 天皇の政治

總括

第二編 第一期

- 大化の新政 — 孝徳天皇 — 新政の要點 — 中央政府の組織
- 蝦夷の服屬 — 朝鮮半島の變遷 — 齊明天皇 — 蝦夷の服屬 — 百濟・高麗の滅亡 — 朝鮮半島の放棄
- 天智天皇・律令の撰定 — 天智天皇 — 藤原鎌足 — 天武天皇 — 律令の撰定 — 律令の制度
- 奈良奠都・倭人及西南諸島の服屬 — 元明天皇 — 奈良奠都 — 倭人及西南諸島の服屬
- 聖武天皇・奈良時代の佛教・文物 — 聖武天皇 — 光明皇后 — 佛教の隆盛 — 美術工藝
- 和氣清麻呂 — 孝謙天皇 — 藤原仲麻呂の亂 — 和氣清麻呂の忠烈 — 光仁天皇

文學 — 國史地誌の撰修 — 風俗

第二期

平安奠都から  
平氏の滅亡まで

第七章 平安奠都 蝦夷の鎮定

● 桓武天皇 光仁天皇について御子桓武天皇が位にお即きにな

つた。實に第五十代に當らせられる。

天皇は英明におはしまして、奈良時代

の弊政を改め、大いに國運の發展をお

計りになった。

● 平安奠都 天皇は人心を一新しよ

うと思召し、初め都を山背の長岡(京都

郡)にお營みになつたが、和氣清麻呂の建議によつて、延暦十三年(四

西)更に今の京都の地にお遷しになつた。平安京と云ふのがそれ



桓武天皇

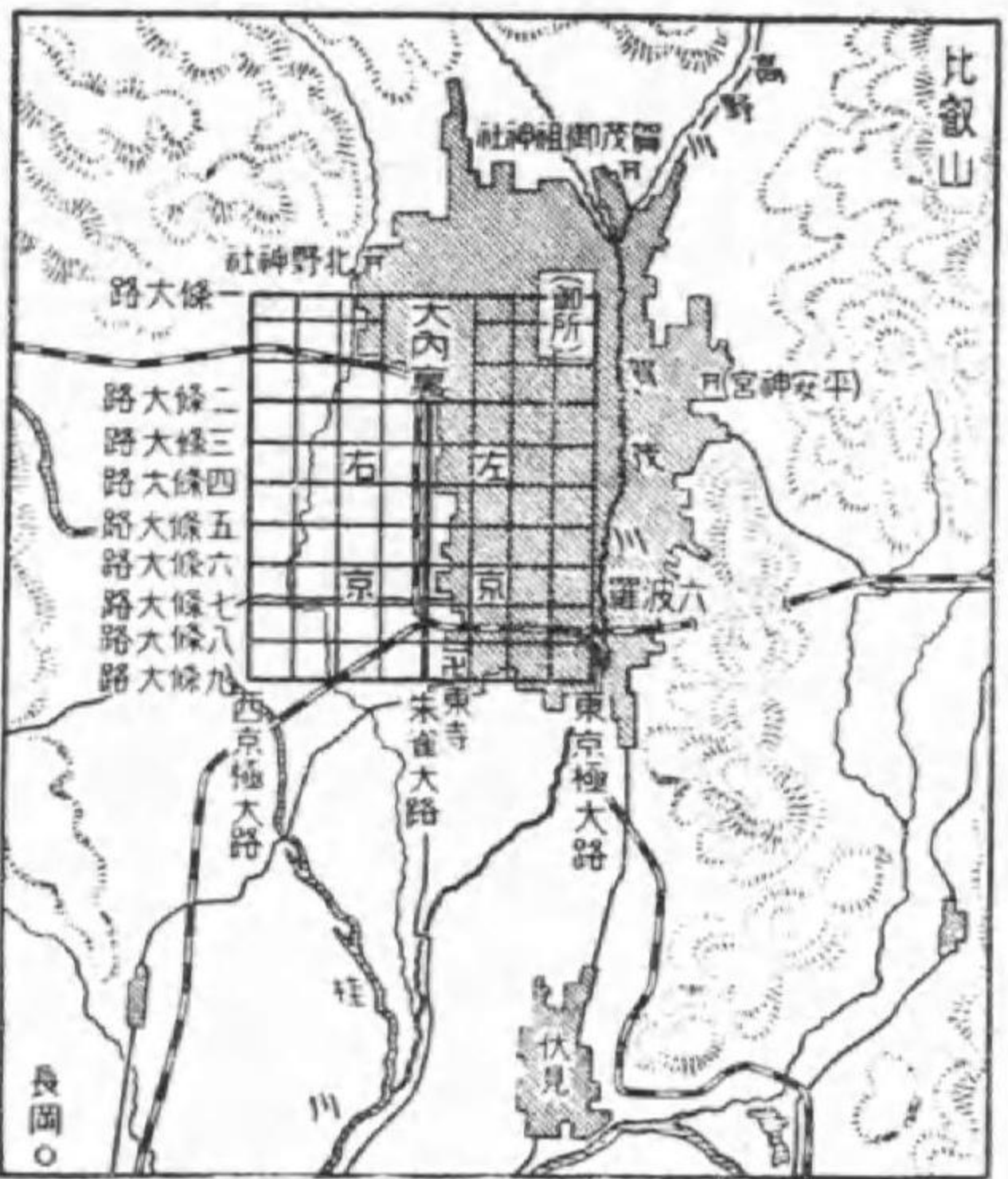
(五〇)桓武天皇

長岡京

京都(平安京)



である。新都は平城京にならひ、その規模を更



平城京の図  
平城京は都の正北部に位し、皇居諸の官省等その内にあり、中央に朱雀大路があつて南北に通じ、左京右京に分れ、大小の道路が縦横に通じて、市街の區劃がよく整つてゐる。これから明治天皇が都を東京にお奠めになるまで、一千七十餘年の間概ね歴代の帝都となつた。

朱雀大路  
左京  
右京  
千七十餘年間の帝都

通じ、左京、右京に分れ、大小の道路が縦横に通じて、市街の區劃がよく整つてゐる。これから明治天皇が都を東京にお奠めになるまで、一千七十餘年の間概ね歴代の帝都となつた。



平安神宮

平安時代

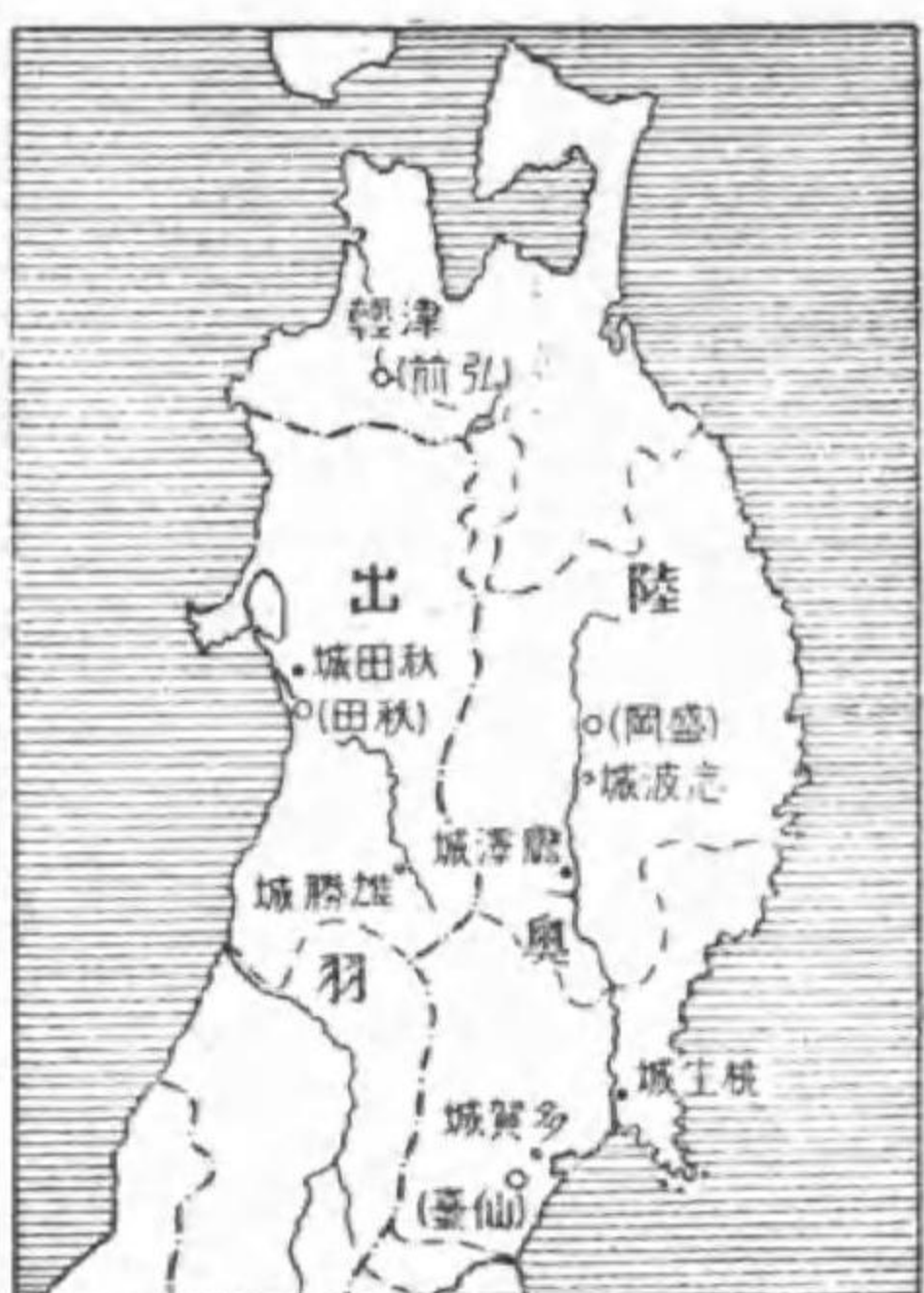
(聖武朝)  
多賀城  
秋田城

(桓武朝)  
坂上田村麻呂  
膽澤城  
(嵯峨朝)  
文屋綿麻呂

都から平氏の滅亡まで、約四百年間を平安時代といふ。

●蝦夷征伐

蝦夷は阿倍比羅夫の征伐によつて、一時皇威に服して居たが、奈良時代になつて又叛いたので、聖武天皇の御代に、多賀城(宮城)秋田城(秋田)等を築いて、之を鎮めさせられたけれども、功を奏することが出来なかつた。そこで桓武天皇は、坂上田村麻呂を



蝦夷征伐要地圖

征夷大將軍となして、之をお討たせになつた。武勇秀でた田村麻呂は蝦夷を攻めてその巢窟を平げ(四六)、膽澤城(岩手)を築いて蝦夷に備へた。その後嵯峨天皇の御代に、文屋綿麻呂また蝦夷を討つて、その餘類を平げたので、これから東北の蝦夷は全く叛かないようになった。



【總括】 第七章

- 桓武天皇—天皇即位—政治
- 平安—長岡京—和氣清麻呂建議—京都(平安京)(朱雀大路・左京・右京)(帝都・千七十余年)—平安時代
- 蝦夷征伐—(聖武天皇)多賀城・秋田城築城—(桓武天皇)征夷大將軍坂上田村麻呂征討—藤原朝
- (嵯峨天皇)文屋綿麻呂の征討

第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢

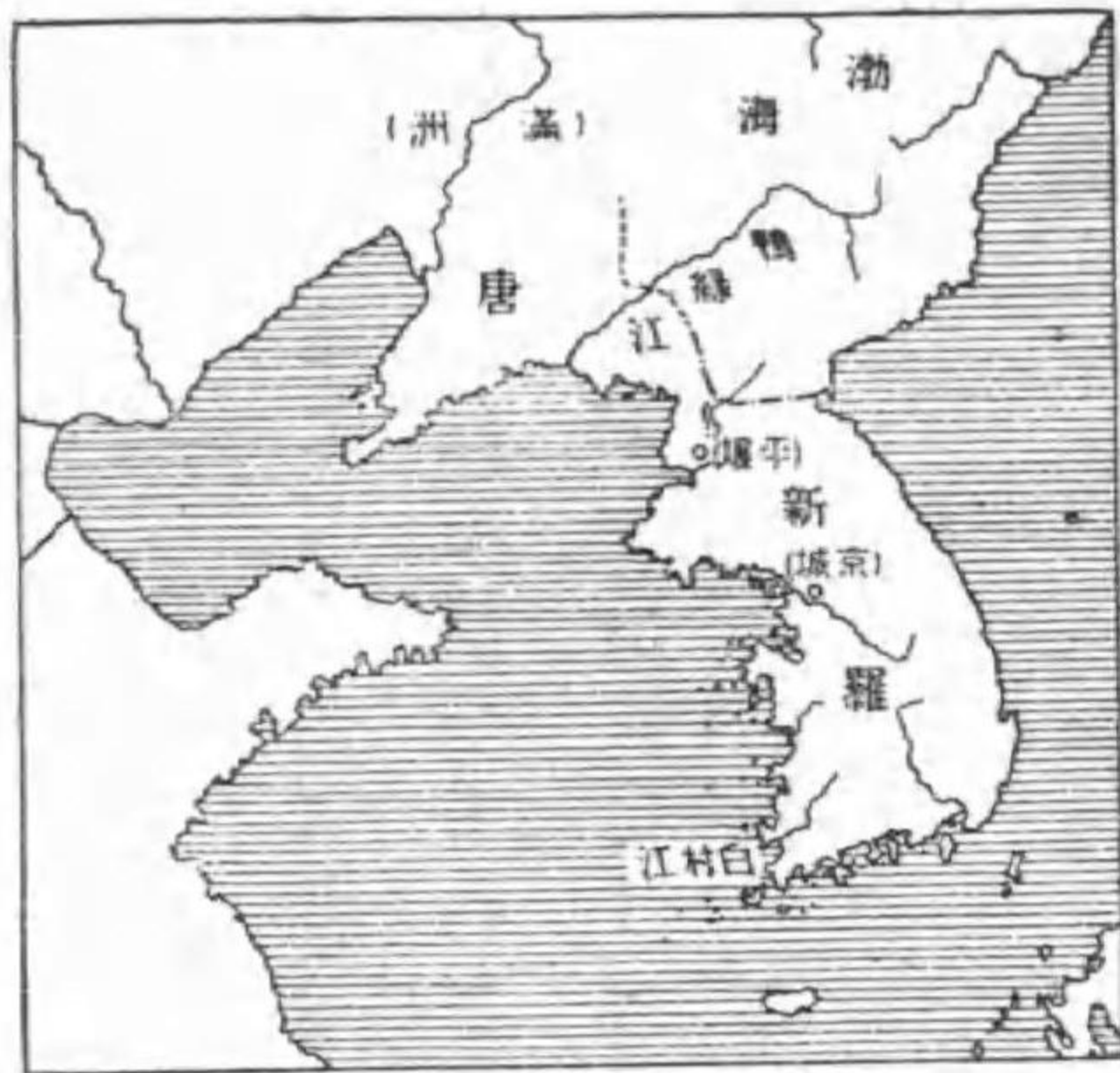
●新羅の盛衰 さきに新羅は百濟を滅ぼし、我が國との交りが一  
時絶えたが、程なく再び入貢した。然るに新羅の勢力が益々加は  
り、國都慶州を中心として文化頗る進み、我國にも禮を缺いたので、  
淳仁天皇は新羅征討を企てられた程であつたが、果されなかつた。  
その後新羅の態度がなほ變らなかつたので、兩國の交通は全く絶  
えた。かく新羅は國運久しく振うて、半島の統一も既に約二百六  
十年にも及んだが、漸く衰運に向つた。

新羅再び朝貢  
新羅征伐の企  
兩國の交通斷絶

●高麗の統一 醍醐天皇の御代に、王建(後の高麗の太祖)が、朝鮮半  
島の北部に起つて高麗國を建て、都  
を松嶽(開城道)に奠め、朱雀天皇の御  
代遂に新羅を滅ぼして半島を統一  
した(二五六)。

●渤海の入貢 元明天皇の御代朝  
鮮半島の北部なる元肅慎の地に渤  
海國が起り、文化開けて勢漸く振ひ、  
聖武天皇の御代から、しばしば我が

國に入貢し、我が國からもまた使を遣はし、桓武天皇の頃からは貢  
期を定めなどして、往來頗る盛となり、醍醐天皇の御代まで朝貢は  
絶えなかつた。



新羅と渤海

高麗の建國  
新羅滅亡  
渤海國  
渤海との交通

【總括】 第八章

- 新羅の盛衰—新羅再び朝貢—(淳仁天皇)新羅征討の企—交通絶えた







廻國

神佛調和

藝に通じ、諸國を巡つて教を弘めるかたはら、民利を興したことも少くない。又綜藝種智院を建てて平民の子弟を教育した、後、弘法大師と諡せられた。かくて奈良時代の六宗(三論・法相・華嚴)に天台眞言の二宗を加へて今は八宗となつた。

此頃佛教は我が國の敬神と相反せないといふ思想が専ら流布して、神社に神宮寺を建立するなど、神佛調和の事實があつた。後になつて本地垂迹の説が成立つようになつた。

四 漢文學と學

校 嵯峨天皇を初め、此頃の天皇は深く學問をお好みになつたか

嵯峨天皇御筆  
僧空海筆  
風信雲書自天翔  
惟父惟母

天皇の好學  
嵯峨天皇御筆  
(嵯雙樹下)  
僧空海筆  
(風信雲書自天翔臨)  
橋逸勢筆  
(惟父惟母)

小野篁  
都良香

三筆

公立の學校  
大學・國學  
私立學校  
弘文院・勸學院  
學館院・獎學院

ら、漢文學が大いに發達し、小野篁(の子孫)・都良香等の如き名高い學者が多く出た。天皇はことに詩文に巧で、かつ書道にも秀で、僧空海・橋逸勢と共に、世に三筆と稱せられて居る。學校はこの頃大學國學の外に、和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、橋氏の學館院、在原氏の獎學院等の私立學校が相ついで起り、いづれもその一族子弟を教育した。

【總括】 第九章

- 一 嵯峨天皇 皇—平城天皇—嵯峨天皇—藤原藥子—藤原仲成—二人平城天皇の重祚を謀つた—仲成誅せられ藥子自殺した
- 二 藏人所と檢非違使—藏人所の設置及其職務—檢非違使の設置及其職務—檢非違使廳—大寶令の制度改廢
- 三 佛教の新宗派—僧最澄—(傳教大師)—延曆寺(天台宗)—僧空海(弘法大師)—金剛峯寺(眞言宗)—廻國
- 四 漢文學と學校—嵯峨天皇の好學—小野篁—都良香—三筆(嵯峨天皇・空海・橋逸勢)—公立學校(大學・國學)—私立學校(和氣氏の弘文院・藤原氏の勸學院・橋氏の學館院・在原氏の獎學院)

第十章 攝政・關白

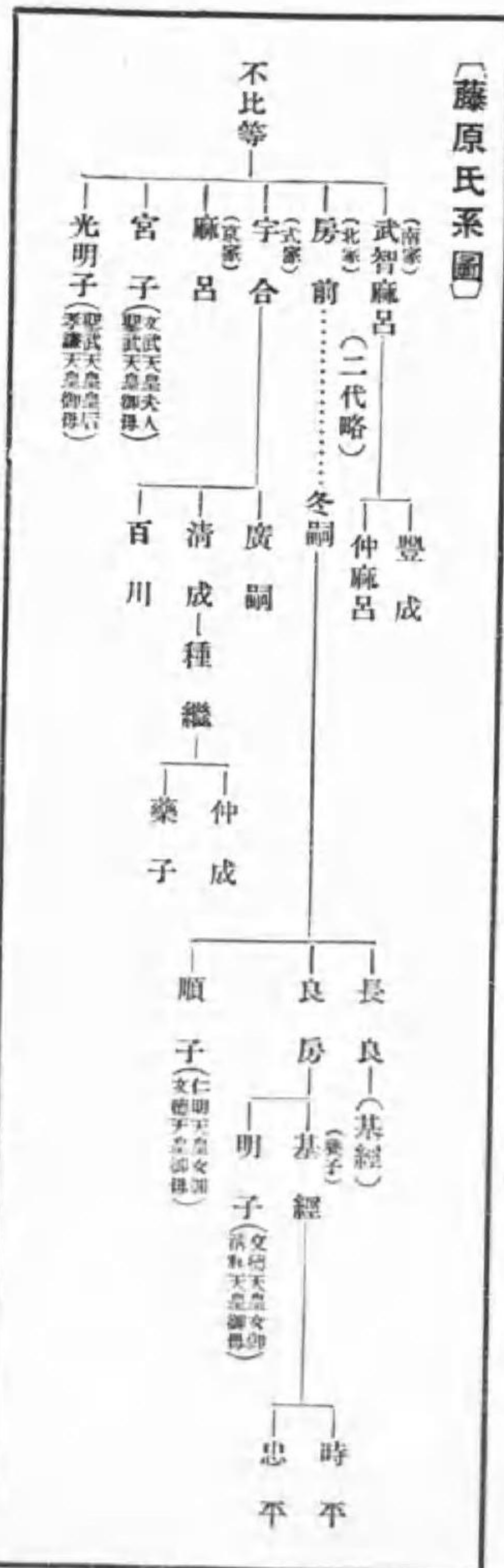


不比等の子女

藤原氏の四家  
南家、北家  
式家、京家  
藤原冬嗣

(五) 淳和天皇  
(四) 仁明天皇  
(三) 文徳天皇  
人臣太政大臣の始

●藤原氏の四家 藤原氏は、鎌足不比等が朝廷に仕へて大功があつた。不比等の女宮子は文武天皇の夫人となり、光明子は聖武天皇の皇后となり、四子は南家、北家、式家、京家の四家に分れ、いづれも繁昌したが、中にも北家は冬嗣が出るに及んで最も榮えた。



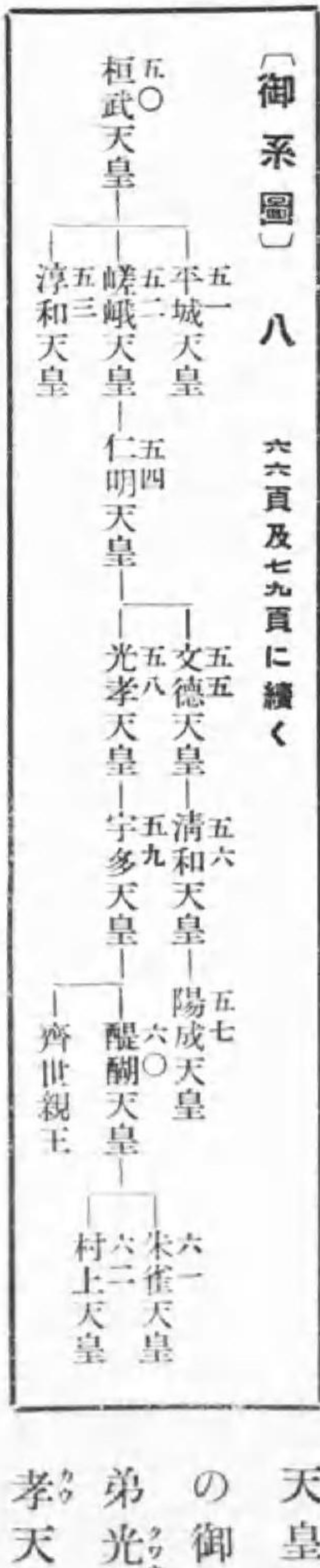
●藤原良房 嵯峨天皇の後淳和・仁明兩天皇を経て、文徳天皇が位にお即きになつた。御母は左大臣藤原冬嗣の女順子である。この御代に冬嗣の子良房は、人臣の極官太政大臣に任ぜられた。(二五七)

(五) 清和天皇  
人臣攝政の始

やがて文徳天皇が崩御になつて、良房の女の生み奉つた清和天皇が御年僅に九歳で位にお即きになつたから、良房は攝政となつた。(二五八)

太政大臣には天智天皇の御時、大友皇子が始めて任せられたが、人臣で太政大臣になつたのは良房が始めである。又人臣で攝政になつたのも良房が始めである。

●藤原基經 清和天皇の御子陽成天皇、また御年九歳で位に即かれた。良房の養子基經が攝政であつたが、天皇御病氣のため、文徳



皇が位にお即きになつた。次で天皇の御子宇多天皇がお立ちに



關白の始

藤原氏政權掌握

なり、特に勅あつて、萬の政務は悉く基經の手を経させられた(二五七)。これが關白の始めである。

④藤原氏の權勢 かくて藤原氏は外戚の貴に居て、攝政關白太政大臣等朝廷の重い官職を占め、伴氏、橘氏、源氏、平氏など高貴の人々が皆抑へられたので、政權は藤原氏の手に歸するようになった。

【總括】——第十章

- ①藤原氏の四家——不比等の二女皇妃に列した——南家——北家——式家——京家——藤原冬嗣(北家)
- ②藤原 良房——淳和・仁明天皇即位——文德天皇(御母は藤原冬嗣の女)——太政大臣藤原良房(人臣で太政大臣と爲つた始)——清和天皇即位(御母は良房の女)——攝政藤原良房(人臣で攝政となつた始)
- ③藤原 基經——陽成天皇(基經攝政)——光孝天皇即位——宇多天皇——關白の始
- ④藤原氏の權勢——皇室の外戚家——政權藤原氏に移つた

### 第十一章 菅原道眞

●宇多天皇 藤原基經薨去の後、宇多天皇は關白をお置きになら

菅原道眞

(二六)醍醐天皇

藤原時平

菅根等の讒奏

道眞の左遷

道眞の復官



醍醐天皇

ず、親ら政を決し、また世々文學を家業とせる菅原道眞を登用され、御身は程なく位を御子醍醐天皇に譲り、髪をそつて法皇と稱された。醍醐天皇は、藤原基經の子時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じ、相並んで政を輔けさせられた。

②菅原道眞 道眞は學問・德行共にすぐれ、又政治にも通じてゐたので、頗る人望があり、位時平を超えようとするの聞ある時、藤原氏一門之を嫉み、藤原菅根等主に謀を廻らし、道眞は天皇を廢してその女婿齊世親王(天皇の弟)を立てようとしてゐると讒したので、延喜元年(二五二)道眞は太宰權帥に貶され、筑紫にあること三年で薨じた。(二五)後になつて、天皇は道眞の官を復された。民間でもその徳を



天満天神

慕ふ者が多く、天満天神として各地に祀られてゐる。

菅原道眞は野見宿禰の後であつて、是善の子である。その家は代々學者の家であつた。宇多



北野神社

天皇の道眞を登用せられたのは、藤原氏の勢力を抑へようとせられたためである。太宰府にある時、九月重陽の詩に



眞道の所配

去年、今夜侍清涼。秋思詩篇獨斷腸。恩賜御衣今在此。捧持每日拜餘香。と、道眞誠忠の志を見ることが出来る。

◎延喜の治 醍醐天皇は深く御心を

天皇の仁政

政治にお留めなされ、また仁慈の君であらせられて、寒夜に御衣を

脱いで民の苦を思ひやりなされたことがある。天皇御在位三十

餘年太平打ちつゞき、殊に京都の文化がますます榮えたので、世に

この御世を延喜の治といふ。

【總括】 第十一章

- ◎宇多天皇 皇の政治 菅原道眞登用 醍醐天皇の即位 法皇の始
- ◎菅原道眞 藤原時平(左大臣) 道眞(右大臣) 時平 菅根等と謀り讒奏した 齊世親王 道眞太宰権帥に貶された 道眞の復官 天満天神
- ◎延喜の治 天皇の仁政 延喜の治世

第十二章 地方の情況 承平・天慶の亂

地方政治

◎地方の情況 地方では、班田收授の法も、年月を経るに従つて既

にすたれ、又私に墾田を許されてから、莊園といつて、國司の支配を

受けず、納税の義務のない私有地が、ますます各地に起つて、政府の



収入は減じ、國司は種々の重税を課して私利を計つたから、人民は大いに苦しみ、盜賊各所に横行して、天下が將に亂れようとした。

●**武士の起源** 桓武天皇の御代に、始めて御子に姓を賜うて、臣下に列せさせられてから、皇族の姓を賜はるものが多くなつたが、中にも桓武天皇の曾孫高望から出た平氏と、清和天皇の御孫經基から出た源氏とが、最も著はれた。これ等源平二氏及び藤原氏などの、都で志を得ない者は、多くは自分から求めて國司となつて地方に赴任し、任期が満ちても都に歸らず、遂にその地に留まり、土地を占有し、私兵を養つて豪族となつた。かくて全國皆兵の制は破れ、自然と兵農が別れる勢をなした。

●**承平・天慶の亂** 醍醐天皇の後、御子朱雀天皇が位にお即きになつた。この頃、東國にはびこつてゐた平氏の一族に、平將門(高望の孫)といふ者があつた。京都に出て攝政藤原忠平(時平の弟)に仕へ、檢非違使

皇族賜姓

平氏

國司の土著

(六)朱雀天皇

平將門の叛

猿島

平貞盛

藤原純友の叛

武士の勢力

たらんことを求めたが、許されなかつたので、怒つて下總(茨城縣)に歸り、承平五年(一五五)伯父常陸大掾平國香を殺し、天慶二年(一五九)遂に下總の猿島に據つて叛き、勢が盛であつた。朝廷では大いに驚き、翌年藤原忠文(百孫)を征東大將軍として、將門を討たせられたが、まだ到着しない先きに、國香の子貞盛は、下野押領使藤原秀郷と共に將門を討つて之を滅ぼした(三年)。これと殆ど同時に、前伊豫椽藤原純友も伊豫に據つて叛き、南海・山陽の沿岸をあらしたが、天慶四年源經基・小野好古等の爲めに平げられた。世に之を承平・天慶の亂といふ。

●**源平二氏** 平安奠都以來、朝臣は奢侈遊樂に目を送つて居たから、この亂後源平二氏が世に重んぜら

〔平氏系圖〕





れ、騒亂あるごとに、朝廷は二氏に命じて之を鎮めさせられたので、事ごとに武士の勢力が加はつて來た。殊に源氏は、滿仲(經基の子)・賴信(仲満の子)ともに武勇の譽が高かつた。

【總括】 第十二章

- ① 地方の情況—地方政治—莊園—盜賊横行
- ② 武士の起源—皇族賜姓(桓武天皇の朝)—平氏(桓武天皇の裔)—源氏(清和天皇の裔)—國司土着して豪族となつた
- ③ 承平・天慶の亂—平將門藤原忠平に仕へた—將門下總猿島に據つて叛した—平貞盛・藤原秀郷將門を滅ぼした—藤原純友伊豫に據つて叛した—源經基・小野好古純友を討つた
- ④ 源平二氏—源平二氏興起—源滿仲・源賴光・源賴信

第十三章 藤原氏の榮華

●天曆の治 朱雀天皇の後、御弟村上天皇は、承平・天慶の亂の後をうけて即位せられたが、政治をお勵みになつて、天下がよく治まつた。世に天曆の治といつて、後世まで延喜の治と並び稱せられる。

(空)村上天皇

天曆の治世

●藤原氏の專權 藤原氏は菅原道眞の貶おとされた後、勢力いよく



加はり、冷泉天皇から後冷泉天皇に至る、八代凡

(三)冷泉天皇  
藤原氏と攝政・關白

(四)圓融天皇  
兼家と兼通

(五)花山天皇  
兼家の廢立  
(六)一條天皇  
伊周と道兼・道長

そ百年の間は、皇室の外戚として攝政・關白を初め高官を占め、頻に他氏を斥けて、ひとり政權を恣にした。

●藤原氏一門の争 政權が藤原氏に歸すると、兄弟叔姪相争ふやうになつた。中にも圓融天皇の時、兼家は兄兼通と關白を争ひ、次で兼家は花山天皇をあざむき、御出家をおすゝめして、その女の生み奉つた一條天皇を位に即けて、己れは關白となり、また一條天皇の御代伊周がその叔父道兼道長と關白の職を争ふた如きは、その







三條天皇御詠

道長の詠

漢文學流行

遣唐使廢止

時、宮中の月はや見をさめなればといふので  
 心にもあらでうき世にながらへばこひしかるべき夜半の月かな  
 とお詠みなされた。又道長が藤原氏の盛なるを自から詠める歌に  
 この世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば  
 とある。

【總括】 第十三章

- ① 天曆の治—村上天皇—天曆の治世
- ② 藤原氏の專權—藤原氏と攝政關白
- ③ 藤原氏一門の争—藤原氏と外戚—兼家・兼通關白・鏡望—花山天皇廢立—伊周と道兼・道長との關白鏡望
- ④ 藤原氏の全盛—藤原道長—中宮三人—三天皇の外戚—賴通—藤原氏の衰運

第十四章 平安時代の文物

●漢文學の衰微 平安時代の初期約百年間は、漢文學全盛の時、  
 勅撰の歴史を始め、公文書及び日常の書簡まで漢文を用ひたが、宇  
 多天皇の寛平六年(一五五)菅原道眞の建議によつて、遣唐使の派遣を



お停めになつてから、漢文學は次第に衰へた。けれども學問獎勵の結果、經史・法律詩文に明なる學者が輩出し、三善清行・紀長谷雄の如き者があつた。

片假名  
平假名

●國文學の發達

これよりさき、漢字から作られた片假名・平假名の使用が行はれて、國語を記し文を作ることが容易くなり、和文和歌の發達を促し、在原業平、及び土佐日記の著者紀貫之の如き名人が出た。また醍醐天皇の勅命によつて、紀貫之・凡河内躬恒等が古今和歌集を撰した。その頃から國文學はますます發達し、藤原氏の全盛時代には、未曾有の隆盛を極めた。

侍女の學問

紫式部  
(源氏物語)  
清少納言  
(枕草紙)

●才女の輩出

藤原氏はその女を宮中に納れるにあつて才學ある女子を選んで、その侍女としたから、紫式部・清少納言・和泉式部・伊勢大輔・赤染衛門等の才女が輩出した。中にも上東門院(一條天皇の女御)の侍女紫式部は學問最もすぐれ、その著はした小説源氏

物語は、一條天皇の皇后に侍した清少納言の枕草紙と共に、國文の模範と稱せられる。

古への奈良の都の八重櫻今日九重に匂ひぬるかな

(伊勢大輔)

●美術工藝

貴族の豪華につれて、建築・彫刻・繪畫等の美術工藝も

書道

三蹟  
小野道風  
(法水清流)

藤原佐理  
(花唇不語)

藤原行成  
(勤苦照書卷)

繪畫  
彫刻  
建築

小野道風筆

法水清流

藤原佐理筆

花唇不語

藤原行成筆

勤苦照書卷

宇治川畔の平等院が、最も壯麗を極めた。

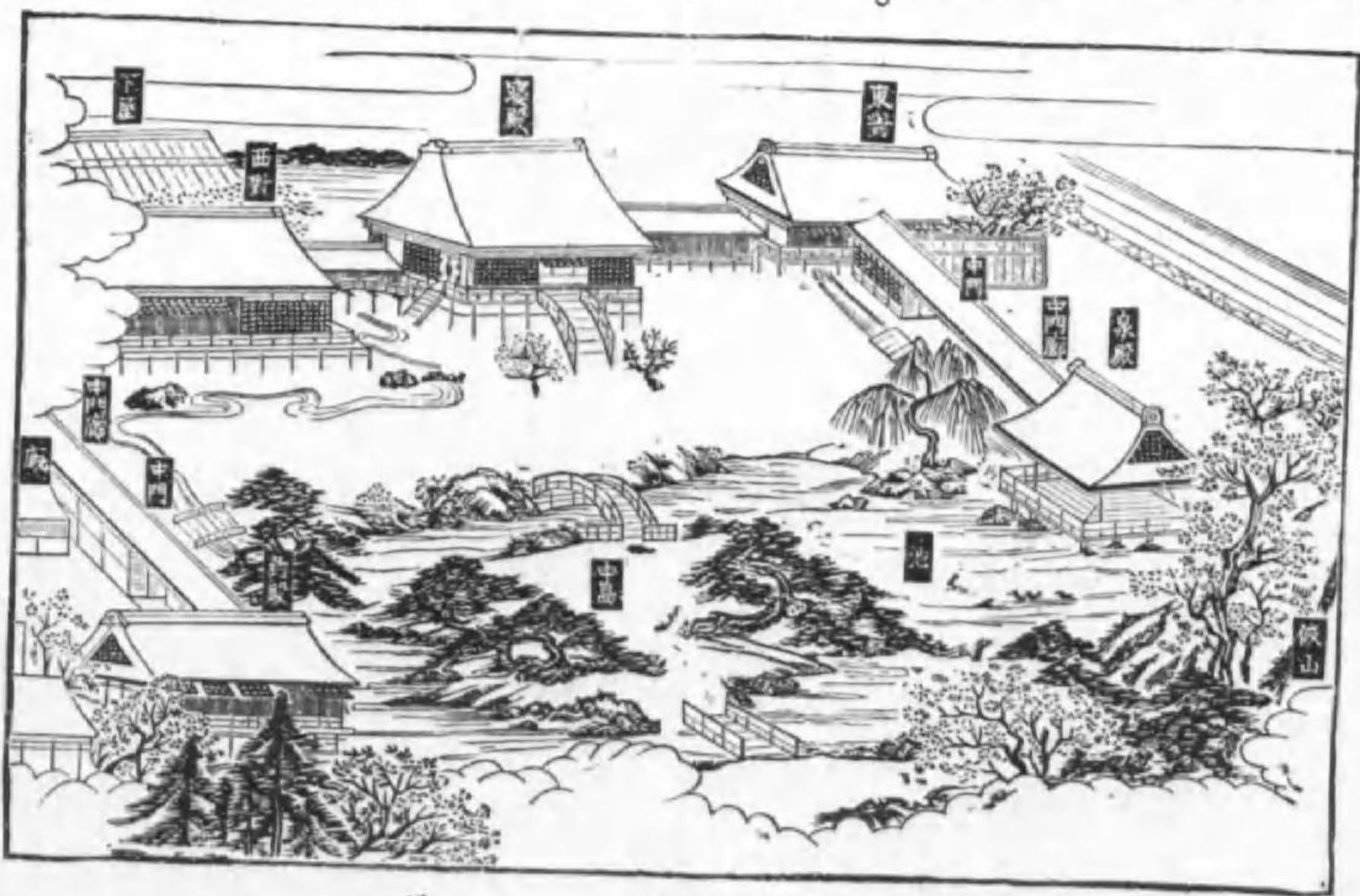


鳳凰堂

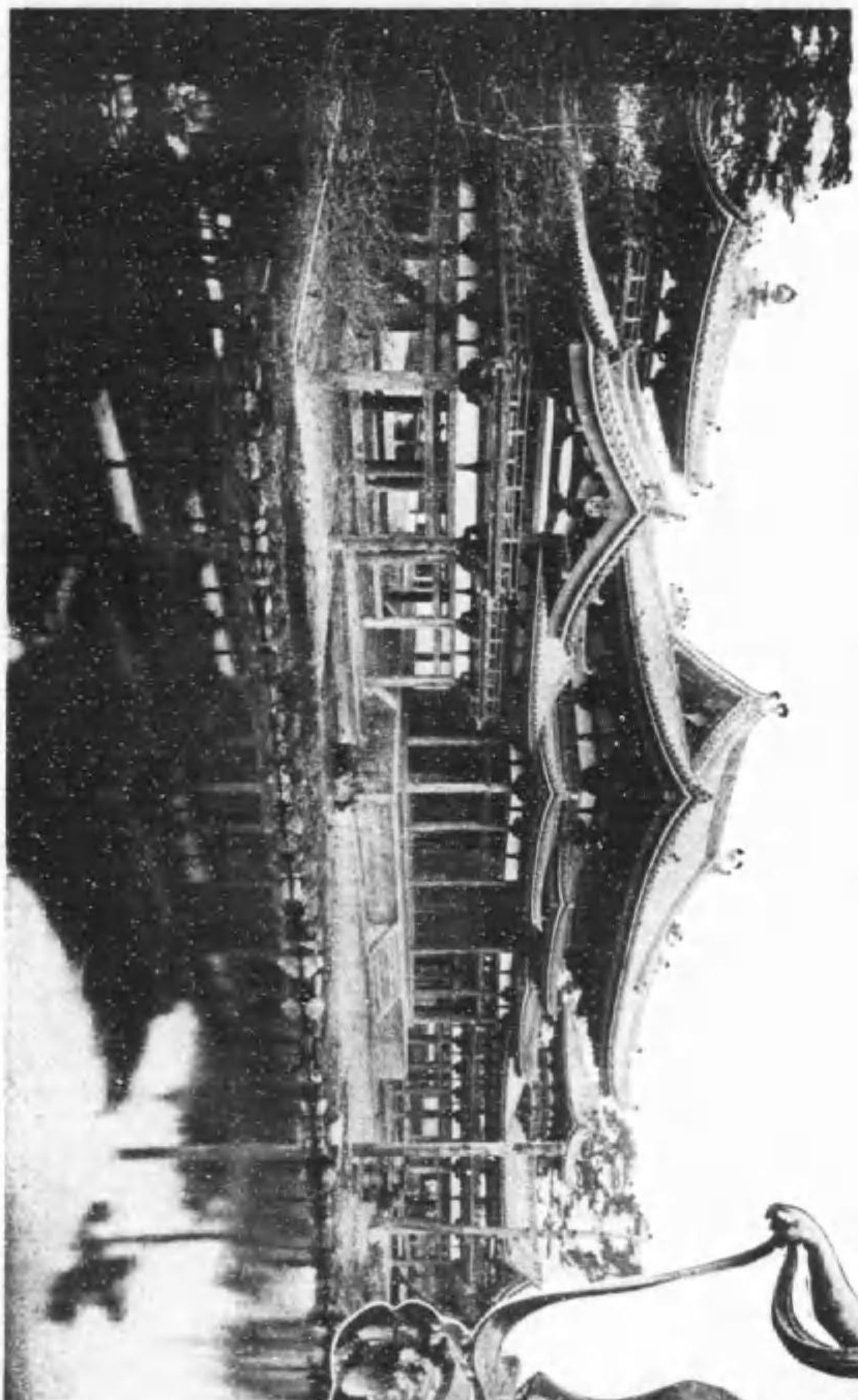
法成寺は今そのあとかたを残さないけれども、平等院は今尚その一部分なる鳳凰堂を存して居る。その形あたかも鳥の兩翼を張つて、尾を引くに似てをり、棟の兩端に立てた鳳凰は風のまにまに舞ふ仕掛である。堂内には定朝の作つた佛像と、宅磨爲成の筆に成つた壁画とがあつて、當時の面影を窺ふことができる。

**五風俗** この時代の貴族は、多く寢殿造と稱する邸宅を構へ、庭には池を掘り、山を築いて善美を盡し、月に花に詩歌管絃の遊に耽り、蹴鞠・圍碁・歌合等を事とした。衣

遊戯



寢殿造



鳳凰堂は京都府宇治市に在る。後冷泉天皇の朝、藤原通の建立にかから。藤原時代の代表的建築で、部には定朝の作と傳へらる。佛像を安置してある。



佛像

宇治平等院鳳凰堂



衣服

迷信

服は男子は正装に束帶フクケイ、常服に直衣ナホシを、狩獵には狩衣カキを用ひた。女子の正装には十二單衣ヒトを、平服として桂姿ウチキスカタを用ひた。衣服調度の如きも華美なるものを用ひた。又佛教の盛なると共に、上下を通じて迷信イイシンが盛に行はれた。

【總括】 第十四章

- ① 漢文學の衰微—漢文の流行—遣唐使の廢止—漢文の衰微—國文の發達
- ② 國文學の發達—片假名・平假名—和文・和歌發達—在原業平・紀貫之—土佐日記—古今和歌集
- ③ 才女の輩出—侍女と學問—紫式部・清少納言・和泉式部・伊勢大輔・赤染衛門—紫式部の源氏物語—清少納言の枕草紙
- ④ 美術工藝—書道(三蹟—小野道風・藤原佐理・藤原行成)—繪畫(百濟河成・巨勢金剛)—彫刻(定朝)—建築(法成寺・平等院)
- ⑤ 風俗—寢殿造—遊戯—衣服—迷信

第十五章 刀伊の入寇 前九年・後三年の役

●刀伊の入寇 渤海國は我が醍醐天皇の時、契丹國キタンに滅ぼされたが、その契丹に屬し朝鮮の北部から黑龍江沿岸一帯に據つてゐた



刀伊人  
(六)後一條天皇

藤原隆家

平直方

源賴信

(七)後冷泉天皇

安倍頼時の叛

源賴義  
源義家



刀伊の據る地方

刀伊人が後一條天皇の寛仁三年(六七)に船五十艘を率ゐて對馬壹岐を侵し、進んで筑前に迫つた。太宰權帥藤原隆家(道長)等が肥筑の兵を發し、奮戦して之を退けた。

●平忠常の亂 刀伊の入寇後九年を経て、同じ天皇の長元元年(二六八)平忠常が下總に據つて叛いた。朝廷では平直方をして之を討たせられたけれども、賊の勢が盛でその効がなかつたから、更に源賴信をして、之を征伐させられた。

●前九年の役 その後約二十年を経て、後冷泉天皇の御代に、陸奥の豪族安倍頼時は衣川館(岩手縣附近)に據つて亂を起した。朝廷では源賴信の子賴義を陸奥守とし、ついで鎮守府將軍に任じて之を討たせられた。賴義はその子義家(太郎)と共に、兵を進めて頼時を

安倍貞任

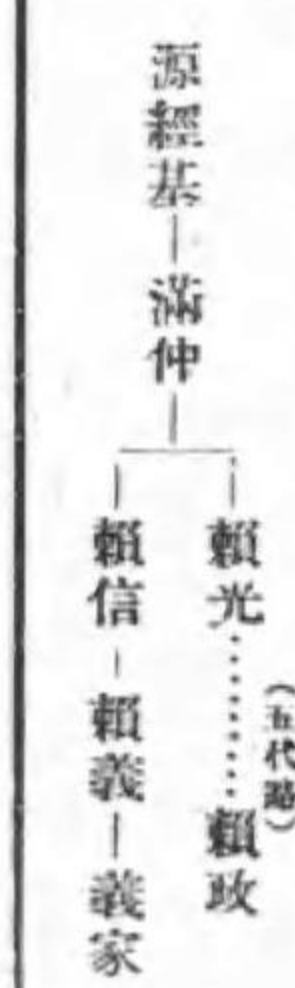
清原武則



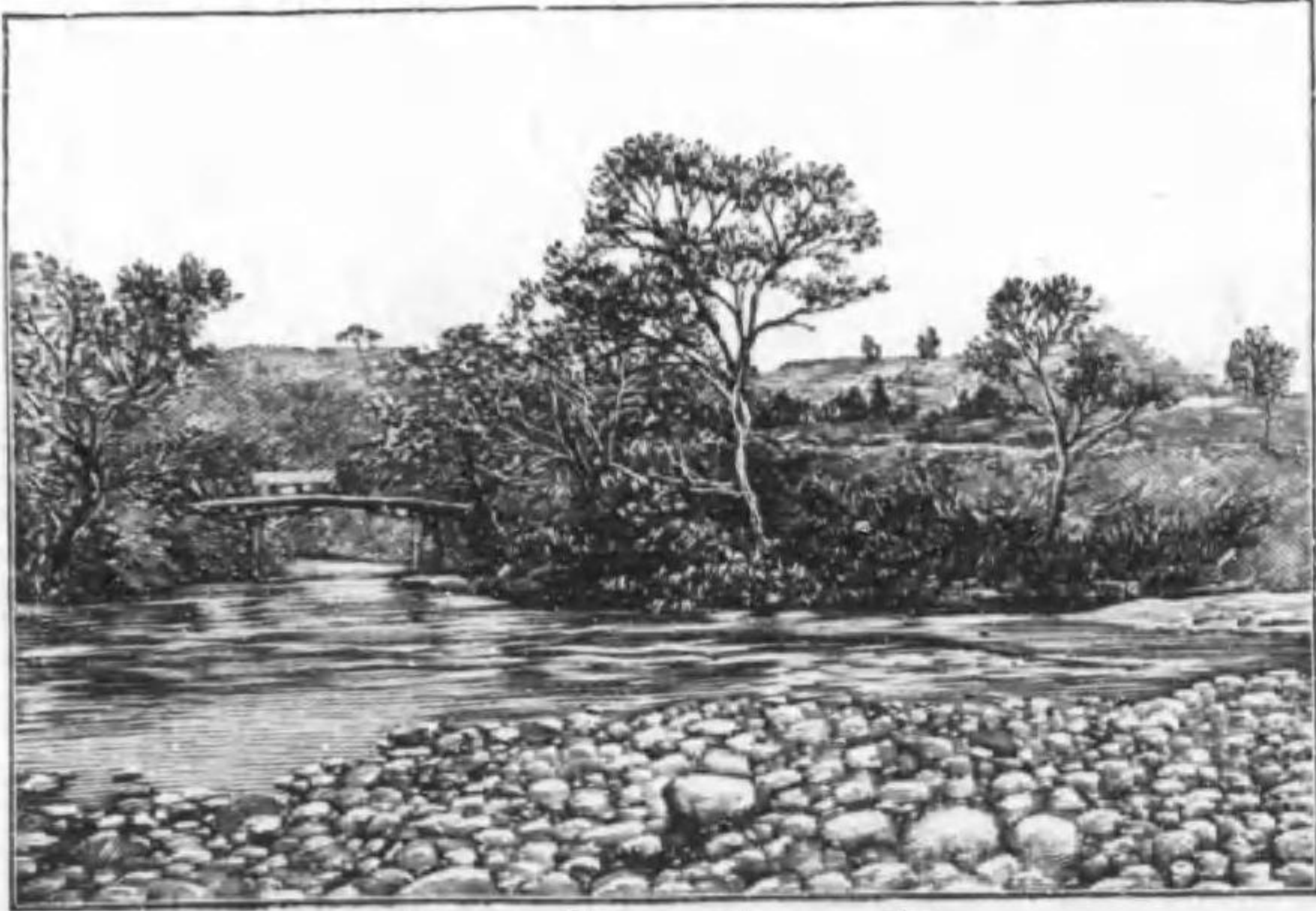
奥羽地方

た。賴義は出羽の豪族清原武則の援を得て、貞任を厨川柵(岩手縣盛岡市附近)に圍み、遂に之を滅ぼした。(二七三) 世に之を前九年の役といふ。

〔源氏系圖〕



戰場に於て義家と貞任とが應酬の歌に



衣川柵址

討ち、之を誅したが、頼時の子貞任が勇武で、父の戦死後尙しばしば官軍を破つ



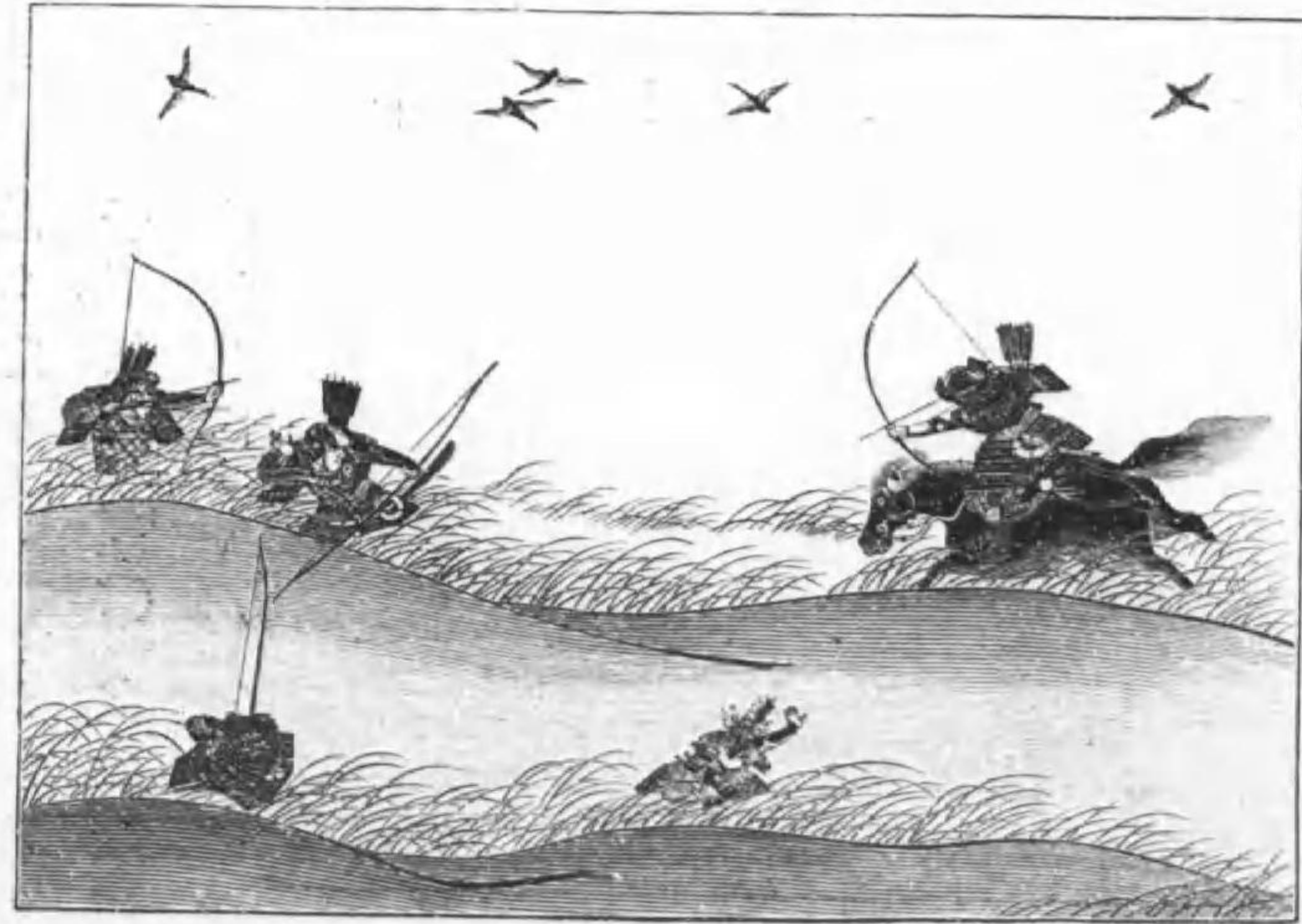
年を経し絲の亂れの苦しさに(貞任)衣のたてはほころびにけり (義家)

④後三年の役 清原武則は、前九年の役の功によつて鎮守府將軍となり、安倍氏の舊地を領して居たが、白河天皇の御代に武則の孫眞衡は異母弟家衡、叔父武衡及び親族藤原清衡と争ひ、奥羽が大いに亂れた。時に源義家は、陸奥守兼鎮守府將軍であつたので、往いて眞衡を助けた。やがて弟義光が京都から來り、清衡がまた義家に味方したので、勢大いに振ひ、遂

清原氏一族の争亂

源義家

源義光



雁行

金澤柵

に金澤柵(秋田)を陥れ、家衡・武衡を滅した。時に堀河天皇の寛治元年(西七)である。世に之を後三年の役といふ。



源義家が奥州へ下向の時、勿來關(福島)で詠んだ歌

吹く風をなこそその關と思へども  
路もせに散る山櫻かな

【總括】 第十五章

第十五章 刀伊の入寇 前九年・後三年の役



の圖



- 刀伊の入寇—刀伊人—對馬・壹岐・筑前を侵した—太宰權帥藤原隆家等擊退した
- 平忠常の亂—忠常の叛—平直方—源賴信
- 前九年の役—安倍賴時・貞任叛した—衣川攝—源賴義・義家出征—清原武則—厨川攝
- 後三年の役—清原氏一族大に争ふた—源義家眞衡を助けた—源義光—藤原清衡—金澤攝

### 第十六章 後三條天皇 院政 僧兵

(七)後三條天皇

藤原氏抑壓

記録所  
莊園の調査  
國司重任の禁  
賣官の禁  
節儉の奨勵

● 後三條天皇 後冷泉天皇が崩御になつて、御弟後三條天皇が位にお卽きになつた。天皇は御性質嚴正で、且つ御母は三條天皇の皇女であらせられたから、藤原氏に憚り給ふことなく、藤原氏の權力をお抑へになつた。

● 弊政の改革 この頃莊園はますます多くなつて、朝廷の収入が減少し、弊害が甚しかつたから、天皇は記録所を設けて莊園を調べ、正しくないものは之を止め、また新に之を置くことを禁止なされた。天皇また國司の重任及び賣官を禁じ、親ら節儉を行つて奢侈

(八)白河天皇

(九)堀河天皇

院政の始

藤原氏の勢力衰  
微  
法皇の佛教信仰

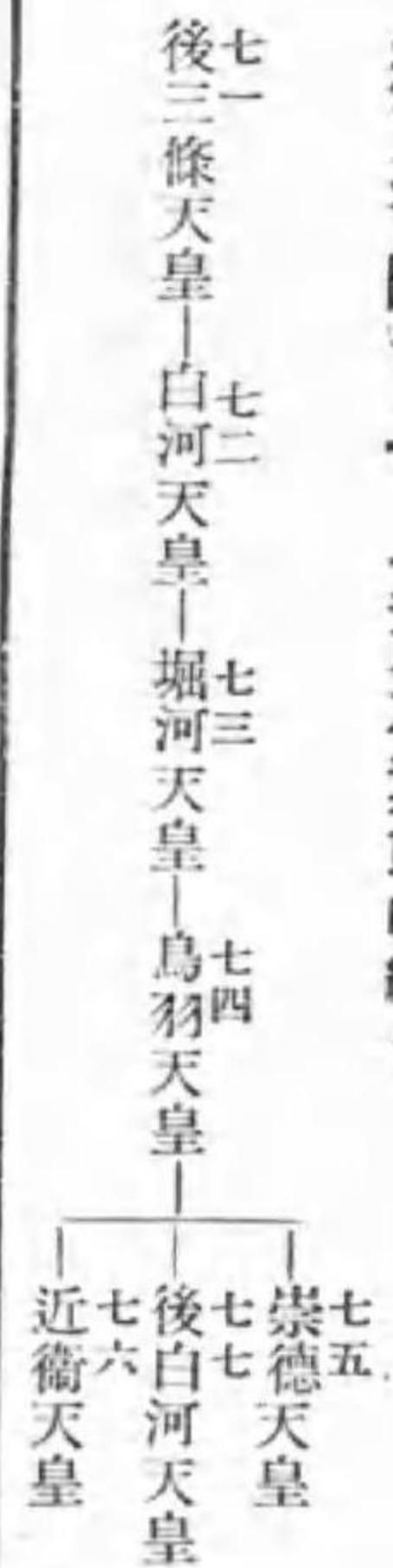
(一〇)鳥羽天皇  
(一一)崇徳天皇

の風をお止めになつたから、皇威再び振つたが、在位僅かに五年で位を御子白河天皇に譲り、程なく崩御になつた。

● 院政 白河天皇もまた賢明で、親ら政を聴き、藤原氏を抑へられた。應徳三年(西六)位を御子堀河天皇にお譲りなされて後も、なほ院中にあつて政をお執りになつた、之を院政といふ。又武士を擧げ用ひて北面とせられた。これから天皇の政治は上皇に移つて、院宣は詔勅よりも重くなり、攝政關白はあれども無きが如く、藤原氏の勢力はますます衰へた。

● 白河法皇の院政 上皇は深く佛教を信ぜられ、後髪を剃つて法

〔御系圖〕 十 七九頁及九六頁に續く



皇と稱された。法皇の院政は、堀河、鳥羽、崇徳の三天皇四十餘年にわたつたが、この間、法皇は宮



大寺と莊園

神輿と神木



僧兵 用が足ら

ず、遂に賣官の悪政がまた行はれるようになった。

五 僧兵 この頃佛教の盛なるにつれ寺院は多くの莊園を有して居たが、延暦寺園城寺興福寺の如き大寺は、數多の僧兵を置いて互に勢を争ひ、もし不平の事があれば、延暦寺の僧徒は日吉神社の神輿を擁し、興福寺の僧徒は春日神社の神木

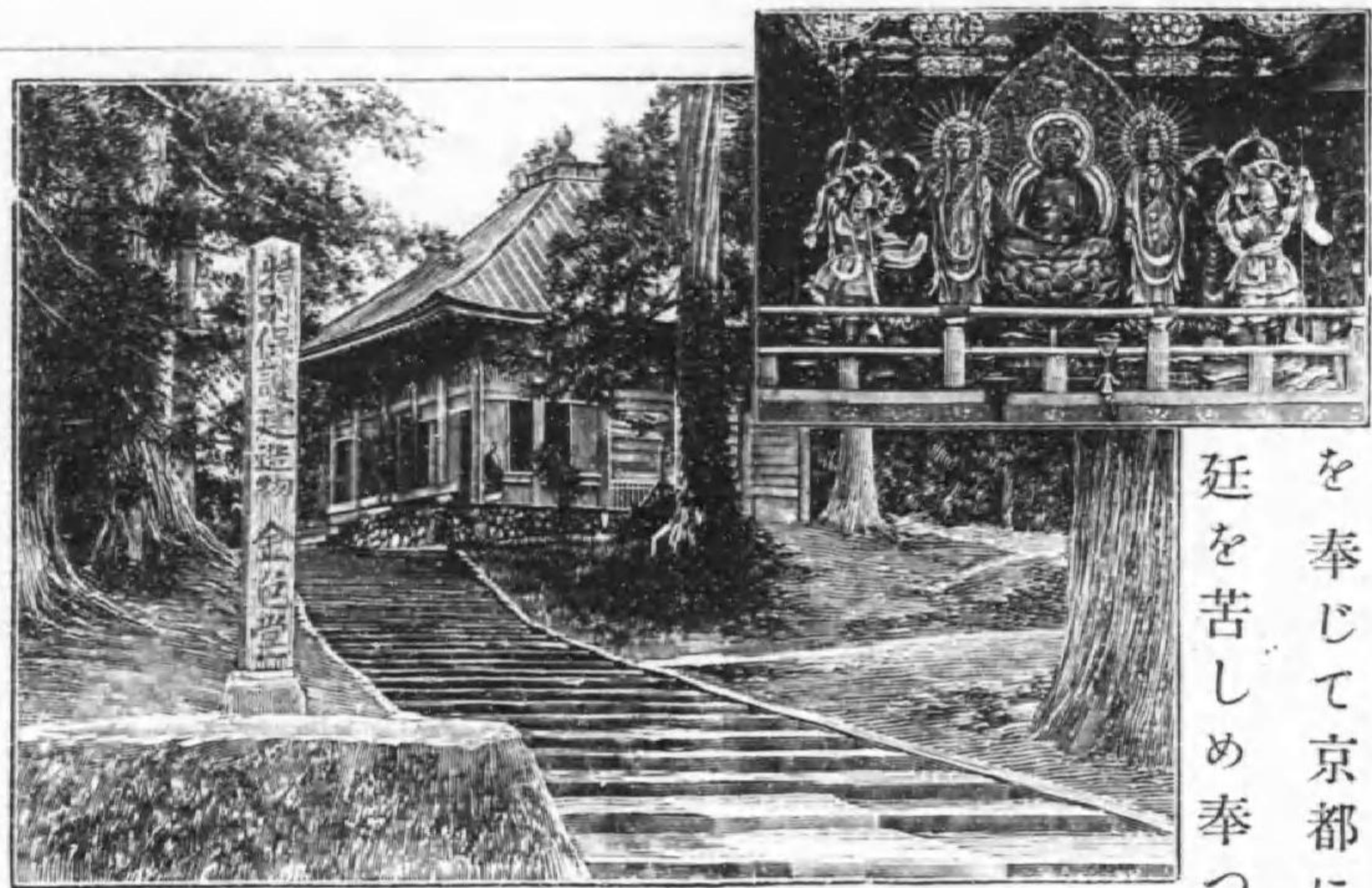
殿を營み、寺塔を建て、佛像を作り、またしばし高野・熊野(和歌山縣)等に行幸せられた。そこで國



春日神社

僧兵の強訴

武士の登用



金色堂

を奉じて京都に亂入し、朝廷に強訴するなど、大いに朝廷を苦しめ奉つた。

白河法皇の御言葉に「朕が意の如くならざるものは、たゞ賀茂川の水と、雙六の采と、山法師とのみなり」とある。

六 源平武士の登用 然るに朝臣等は柔弱で僧兵の跋扈を制することも出来なかつたから、常に武士に命じて之を鎮めさせられた。これから源平二氏が次第に朝廷に登用せられ、源氏は東國に、平氏は西國に各その勢力を扶殖した。平氏は貞盛の後久しく振はなかつた



平氏と西國

源氏と東國

が、忠盛になつて、白河鳥羽兩法皇の御信任を受け、且つしばしば山陽・南海地方の海賊を討つて、功を立て、勢が加はつた。これから平氏は西國武士の心を得た。

源氏は後三年の役平定後、義家が私財を頒つて將士を賞したので、これから東國の武士はますます源氏に歸服するようになった。



藤原清衡

平泉

中尊寺金色堂

陸奥の藤原氏 藤原清衡は後三年の役の功によつて、清原氏の舊領を併せ、子孫世々平泉(岩手)に居り、富強を極めた。清衡の建てた中尊寺の金色堂は今なほ存して、當時の榮華をしのばせる。

【總括】 第十六章

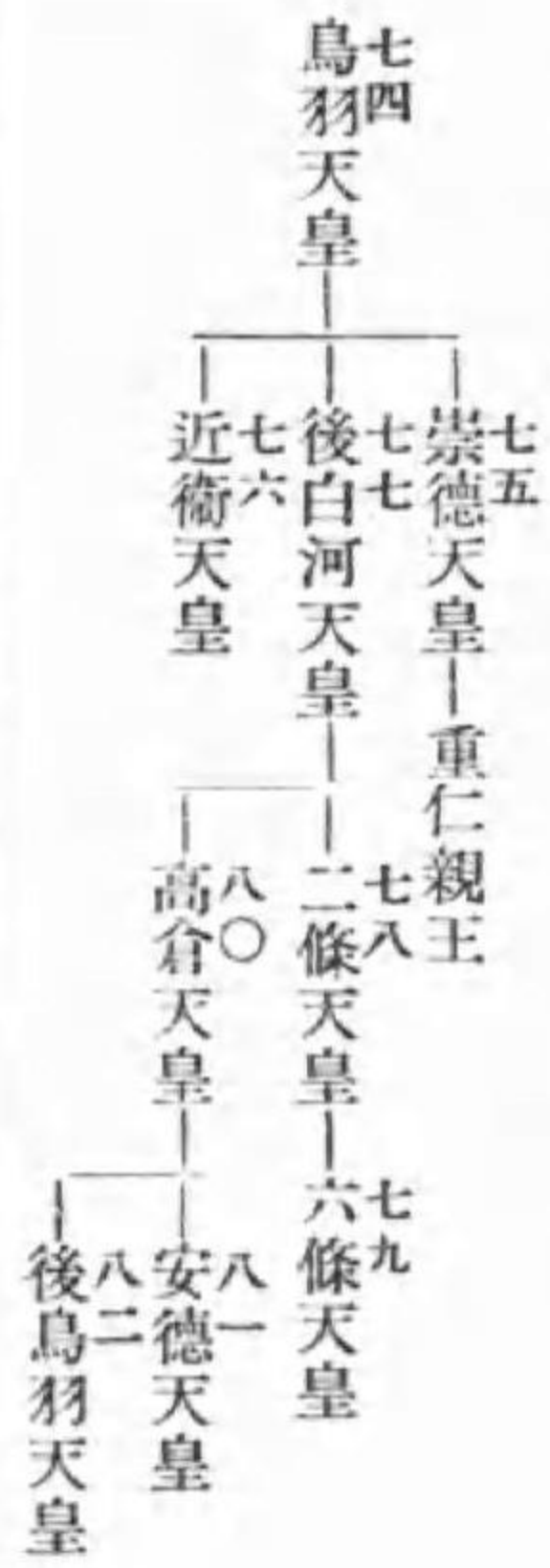
- 一 後三條天皇—天皇と藤原氏との關係
- 二 弊政の改革—記敘所設置—莊園停止—國司重任及賣官の禁止
- 三 院政—白河上皇の院政—院宣は詔勅よりも重い
- 四 白河法皇の院政—法皇の佛教信仰—高野熊野の行幸—弊政
- 五 僧兵—大寺(延曆寺・園城寺・興福寺)の莊園と僧兵—強訴

- 六 源平武士の登用—僧兵の跋扈と武士の登用—平氏と西國—源氏と東國
- 七 陸奥の藤原氏—藤原清衡—平泉—中尊寺の金色堂

第十七章 保元・平治の亂

鳥羽法皇の院政 崇徳天皇の御代に、白河法皇が崩御になつた

〔御系圖〕 十一 九頁及下卷二〇頁に續く



から、鳥羽法皇が之に代り、崇徳・近衛・後白河の三天皇、凡そ二十七年の間、院政をお聴きになつた。

保元の亂 崇徳天皇は

鳥羽法皇の御勸に従ひ、美福門院の生み奉つた近衛天皇に、早く位をお譲りになつた。然るに近衛天皇は早世なされたから、崇徳上皇は御子重仁親王を立てようと思召されたが、美福門院は關白藤

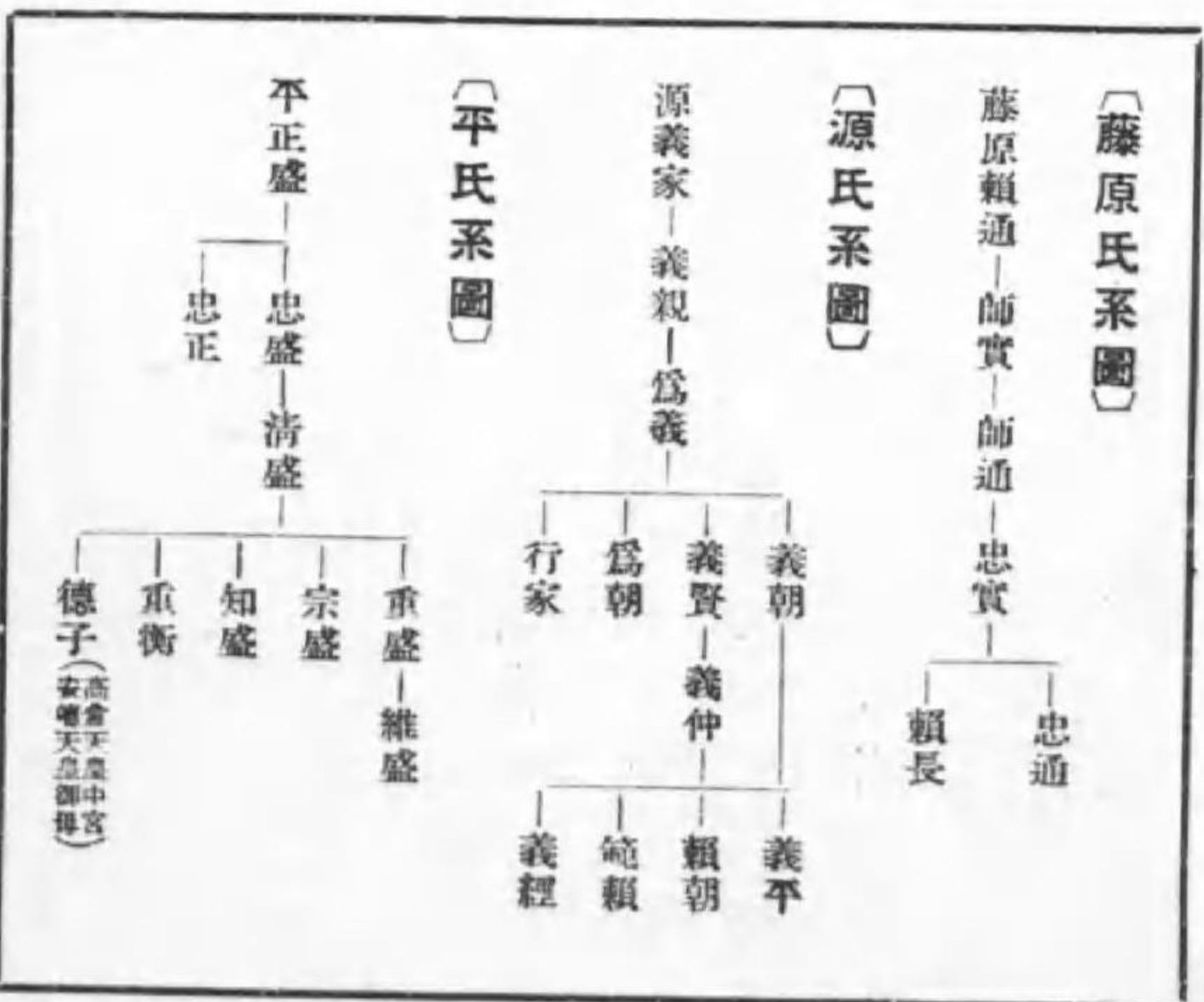
原因 (一) 皇位の争

(七六) 近衛天皇  
(七七) 後白河天皇



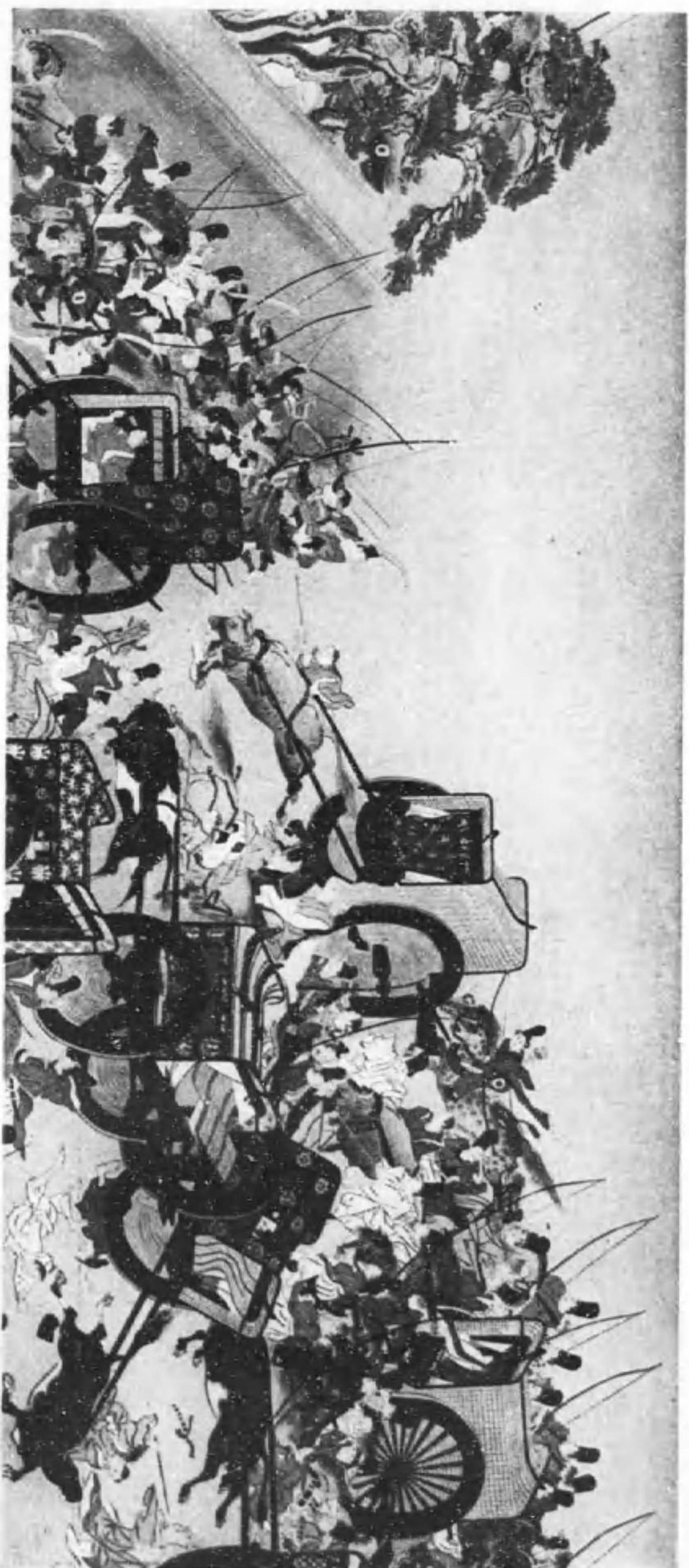
(二) 關白競望  
上皇の擧兵

原忠通と謀り、法皇に勧めて上皇の御弟後白河天皇を立て奉つたから、上皇はますます御不満であらせられた。時に藤原氏でも、左大臣頼長は關白とならうと望み、兄忠通と仲が善くなかつた。保元元年(六二六)鳥羽法皇が崩御になると、上皇は頼長と謀り、源爲義(義家)の孫の子爲朝及び平忠正等を白河殿に召し、兵をお擧げになつた。天皇乃ち源義朝(爲義の子)・平清盛(忠盛の子)等をして之を攻めさせられた。上皇の軍は遂に破れて、上皇は讃岐にお遷されになり、頼長は流矢にあたつて薨じ、爲義・忠正は殺され、爲朝は伊豆に流された。世に



結果

(第一の巻繪物語治平) 討夜殿條三



ばを皇上し討夜を殿條三らちで所御の皇上河白後が等頼信原藤原の乱の治平は繪のこのゆもる居てらちへ傳てしと「巻繪物語治平」に世でのしだい畫をよまる奉し移しに内大らあてとこふ云と事の思慶吉住家畫の明初代時倉藤は巻繪の此らあて分第一



之を保元の亂といふ。

◎平治の亂 亂後程なく、後白河天皇は位を御子二條天皇に譲つ

原因  
藤原通憲

藤原信賴

信賴・義朝等の  
舉兵



後白河天皇

て院政を行はれた。時に藤原通憲(西)といふ者、博學で後白河上皇の御信任を蒙り、頗る勢力があつた。清盛は之と婚姻の關係を結んで、その聲望(オモ)は義朝の上に出た。たまく、上皇の寵臣藤原信賴(トシ)が近衛大將とならうと望んだが、通憲の爲に妨げられたのを深くかくて平治元年(一)清盛は熊野(クマノ)に詣り、遂に義朝と結んだ。てだが、信賴・義朝はこの機を以て兵を挙げ、天皇及び上皇を幽し奉り、通憲を殺した。清盛は變を聞いて急ぎ歸り、天皇を六波羅(ムツ)の第に迎へ奉り、子重盛(シゲ)をして信賴等を攻めさせた。信賴・義朝等大い



結果  
に敗れ、信賴は誅せられ、義朝は東國に走らうとして尾張で殺され、その子賴朝は伊豆に流された。世に之を平治の亂と云ふ。

【總括】第十七章

- 鳥羽法皇の院政—崇徳・近衛・後白河天皇時代
- 保元の亂—(原因)一、皇位の争(イ)後鳥羽法皇・美福門院・藤原忠通の後白河天皇擁立—(ロ)崇徳上皇の重仁親王推舉—(二)藤原氏の關白競望(イ)藤原忠通(ロ)藤原賴長—上皇の舉兵—戰の經過(イ)後白河天皇・藤原忠通・源義朝・平清盛(ロ)崇徳上皇・藤原賴長・源爲義・源爲朝・平忠正—上皇の軍敗北—處分—崇徳上皇(讃岐)・賴長(戦死)爲義・忠正(斬)爲朝(流)
- 平治の亂—(原因)藤原通憲(信西)・平清盛と藤原信賴・源義朝の争—(亂の經過)義朝等敗れ同志斬流に處せられた。

第十八章 平氏の盛衰 諸源の舉兵

●平氏の全盛 かくて源氏は京都に勢を失ひ、平氏が獨り全盛を極めた。平治の亂後清盛は官位しきりに進み、二條天皇の皇子六條天皇



平清盛筆

(七九)六條天皇

清盛の榮達  
政體の一變  
(八〇)高倉天皇

平家一門の榮華

鹿ヶ谷會合

藤原成親  
僧 西光  
僧 俊寛

皇の御代には、從一位太政大臣となつた。武臣で始めて政權を握つたので、院政の勢がここに一變した。ついでその妻の妹の生み奉つた高倉天皇がお立になると、清盛の女徳子が入つて中宮となり、建禮門院と申した。一族多く高官にのぼり、その榮華は昔の藤原氏にも超えた。

平氏の一族三十餘人朝廷に仕へ、公卿に列するもの十餘人、一門の莊園五百餘ヶ所に達し、富強ならぶ者もなかつた。かくて清盛は安藝國嚴島に壯麗なる社殿を建て、また攝津の兵庫港を修築して海運の便をはかり、宋國と貿易を營んだ。

●藤原成親等の陰謀 高倉天皇の治承元年(八三三)後白河法皇の近臣藤原成親は、僧西光・俊寛等と密に京都の鹿谷に會して、平氏を滅ぼさうと謀つたが、事あらはれて、西光は殺され、成親・俊寛は流された。清盛は法皇をも幽し奉らうとしたが、重盛が固く諫めて之を



重盛の諫評

(八) 安徳天皇

以仁王

宇治の戦



平重盛

止めた。程なく重盛薨じたので、清盛の専横はますます甚しく、遂に法皇を幽し奉り、ついで徳子の生み奉った御年僅かに三歳の安徳天皇を位にお即け申した。そこで平氏は皇室の外戚となつた。

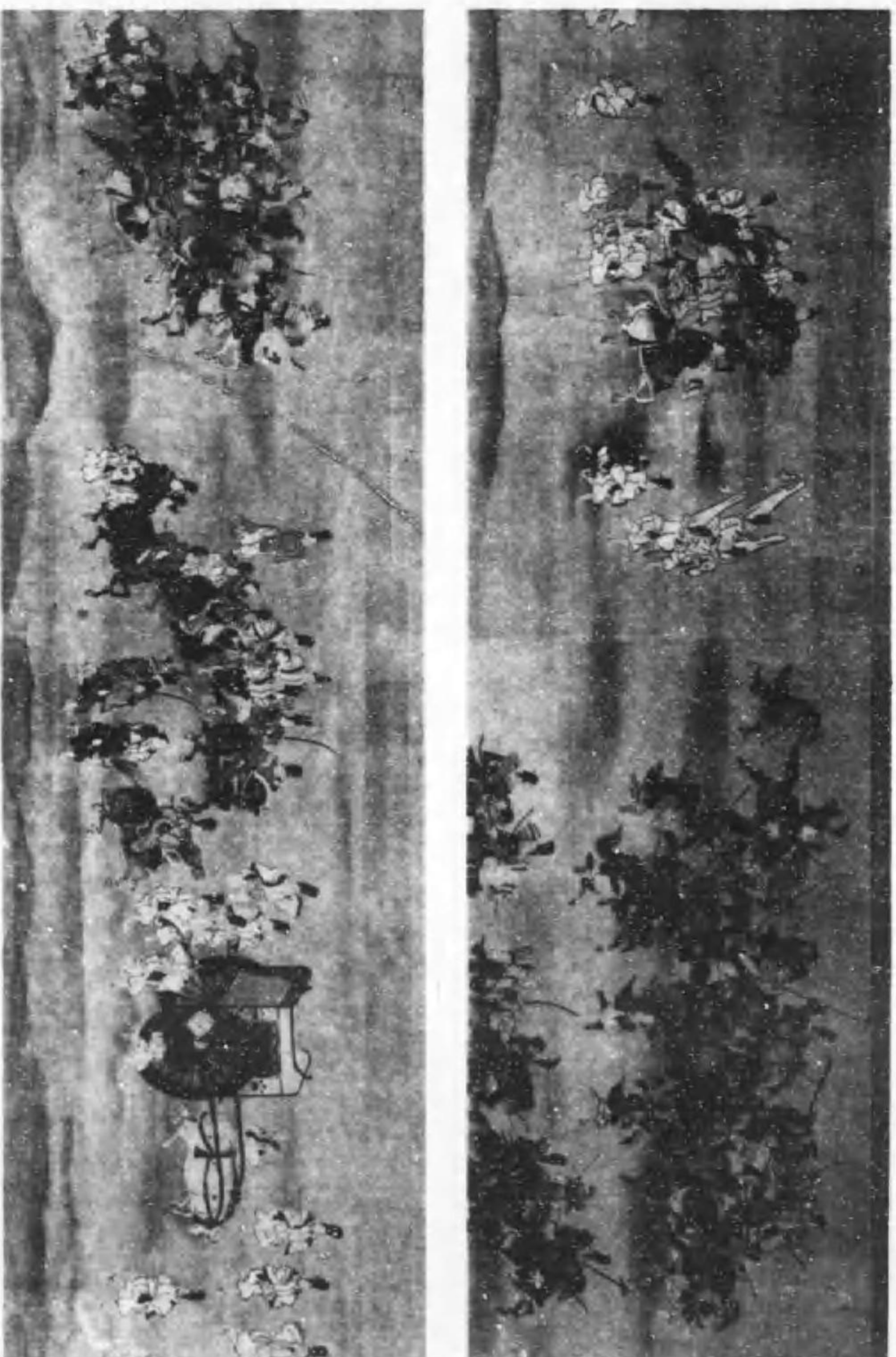
●源頼政の擧兵

源頼政(源頼光五の孫)は清

盛の専横を憤り、安徳天皇の治承四年(八四〇)高倉天皇の御兄以仁王(モトヒトワウ)を奉じ、王の令旨(リヤウジ)を諸國の源氏に傳へて平氏を討たせた。然るに謀が洩れたから、頼政は王を戴いて平氏の軍と宇治(京都府)に戦つたが敗死し、王もまた流矢にあたつて薨去せられた。

●福原遷都 頼政の敗後、清盛は天皇、法皇を奉じて己の別荘の攝津の福原(神戸市)に都を遷したが、上下これを喜ばなかつたので、程な

(第一の) 洞繪記繪現權日春) 圖 の 落 都 家 平



る 室に都りよに現示の神明日春、通草草藤とし從道に落都の皇天、讀女中洞繪記繪現權日春は圖本  
る 來出がさころ是にるす思道を況民の時常てつよに圖のこ。ちあで讀一るせと置主なごこ



くもとの京都に還つた。

⑤源頼朝の舉兵 頼朝は以仁王の令旨を奉じ妻政子の父北條時

政等と謀つて、兵を伊豆に舉げ、一たび石橋山(川神奈)に敗れたけれども、東國の豪族で來り屬する者が多く、鎌倉(川神奈)に據つて、勢大いに振つた。頼朝の末弟義經も亦奥州から馳せ加はつた。清盛は孫維盛をやつて討たせた。平氏の軍は進んで駿河に至り、富士川(川ガ)を挟んで頼朝の軍と對陣したが、一夜水鳥の羽音に驚き、戦はないで京都に逃げ歸つた。

石橋山の戦  
鎌倉  
富士川の對陣



源頼朝興起地方圖

⑥源義仲の舉兵 この頃、頼朝の從弟源義仲もまた以仁王の令旨

富士川の瀬々の岩こす水よりもはやくも落つる伊勢平氏かな (落首)



平宗盛  
礪波山の戦

平氏の西走

義仲の敗死



を奉じて兵を信濃に起し、勢盛であつた。時に京都では清盛が薨じて子宗盛つぎ、維盛等をして義仲を討たせた。義仲之を礪波山(富山)に破り、勢に乗じて京都に迫つた。平宗盛は恐れて安徳天皇を奉じ、一族と共に九州に奔つた。時に壽永二年(八四三)である。義仲は直ちに入京したが、功にほこつて亂暴の振舞が多かつたので、頼朝は弟範頼、義経を遣はして、義仲を討たせた。義仲は之を宇治(京都)勢多(滋賀)に防いだ。が敗れ、近江の栗津(滋賀)で遂に戦死した(八四四)。

⑦平氏の滅亡 かの間に平氏は勢力を回復し、福原に還つて一ノ谷(神戸市)に據り、

屋島の戦

壇ノ浦の戦



島 原

こと二十年で、ここに滅んだ。義経やがて神鏡及び神璽を奉じて京都に歸つた。

範頼、義経之を攻めたので(八四四)宗盛は天皇を奉じて讃岐の屋島(香川)に逃れた。義経また之を襲うて破り、逃げるのを追ふて大いに長門の壇ノ浦(山口)で戦つた。この戦に平一族殆ど戦死し、天皇は海にお沈みになつた。時に壽永四年(八四五)三月である。平氏は榮華をむさぼる



宮 間 赤



【總括】 第十八章

- 平氏の全盛 清盛の榮華 政體一變 平氏一族の榮華
- 藤原成親等の陰謀 鹿ヶ谷の會合(藤原成親・僧西光・僧俊寛) 重盛の諫諍 法皇を幽し奉つた 安德天皇の御即位 平氏外戚となつた
- 源賴政の舉兵 以仁王の令旨 宇治の戦 敗戦
- 福原遷都 清盛の別業 上下福原遷都を喜ばぬ
- 源賴朝の舉兵 源賴朝伊豆に起つた 石橋山の戦 鎌倉 富士川の對陣
- 源義仲の舉兵 義仲信濃に起つた 平宗盛 磯波山の戦 平氏の西走 義仲の亂暴 宇治勢多の戦 栗津の戦
- 平氏の滅亡 一ノ谷の戦 屋島の戦 壇ノ浦の戦

總括

第二編 第二期

- 平安奠都 蝦夷の鎮定 桓武天皇 平安奠都 蝦夷征伐
- 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢 新羅の盛衰 高麗の統一 渤海の入貢
- 嵯峨天皇 佛教の新宗派 漢文學 嵯峨天皇 藏人所と檢非違使 佛教の新宗派 漢文學と學校
- 攝政・關白 藤原氏の四家 藤原良房 藤原基經 藤原氏の權勢

菅原道真 宇多天皇 菅原道真 延喜の治

地方の情況 承平・天慶の亂 地方の情況 武士の起源 承平・天慶の亂 源平二氏

藤原氏の榮華 天曆の治 藤原氏の專權 藤原氏一門の争 藤原氏の全盛

平安時代の文物 漢文學の衰微 國文學の發達 才女の輩出 美術工藝 風俗

刀伊の入寇 前九年・後三年の役 刀伊の入寇 平忠常の亂 前九年の役 後三年の役

後三條天皇 院政 僧兵 後三條天皇 弊政の改革 院政 白河法皇の院政 僧兵 源平武士の登用 陸奥の藤原氏

保元・平治の亂 鳥羽法皇の院政 保元の亂 平治の亂

平氏の盛衰 諸源の舉兵 平氏の全盛 藤原成親等の陰謀 源賴政の舉兵 福原遷都 源賴朝の舉兵 源義仲の舉兵 平氏の滅亡

訂改 中學日本歴史教科書 上卷 終







年表 (上卷の二)

時代	御代數	天皇	御在位年間	御即位よりの年(紀元)	重	要	事	項	支那
上	一	神武	一—六	—	(一)	天皇橿原宮に即位し給ふ			周
	二	綏靖	七—一三						
	三	安寧	一四—二〇						
	四	懿德	二一—二七						
	五	孝昭	二八—三四						
	六	孝安	三五—四一						
	七	孝靈	四二—四八						
	八	孝元	四九—五五						
	九	開化	五六—六二	六	(五六九)	鏡・鏡を大和笠織色に遷し給ふ			
	一〇	崇神	六三—六九	一〇	(五七三)	四道將軍を派遣す			
	一一	垂仁	七〇—七六	一一	(五七五)	始めて人民に調役を課す			
	一二	景行	七七—八三	一二	(六〇四)	新羅建國			
	一三	成務	八四—九〇	一三	(六二四)	高麗建國			
	一四	仲哀	九一—九七	一四	(六四三)	百濟建國			
	一五	應神	九八—一〇四	一五	(六五六)	皇大神宮を伊勢五十鈴川のほとりに遷し給ふ			
	一六	仁德	一〇五—一一一	一六	(六五九)	殉死を禁ず			
	一七	履中	一一二—一一八	一七	(七四二)	熊襲親征			
	一八	反正	一一九—一二五	一八	(七五七)	日本武尊の熊襲征伐			
	一九	允恭	一二六—一三二	一九	(七七〇)	日本武尊の蝦夷征伐			
	二〇	安康	一三三—一三九	二〇	(七七三)	日本武尊禁ず			
	二一	雄略	一四〇—一四六	二一	(七九五)	國縣を分ち國造・縣主等を置く			
	二二	清寧	一四七—一五三	二二	(八三三)	熊襲親征			
	二三	顯宗	一五四—一六〇	二三	(八六〇)	神功皇后新羅征伐			
	二四	仁賢	一六一—一六七	二四	(八四三)	弓月君歸化す			
	二五	武烈	一六八—一七四	二五	(九四三)	阿直岐來朝す			
	二六	繼體	一七五—一八一	二六	(九四五)	王仁來朝す			
	二七	雄略	一八二—一八八	二七	(九四九)	阿知使主歸化す			
	二八	顯宗	一八九—一九五	二八	(九六六)	阿知使主を吳に遣す			
	二九	清寧	一九六—二〇二	二九	(九七三)	難波遷都			
	三〇	顯宗	二〇三—二〇九	三〇	(九七六)	課役を免じ給ふ			
	三一	武烈	二一〇—二一六	三一	(一一三三)	吉備田狹任那にて叛す			
	三二	武烈	二一七—二二三	三二	(一一三八)	豐受大神を伊勢山田に祀り給ふ			
	三三	武烈	二二四—二三〇	三三	(一一四七)	紀大磐任那にて叛す			
	三四	武烈	二三一—二三七	三四	(一一八二)	梁人司馬達等來る			
	三五	武烈	二三八—二四四	三五	(一一八七)	筑紫國に新羅使來り			
	三六	武烈	二四五—二五一	三六	(一二一七)	新羅國に新羅使來り			

支那 周 秦 前漢 新漢 後漢 三國 西 晉 東 晉 南 北



年表 (上卷の1)

時代	御代數	天皇	御在位年間	御即位よりの年(紀元)	重	要	事	項	支那
上	一	神武	一—六	一 (一)			天皇橿原宮に即位し給ふ		周
	二	綏靖	七—一三						
	三	安寧	一四—二〇						
	四	懿德	二一—二七						
	五	孝昭	二八—三四						
	六	孝安	三五—四一						
	七	孝靈	四二—四八						
	八	孝元	四九—五五						
	九	開化	五六—六二	六 (五六)			鏡・劍を大和笠縫色に遷し給ふ		
	一〇	崇神	六三—六九	一〇 (五七三)			四道將軍を派遣す		
	一一	垂仁	七〇—七六	一一 (五七五)			始めて人民に調役を課す		
	一二	景行	七七—八三	一二 (五七五)			新羅建國		
	一三	成務	八四—九〇	一三 (六〇四)			高麗建國		
	一四	仲哀	九一—九七	一四 (六二四)			百濟建國		
	一五	應神	九八—一〇四	一五 (六四三)			皇大神宮を伊勢五十鈴川のほとりに遷し給ふ		
	一六	仁德	一〇五—一一一	一六 (六五九)			殉死を禁ず		
	一七	履中	一一二—一一八	一七 (六七二)			熊襲親征		
	一八	反正	一一九—一二五	一八 (七四二)			日本武尊の熊襲征伐		
	一九	允恭	一二六—一三二	一九 (七五七)			日本武尊の蝦夷征伐		
	二〇	安康	一三三—一三九	二〇 (七七〇)			日本武尊薨す		
	二一	雄略	一四〇—一四六	二一 (七七三)			國縣を分ち國造・縣主等を置く		
	二二	清寧	一四七—一五三	二二 (七九五)			熊襲親征		
	二三	顯宗	一五四—一六〇	二三 (八六〇)			神功皇后新羅征伐		
	二四	仁賢	一六一—一六七	二四 (八六〇)			弓月君歸化す		
	二五	武烈	一六八—一七四	二五 (八六〇)			阿直岐來朝す		
	二六	繼體	一七五—一八一	二六 (八六〇)			王仁來朝す		
	二七	安閑	一八二—一八八	二七 (八六〇)			阿知使主歸化す		
	二八	宣化	一八九—一九五	二八 (八六〇)			阿知使主を吳に遣す		
	二九	欽明	二〇〇—二〇六	二九 (八六〇)			難波遷都		
	三〇	敏達	二〇七—二一三	三〇 (八六〇)			課役を免じ給ふ		
	三一	用明	二一四—二二〇	三一 (八六〇)					
	三二	崇峻	二二一—二二七	三二 (八六〇)					
古	三三	推古	二二八—二三四	三三 (八六〇)					
	三四	舒明	二三五—二四一	三四 (八六〇)					
	三五	皇極	二四二—二四八	三五 (八六〇)					
	三六	推古	二四九—二五五	三六 (八六〇)					
	三七	推古	二五六—二六二	三七 (八六〇)					
	三八	推古	二六三—二六九	三八 (八六〇)					
	三九	推古	二七〇—二七六	三九 (八六〇)					
	四〇	推古	二七七—二八三	四〇 (八六〇)					
	四一	推古	二八四—二九〇	四一 (八六〇)					
	四二	推古	二九一—二九七	四二 (八六〇)					
	四三	推古	二九八—三〇四	四三 (八六〇)					
	四四	推古	三〇五—三一〇	四四 (八六〇)					
	四五	推古	三一〇—三一五	四五 (八六〇)					
	四六	推古	三一五—三二〇	四六 (八六〇)					
	四七	推古	三二〇—三二五	四七 (八六〇)					
	四八	推古	三二五—三三〇	四八 (八六〇)					
	四九	推古	三三〇—三三五	四九 (八六〇)					
	五〇	推古	三三五—三四〇	五〇 (八六〇)					
	五一	推古	三四〇—三四五	五一 (八六〇)					
	五二	推古	三四五—三五一〇	五二 (八六〇)					
	五三	推古	三五〇—三五五	五三 (八六〇)					
	五四	推古	三五五—三六〇	五四 (八六〇)					
	五五	推古	三六〇—三六五	五五 (八六〇)					
	五六	推古	三六五—三七〇	五六 (八六〇)					
	五七	推古	三七〇—三七五	五七 (八六〇)					
	五八	推古	三七五—三八〇	五八 (八六〇)					
	五九	推古	三八〇—三八五	五九 (八六〇)					
	六〇	推古	三八五—三九〇	六〇 (八六〇)					
	六一	推古	三九〇—三九五	六一 (八六〇)					
	六二	推古	三九五—四〇〇	六二 (八六〇)					
	六三	推古	四〇〇—四〇五	六三 (八六〇)					
	六四	推古	四〇五—四一〇	六四 (八六〇)					
	六五	推古	四一〇—四一五	六五 (八六〇)					
	六六	推古	四一五—四二〇	六六 (八六〇)					
	六七	推古	四二〇—四二五	六七 (八六〇)					
	六八	推古	四二五—四三〇	六八 (八六〇)					
	六九	推古	四三〇—四三五	六九 (八六〇)					
	七〇	推古	四三五—四四〇	七〇 (八六〇)					
	七一	推古	四四〇—四四五	七一 (八六〇)					
	七二	推古	四四五—四五〇	七二 (八六〇)					
	七三	推古	四五〇—四五五	七三 (八六〇)					
	七四	推古	四五五—四六〇	七四 (八六〇)					
	七五	推古	四六〇—四六五	七五 (八六〇)					
	七六	推古	四六五—四七〇	七六 (八六〇)					
	七七	推古	四七〇—四七五	七七 (八六〇)					
	七八	推古	四七五—四八〇	七八 (八六〇)					
	七九	推古	四八〇—四八五	七九 (八六〇)					
	八〇	推古	四八五—四九〇	八〇 (八六〇)					
	八一	推古	四九〇—四九五	八一 (八六〇)					
	八二	推古	四九五—五〇〇	八二 (八六〇)					
	八三	推古	五〇〇—五〇五	八三 (八六〇)					
	八四	推古	五〇五—五一〇	八四 (八六〇)					
	八五	推古	五一〇—五一五	八五 (八六〇)					
	八六	推古	五一五—五二〇	八六 (八六〇)					
	八七	推古	五二〇—五二五	八七 (八六〇)					
	八八	推古	五二五—五三〇	八八 (八六〇)					
	八九	推古	五三〇—五三五	八九 (八六〇)					
	九〇	推古	五三五—五四〇	九〇 (八六〇)					
	九一	推古	五四〇—五四五	九一 (八六〇)					
	九二	推古	五四五—五五〇	九二 (八六〇)					
	九三	推古	五五〇—五五五	九三 (八六〇)					
	九四	推古	五五五—五六〇	九四 (八六〇)					
	九五	推古	五六〇—五六五	九五 (八六〇)					
	九六	推古	五六五—五七〇	九六 (八六〇)					
	九七	推古	五七〇—五七五	九七 (八六〇)					
	九八	推古	五七五—五八〇	九八 (八六〇)					
	九九	推古	五八〇—五八五	九九 (八六〇)					
	一〇〇	推古	五八五—五九〇	一〇〇 (八六〇)					
	一〇一	推古	五九〇—五九五	一〇一 (八六〇)					
	一〇二	推古	五九五—六〇〇	一〇二 (八六〇)					
	一〇三	推古	六〇〇—六〇五	一〇三 (八六〇)					
	一〇四	推古	六〇五—六一〇	一〇四 (八六〇)					
	一〇五	推古	六一〇—六一五	一〇五 (八六〇)					
	一〇六	推古	六一五—六二〇	一〇六 (八六〇)					
	一〇七	推古	六二〇—六二五	一〇七 (八六〇)					
	一〇八	推古	六二五—六三〇	一〇八 (八六〇)					
	一〇九	推古	六三〇—六三五	一〇九 (八六〇)					
	一一〇	推古	六三五—六四〇	一一〇 (八六〇)					
	一一一	推古	六四〇—六四五	一一一 (八六〇)					
	一一二	推古	六四五—六五〇	一一二 (八六〇)					
	一一三	推古	六五〇—六五五	一一三 (八六〇)					
	一一四	推古	六五五—六六〇	一一四 (八六〇)					
	一一五	推古	六六〇—六六五	一一五 (八六〇)					
	一一六	推古	六六五—六七〇	一一六 (八六〇)					
	一一七	推古	六七〇—六七五	一一七 (八六〇)					
	一一八	推古	六七五—六八〇	一一八 (八六〇)					
	一一九	推古	六八〇—六八五	一一九 (八六〇)					
	一二〇	推古	六八五—六九〇	一二〇 (八六〇)					
	一二一	推古	六九〇—六九五	一二一 (八六〇)					
	一二二	推古	六九五—七〇〇	一二二 (八六〇)					
	一二三	推古	七〇〇—七〇五	一二三 (八六〇)					
	一二四	推古	七〇五—七一〇	一二四 (八六〇)					
	一二五	推古	七一〇—七一五	一二五 (八六〇)					
	一二六	推古	七一五—七二〇	一二六 (八六〇)					
	一二七	推古	七二〇—七二五	一二七 (八六〇)					
	一二八	推古	七二五—七三〇	一二八 (八六〇)					
	一二九	推古	七三〇—七三五	一二九 (八六〇)					
	一三〇	推古	七三五—七四〇	一三〇 (八六〇)					
	一三一	推古	七四〇—七四五	一三一 (八六〇)					
	一三二	推古	七四五—七五〇	一三二 (八六〇)					
	一三三	推古	七五〇—七五五	一三三 (八六〇)					
	一三四	推古	七五五—七六〇	一三四 (八六〇)					
	一三五	推古	七六〇—七六五	一三五 (八六〇)					
	一三六	推古	七六五—七七〇	一三六 (八六〇)					
	一三七	推古	七七〇—七七五	一三七 (八六〇)					
	一三八	推古	七七五—七八〇	一三八 (八六〇)					
	一三九	推古	七八〇—七八五	一三九 (八六〇)					
	一四〇	推古	七八五—七九〇	一四〇 (八六〇)					
	一四一	推古	七九〇—七九五	一四一 (八六〇)					
	一四二	推古	七九五—八〇〇	一四二 (八六〇)					
	一四三	推古	八〇〇—八〇五	一四三 (八六〇)					
	一四四	推古	八〇五—八一〇	一四四 (八六〇)					
	一四五	推古	八一〇—八一五	一四五 (八六〇)					
	一四六	推古	八一五—八二〇	一四六 (八六〇)					
	一四七	推古	八二〇—八二五	一四七 (八六〇)					
	一四八	推古	八二五—八三〇	一四八 (八六〇)					
	一四九	推古	八三〇—八三五	一四九 (八六〇)					
	一五〇	推古	八三五—八四〇	一五〇 (八六〇)					
	一五一	推古	八四〇—八四五	一五一 (八六〇)					
	一五二	推古	八四五—八五〇	一五二 (八六〇)					
	一								



年表 (上卷の二)

時代	御代數	天皇	御在位年間	年號	元	重	要	事	項	支那
三六	孝德	一三〇—一三四	大化	一 (一三〇五)				始めて年號を建つ		
三七	齊明	一三五—一三九	同	二 (一三〇六)				改新の詔下る		
三八	天智	一四〇—一四四	同	三 (一三〇九)				八省百官を置く		
三九	弘文	一四五—一四九	同	四 (一三一八)				阿倍比羅夫蝦夷及び肅慎を伐つ		
四〇	天武	一五〇—一五四	同	五 (一三二〇)				比羅夫再び肅慎を討つ		
四一	持統	一五五—一五九	同	六 (一三二三)				百濟亡ぶ		
四二	文武	一六〇—一六四	同	七 (一三二七)				都を近江大津に遷し給ふ		
四三	天智	一六五—一六九	同	八 (一三二八)				高麗亡ぶ		
四四	元正	一七〇—一七四	同	九 (一三二九)				藤原鎌足薨す		
四五	元明	一七五—一七九	同	一〇 (一三三〇)						
四六	元武	一八〇—一八四	同	一一 (一三三一)						
四七	聖武	一八五—一九〇	同	一二 (一三三二)						
四八	孝謙	一九一—一九五	同	一三 (一三三三)						
四九	淳仁	一九六—二〇〇	同	一四 (一三三四)						
五〇	稱徳	二〇一—二〇五	同	一五 (一三三五)						
五一	光仁	二〇六—二一〇	同	一六 (一三三六)						
五二	桓武	二一一—二一五	同	一七 (一三三七)						
五三	平城	二二〇—二二四	同	一八 (一三三八)						
五四	嵯峨	二二九—二三三	同	一九 (一三三九)						
五五	淳和	二四二—二四六	同	二〇 (一三四〇)						
五六	仁明	二五〇—二五四	同	二一 (一三四一)						
五七	文德	二五九—二六三	同	二二 (一三四二)						
五八	清和	二六八—二七二	同	二三 (一三四三)						
五九	陽成	二七七—二八一	同	二四 (一三四四)						
六〇	光孝	二八〇—二八四	同	二五 (一三四五)						
六一	宇多	二八三—二八七	同	二六 (一三四六)						
六二	醍醐	二八八—二九二	同	二七 (一三四七)						
六三	宇治	二九七—三〇一	同	二八 (一三四八)						
六四	朱雀	三〇六—三一〇	同	二九 (一三四九)						
六五	延暦	三一五—三一九	同	三〇 (一三三〇)						
六六	天長	三二四—三二八	同	三一 (一三三一)						
六七	天仁	三三三—三三七	同	三二 (一三三二)						
六八	天徳	三三六—三四〇	同	三三 (一三三三)						
六九	天保	三四九—三五三	同	三四 (一三三四)						
七〇	天曆	三五八—三六二	同	三五 (一三三五)						
七一	天徳	三六七—三七一	同	三六 (一三三六)						
七二	天保	三七六—三八〇	同	三七 (一三三七)						
七三	天曆	三八五—三八九	同	三八 (一三三八)						
七四	天徳	三九四—三九八	同	三九 (一三三九)						
七五	天保	四〇三—四〇七	同	四〇 (一三三〇)						
七六	天曆	四一六—四二〇	同	四一 (一三三一)						
七七	天徳	四二五—四二九	同	四二 (一三三二)						
七八	天保	四三四—四三八	同	四三 (一三三三)						
七九	天曆	四四三—四四七	同	四四 (一三三四)						
八〇	天徳	四五二—四五六	同	四五 (一三三五)						
八一	天保	四六〇—四六四	同	四六 (一三三六)						
八二	天曆	四六九—四七三	同	四七 (一三三七)						
八三	天徳	四七八—四八二	同	四八 (一三三八)						
八四	天保	四九一—四九五	同	四九 (一三三九)						
八五	天曆	五〇〇—五〇四	同	五〇 (一三三〇)						
八六	天徳	五〇九—五一三	同	五一 (一三三一)						
八七	天保	五一八—五二二	同	五二 (一三三二)						
八八	天曆	五二七—五三一	同	五三 (一三三三)						
八九	天徳	五三六—五四〇	同	五四 (一三三四)						
九〇	天保	五四五—五四九	同	五五 (一三三五)						
九一	天曆	五五四—五五八	同	五六 (一三三六)						
九二	天徳	五六三—五六七	同	五七 (一三三七)						
九三	天保	五七二—五七六	同	五八 (一三三八)						
九四	天曆	五八〇—五八四	同	五九 (一三三九)						
九五	天徳	五八九—五九三	同	六〇 (一三三〇)						
九六	天保	六〇二—六〇六	同	六一 (一三三一)						
九七	天曆	六一〇—六一四	同	六二 (一三三二)						
九八	天徳	六一九—六二三	同	六三 (一三三三)						
九九	天保	六二八—六三二	同	六四 (一三三四)						
一〇〇	天曆	六三七—六四一	同	六五 (一三三五)						

唐







昭和四年九月十三日印刷  
昭和四年九月十八日發行

檢 印  
之 章

著作權所有  
不許複製

訂改中學日本歷史教科書  
卷上  
定價金四拾五錢  
昭和五年度  
臨時定價

著 者 藤 井 甚 太 郎  
東京市神田區錦町一丁目十九番地

發 行 者 鈴 木 德 三 郎  
東京市神田區錦町三丁目十七番地

印 刷 者 白 井 赫 太 郎  
東京市神田區錦町二丁目十九番地

發 行 所 瞭 文 堂  
振替口座東京五〇一六三番

東 部 專 賣 株式會社 大 阪 寶 文 館  
大阪市西區阿波野通四丁目  
西 部 專 賣 株式會社 北 隆 館  
東京市京橋區元數寄屋町三丁目

東 京 市 內 專 賣 文 修 堂  
東京市神田區錦町一ノ一九  
（教科書は常に多數準備有之候につき萬一供  
給に御不満の節は直接御問合せ被下度候）

所 刷 印 社 興 精 所 刷 印



終

